

伝えられる)、そこから水中出現観音の口碑が生まれたと思われる。

つまり、浅羽家はやはり観音(あるいは白山)と縁の深い家で、近郷近在に知れた観音信者だった。永祿年間に作為に満ちた観音縁起を作らなければならぬほど、遠江の浅羽家は観音信者として包み隠せない存在だったのである。またそのために、法多山とは縁を切らなければならぬ事件が起こったのだと想像する。そこで、次に白山と法多山について考えてみたい。

二 田遊びと白山神社

田遊びは白山社の祭り 弘化三年(一八四六)には「当正月七日白山祭礼田遊」と、田遊びは白山権現社の祭りであった。この白山社の祭りについては地誌にも記されていて、『郷里雑記』では、

「法多山は固より白山権現の山なりけるに、柴村の百姓浅羽善蔵が先祖の浅羽庄司なる者、田の中より観音の御像を掘出て此山に御堂を造りてをさめ奉り」と云へり、…略…此田遊ノ時ニ浅羽ノ柴村ヨリ供物ヲ捧来テ、白山権現ニモ観音菩薩ニモ奉ルナリ

とある。法多山は昔から白山権現を祀る山なのに、善蔵が観音を納めたために観音の山になってしまったと、著者の八木美穂は観音の山になったことを納得していないかのような書き振りである。

もとより八木は国学者、神道寄りに考えるのも無理はない。また白山の祭りだから、田遊びには柴村から白山権現にも観音にも供物をあげるのだともある。現在の田遊びにも白山信仰の要素があることはすでに述べた通りだが、門前集落で尊永寺を「お山」と表現するのは、この白山信仰からの伝統的な表現だと思われる。ただし、法多山は近世を通じて厄除観音の山であり、あくまでも白山神社は鎮守であった。

虚空蔵菩薩とオニワグサ 白山は養老元年(七一七)に泰澄が開山した修験道の山で、越前国・美濃国・加賀国の境にそびえ、主峰は標高二七〇二メートルの

御前峰で、大汝峰、別山を合わせて白山の御在所とよぶ。御前峰の神は伊弉冉尊で白山妙理大菩薩と号し本地仏が十一面観音、大汝峰は大己貴命で本地は阿弥陀如来、別山は小白山別山大行事で聖観音を本地とする。

白山への登り口は加賀馬場、越前馬場、美濃馬場と三つある。山頂を上宮としてそれぞれに下宮と中宮があり、加賀馬場は下宮が白山比咩神社、中宮が尾添村(現尾口村)の筥笠中宮と中宮寺、越前馬場の外宮は平泉寺白山神社、中宮は石徹白の白山中居神社、美濃馬場の下宮は白山長滝寺と長滝白山神社、中宮は越前馬場と同じ石徹白の白山中居神社だと考えられている⁽²⁶⁾。ただし、時代によって変動がある。

中宮石徹白は開山の泰澄が修行したところで、中居神社の本地仏として虚空蔵菩薩を祀る。『越前国名蹟考』によると「石徹白の宮白山三社なり拜殿に虚空蔵菩薩を安置す□□秘してひらかず」とあり、鎌倉時代の像だという⁽²⁷⁾。また、泰澄は虚空蔵菩薩求聞持法⁽²⁸⁾といい記憶をよくする修行をしたために、亡くなって神格化されると、虚空蔵菩薩を泰澄の本地仏として祀るようになったのではないかもしれない⁽²⁸⁾。法多山に現在奥の院として祀られているのは虚空蔵菩薩である。しかもこれは近世まで白山権現社の奥の院であった。『古蹟図絵全』に、「鎮守は白山大権現、奥の院は虚空蔵大菩薩なり」とある。ここでいう「奥の院」は、法多山一山の奥の院であり、そこに虚空蔵菩薩を祀るのは、中世以来の白山信仰の名残をとどめるものと考ええる。すると、これはいうまでもなく泰澄の本地仏であり、泰澄そのものといえよう。

ところで、浅羽家は六月十二日にオニワグサといい法多山に詣でる習慣があったという。この儀礼の内容は尊永寺にも浅羽家にも伝わっておらず、何を目的としていたのかは不明である。

そこで、目を美濃長滝に転じてみよう。美濃長滝寺に残る慶安元年(一六四八)の「修正延年并祭礼之次第」⁽²⁹⁾によると、

一 六月朔日朝戸開 是ハ石徹白より御山奥の院迄の御戸を開也 略
 一 七月朔日御戸納 是も石徹白より室々の御戸を納 王子くろめにして同
 七日二下向 同七日中宮の御戸納也
 だという。六月は白山の山の神の扉が開き、禪定ぜんじょうといひ信仰登山が行われる月なのである。なお、中世禪定の朝戸開は六月十一日（泰澄の誕生日）で、頂上の社殿の開扉は六月十八日だといふ。⁽³⁰⁾

このようなことから六月十二日のオニワグサは、奥の院への道切りの日だったと想像される。虚空蔵菩薩つまり白山開山の泰澄を参詣するためのオニワグサだったのである。これを十一日とせず十二日としたのは、本社の朝戸開を待つてのことだったのであろう。つまり、法多山は白山のミニ霊場化していたのではないかと想像される。

尊永寺には昭和四〇年ころまで、六月十二日を開山祭とする行事があった。⁽³¹⁾ 現在尊永寺では、高野山にならって六月十五日を青葉祭と称して弘法大師の誕生会としている。⁽³²⁾ おそらく十二日の開山祭の歴史が不明になって、高野山の行事に置き換えたのであろう。もつとも現在は高野山派の真言宗の寺として揺るぎない地位にあり、現代史としては弘法大師の誕生会のほうがふさわしくもある。

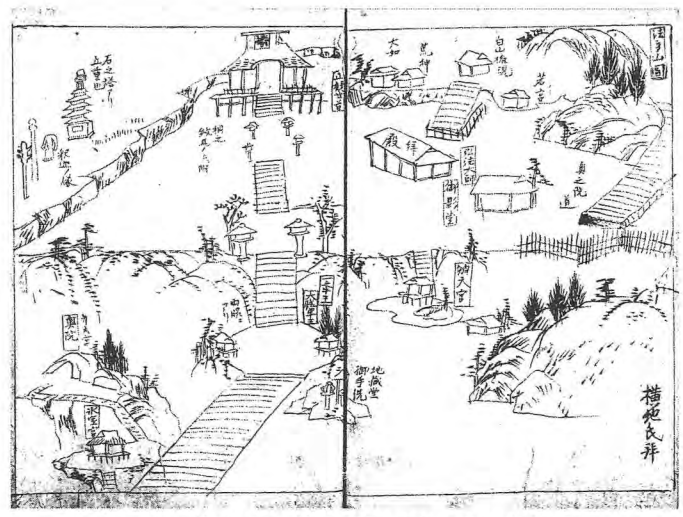
白山と法多山 この白山と法多山との結びつきは中世からの歴史があろう。先にあげた永祿八年銘の祝田観音縁起も、法多山の白山本地仏の縁起と何らかの関係があったと考えたい。しかし、中世の法多山と白山のありようは不明である。ただ、田遊びに使うゴオウサンの「白山牛玉宝印」文字と宝珠にキリークの宝印形式は、中世のものとして判断してまちがいはなからう。たしかに、中世から白山との関係が続いているのである。

近世に白山が遠江国を檀那場として宗教活動を展開させたのは、石徹白御師や美濃長滝寺だったことはよく知られている。享保一〇年（一七二五）の「石徹白郷并神職之条」⁽³³⁾によると、神主家の檀那場は「一遠江国胡葉庄壱万石不残、浜名

拾ヶ村、堀江五ヶ村」とあり、胡葉庄＝浅羽庄（今でも浅羽の美称に「浅羽一万石」が使われる）は当時の石徹白中居神社の上村神主家（元は石徹白神主家）の檀那場であった。そして、この浅羽檀那場の筆頭檀那はいうまでもなく浅羽庄司家の系列に連なる子孫で、法多山の観音伝説を伝える柴の浅羽家だったと思われる。

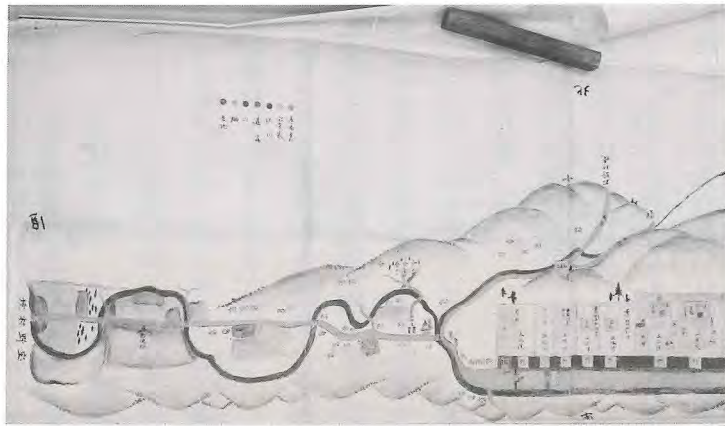
浅羽庄と石徹白中居神社との関係がいつのころから出来上がったのか判然としない。これは、石徹白が神道化した応永十九年（一四一二）以降(34)だろうとだけ記しておこう。もちろん白山権現社を祀る法多山も応永以後の勧請かと思われる。

浅羽庄は石徹白神主家の檀那場であった。しかし、法多山はいうまでもなく浅羽庄ではない。したがって、浅羽氏が石徹白の白山信者だというだけで双方を結びつけていいものでもない。そこで、別の角度から両者を考えたい。柴村の隣、



2-25 法多山図（『遠江古蹟図絵』岩瀬文庫蔵）

浅羽庄篠ヶ谷村には岩松寺という真言宗の寺があり、ここに白山神社が祀られている。『浅羽町史』通史編では、この岩松寺白山神社は、元祿十四年（一七〇一）に浜松市鴨江寺から勧請された二諦坊傘下の白山社だと推定されている。これを肯定するも否定するも資料を持ち合わせないが、もしそうだとした場合、この時初めて勧請されたものではなく、この元祿十四年から二諦坊の傘下に入ったのであり、白山社はそれ以前から岩松寺に



2-26 法多山尊永寺境内絵図（尊永寺蔵）

祀られていた神道化した白山だったと考
えたい。もつといえは、篠ヶ谷の白山は
法多山の白山を勧請したものであったらう。

中世末期に浅羽氏が法多山から離れて
以後しばらく、この篠ヶ谷の白山が信仰
の中心だったとも考えられる。しかし、
法多山との関係修復がはかれると、信
者は法多山の白山権現社にもどってい
たと考える。篠ヶ谷の白山が二諦坊傘下
に入ったとするならばその後であろう。
近世を通じて篠ヶ谷は柴村にかわる法多
山の朱印地であり、『風土記伝』以降の
浅羽氏は法多山と強く結ばれていた。し
かし残念なことに、二諦坊傘下説にしる、
法多山勧請説にしる、具体的な資料があ
るわけではなく、どこまでいっても推測
に過ぎない。

また、法多山の厄除観音信仰はこの白
山信仰が発端ではないかと思われる。白
山にはかつて擬死再生の白山行事があつ
たと考えられている⁽³⁵⁾。いったん死んで生
まれかわると罪や穢れは清まり、厄がな
く長生きできるといふ信仰の表出である。
つまり、白山は滅罪信仰が顕著なのであ
る。このような滅罪信仰が厄除信仰とい

う形で残ったのであろう。奥宮家のいう白山社が病氣平癒の神様としてひそかに
信仰されているというのも、この滅罪の民間信仰から派生した白山信仰といえよ
う。

失われた拝殿 2-25のような一枚の法多山の境内図がある。出典は『岩瀬
古跡図絵』である。これには階段を登って正面に聖観世音を祀る本堂があり、そ
の向かって右手には三間二間の白山権現社の立派な拝殿がある。拝殿背後の階段
を登った小高い所に白山権現社が祀られている。拝殿の隣には弘法大師を祀る御
影堂があり、その脇から奥の院への階段が見える。

これらの建物のうち拝殿は今はない。拝殿の位置に大師堂があり、現在はここ
で田遊びがある。保存会員が認識している田遊びは「白山さんの祭り」である。
近世にはこの拝殿で田遊びが行われていたと考えられる。しかし、幕末には拝殿
はなかったもよう、幕末ころに描かれたと思われる境内図には拝殿の建物はな
い。安政年間に尊永寺は火災に遭っているが、これ以後は復興されなかったと思
われる。

中世の法多山 近世の法多山一山は、正法院・一乗院・法蔵院・無動院・法幢
坊・円蔵坊・自性院・大正院・察蔵院・法生坊・西前院・悉地院の十二坊組織だつ
た。正法院と一乗院が一山の代表格で、ほかの一〇坊が毎年輪番で年預と目代を
勤め、寺の運営がなされていた。法多山は近世には確かに真言宗だが、一山の全
部が真言宗であったとは断定できない。一山組織のような場合は、真言宗もあり
天台宗もありというのが通常だからである。しかも、中世には確かに法多山一山
の中に天台宗があったことが次の資料から判明している。

それは、福井県小浜市遠敷中村区にある大般若経で、最古の年号が文治元年
(一一八五)、大半が承元二、三年(一一〇八、〇九)の書写で、承元の願主は日
蓮の系譜につながると伝えられる袋井市貫名の貫名行直である。おそらく六百巻
のほとんどを失い、行直が願主となって欠巻を補ったのであろう。これは貫名の

けいのみや
気比宮で書写され、書写当時は貫名に保管されていた。経巻の端に「貫名郷氣比宮御経也」と記されている。⁽³⁶⁾この、五八〇巻目には「承元三年歳次己巳六月廿八日、於遠江国法多寺東谷書写了」と、法多寺（法多山一山の内であろう）の東谷で書写したと記されている。また、二九七巻目には「康安元年（一三六一）歳次辛丑法多山住天台沙門⁽³⁷⁾とあり、一山の中に天台宗があったことがわかる。もちろん、これだけで中世の法多山の全体像が明確になるわけではないが、現在と違った宗教空間であったことは理解されよう。また、現在確認が出来ない法多寺東谷の記述があり、中世まで六二坊あったという伝承の裏付けにもなる。

三 田遊びと一山解体

法多山と神仏分離 明治維新で各地の寺院がそうであったように、法多山も大きな変革の時を迎えた。つまり、朱印地がなくなり寺領が激減して寺の維持がむずかしくなったのである。そこで近世を通じて保ってきた十二坊を解体せねばならなくなり、明治九年（一八七六）に中心的な二坊を残してあとの一〇坊は廃寺とした（といっても幕末には事実上は五坊程度だった）。とともに、明治政府の宗教改革により境内の神社は取り払われた。田遊びにとって重要な白山権現社は一時祀ることはできず、阿弥陀堂にかえて白山権現社は消滅した。

白山権現社にかわる本尊として阿弥陀如来が選ばれた理由はわからない。なぜなら、白山三所のうち主峰は御前峰で白山妙理権現あるいは伊弉冉命を祀り、本地仏は十一面観音、大汝山は大己貴を祀り本地は阿弥陀如来、別山は小白山別山大行事を祀り本地は聖観音である。そして、神道化した石徹白の江戸末期の白山三所は、菊理媛命（御前峰）・伊弉諾尊（大汝山）・天忍穗耳尊（別山）を祀り、本地仏はそれぞれ十一面観音・阿弥陀如来・聖観音⁽³⁸⁾であったからである。白山三所として本地仏を一体安置するのならば、主峰の十一面観音を当てるのが通常ではないだろうか。しかし、ここでは阿弥陀如来だった。阿弥陀如来は「牛玉宝印」

にも同じく捺されるもので、おそらくこの伝承につながる仏として白山権現社を阿弥陀堂としたのであろうが、「牛玉宝印」が阿弥陀如来であることの理由は現在不明で、今後の調査を待たねば判明しない。

古門と檀徒総代 田遊びを伝えるのは袋井市豊沢法多の人びとである。法多地区は法多山のかつての寺領内で、参道入り口辺りの門前は、門前寺領として人足や寺役などの諸役負担が義務づけられていたという。⁽³⁹⁾この門前の人びとが近世から田遊びを伝えてきたのである。しかし明治時代には実施できない時期もあり、明治中期に復興して以来今日の形式で田遊びが続いている。もちろん、近世と同じ条件での伝承ではない。そこで、近世の田遊び伝承者についてまず考えてみたい。

田遊びは法多山の白山神社の修正会の儀礼として行われてきた。これを実際に伝えてきたのは門前百姓たちだった。その門前百姓は古くから住み着いていた有力農民層の「古門⁽⁴⁰⁾」と、小百姓や新しく入って来たと思われる農民層の「新門⁽⁴¹⁾」とに区別されていて、門前村の村方三役はこの古門百姓が代々務めてきた。古門ははじめ四戸だったと伝承されているが、幕末には十六戸あった。当時のムラの戸数は五〇戸⁽⁴²⁾、三分の一が古門と呼ばれる農民だった。しかし、その古門もしいに衰微し、新門が勢力を得て両者の間に何かと争いが起こるようになった。⁽⁴¹⁾その仲裁として、弘化二年（一八四五）に法多山年預寺から門前の年寄や惣百姓に宛てて出された五カ条の定書の最初には、次のようなことが記されている。⁽⁴²⁾

一 神事祭祀并神領取賄等之儀者、旧来仕来通古門二而取計可申事

附り、田遊祭之節、古新村役人列座可致事

つまり、尊永寺の神事祭祀に関わる重要な役割を古門がもっていたのである。もちろんこれに田遊びも含まれるのだが、当時すでに古門だけでは田遊びは維持できなかった。そこで、「旧来仕来通古門二而取計可」といいながらも、田遊びだけは新門の役人も参加せよといっているのである。



2-27 盛松祭のオンクサマ (平成12年撮影)

これについては『郷里雑記』に、「尊永寺の門前に寺賤ノ戸十六烟アリ、コレヲ法多ノ町トモ法多村トモ云。此里人等毎年正月七日ニ観音堂ノ前ニテ田遊ト云事ヲ為ス。」とある。

「寺賤ノ戸十六烟アリ」とは古門十六戸のことであり、ここでもはつきりと古門が田遊びを伝えてきたことが記されている。『祭礼田遊記』に「法多邑 氏子中」とある氏子は、ましがいなくこの古門をさすのである。

明治になると古門役人の役割は、檀徒総代という形で受け継がれる。現在保存会長が太刀や棒の舞の時にそれぞれを舞い手に渡すのだが、この役は保存会結成以前は檀徒総代だった。そして、それ以前は庄屋だった。檀徒総代のころ、この中から庄屋役として現在の保存会長の仕事をする者を出したという。庄屋は近世において古門が携わってきた村役である。さらにいえば、古門は法多山が白山信仰の山として繁栄していたところからの、寺領内に住む下級社人あるいは寺の雑役をする堂衆身分だったと思われる。「寺賤ノ戸」とはこの身分をいうにちがいない。彼らは白山の田遊びを務める身分だった。それが「旧来仕来通古門ニ而取計可」と、古門の伝統的な役割として認められ続けてきたのである。

古門は門前といわれる位置に住まっているが、この門前集落はいまでもなく寺の直接支配の寺領内で、人足や寺役などの諸役を負担が義務づけられていた。これは歴史的には、門前の一般農民に科せられたのではなく、寺の雑役をする半僧半俗の堂衆身分の農民に科せられたのである。つまり、中世以来の法多山との主従関係が、「古門」と称された由縁だといえる。

福田町中野のトミヨウ また、古門十六戸は一種の株組織をもっていたと思わ

れる。同じような例が福田町中野のトミヨウに伝わっている。⁽⁴³⁾ トミヨウは、一月一〇日におこなわれる「盛松祭」の生き神様になりムラ中を祈禱して歩く。これは修正会の延年が断片的に残った行事で、牛王加持の民間伝承である。この行事が「盛松祭」といわれるのはオンクサマといわれる盛り物から出ている。オンクサマはあられ状にした餅と米、そして干し柿を細かく切ったものを合わせて三方に山盛りにし、上に橙と松竹梅を挿したものである。単なる供物のようなだが、これは修正会延年の酒宴儀式的の肴で、美濃長滝白山神社に「菓子台」として残るそれである。「盛松祭」はこの延年の儀式が福田町中野に伝わって残った例だと思われる。そして、延年の芸能は法多山に残ったのである。

さて、この行事を伝えてきたトミヨウは、法多山の古門にあたる宗教者の家であつたらう。これは福田町の中でも特異な組織で、隣の小島方にゴミヨウ(五名)とかナナミヨウ(七名)とかいわれる組織があるほかは存在しない。一種の株組織を作って宗教者としての伝統を守ってきたものと思われる。

寺方行列と石野 田遊びは芸能者の一行(村方)と、寺の祭礼行列(寺方)がともに登山するところから始まる。現在この寺方の行列は石野集落の檀家が担当している。石野と尊永寺との近世までのかかわりは明確ではなく、石野集落では前任職(第二九世純信)が石野出身だったことを寺方奉仕の理由としてあげているだけである。どうやら近世までこの歴史をつなげることはできそうにない。石野の伝承では、寺方の行列に欄宜弥集落と梅橋集落からも参加があつたという。どちらもかつての朱印地内だが、その参加のわけや歴史は不明である。

田遊びは、古門に新門が協力して近世を乗り切った。この行列の役割を果たせる人数は、当時から門前集落にはなかった。もちろん、一山内部でも維持できる人数は確保できなかったはずである。どのように人数確保をしたのか、詳しい伝承がなく解決できない問題である。あるいは明治の復興以後の新しい行事やもしれない。

六日堂の変貌 現在、六日の晩に寺で太刀と棒の舞を納めることを六日堂というが、昭和初期までの「六日堂」は檀徒総代の家ですべてを舞うことだった。

さて、近世の様子を復元してみよう。法多山には十二坊あり、うち一〇坊が輪番で年預と目代を務めていた。年預寺と目代寺は、一山の年中行事に関わる費用二五石を配当されて一年間の行事を賄った。⁽⁴⁴⁾ 田遊びの近世の行事日程は不明だが、明治期の日程は、一日に役割決定、二日から四日まで檀徒総代の家で稽古、五日は寺で稽古仕上げの揃い、六日は六日堂、七日は祭礼であった。この日程は近世の日程をそのまま受け継いだと思われる。

近世には稽古は古門の家で行ったであろう。そして目代寺か年預寺で稽古仕上げをし、六日堂の初夜から神社拜殿に上がり、七日の修正会結願の朝に終わる。

長滝白山神社の「修正延年并祭礼之次第」によれば、七日は歩射の日だった。法多山で田遊びの最後に白山神社に登って大弓を引くのは、この白山の歩射行事を踏襲しているであろう。

また、近世までは今日のようにすべてを村方で舞うのではなく、太刀・棒などの宗教的な舞は、一山から舞い手が出ていたとも思われる。そして、現在とは異なり、修正会の法会に織り込まれて田遊びが演じられたであろう。近世の地誌に田遊びが七日とされているのは、人びとが見て楽しめる芸能部分が七日に演じられたためではないかと思われる。

最後に参考までに、岐阜県郡上郡白鳥町の美濃馬場長滝白山神社の「六日祭り」といわれる延年を簡単に記しておこう。現在の演目は、菓子讚め・狸々・乱拍子・田歌・花笠・しろすり・大衆舞で構成されている。菓子讚めは修正会延年の酒宴の儀式、ほかはすべて山伏があこがれた貴族の文化を取り入れた芸能で、衣装も美しい。そして、遠江地方に伝わる田遊びとは隔絶した詞章を唱える。修験道文化の修正会延年が残る貴重な芸能である。この延年の最終日に「牛玉宝印」のお札を作り、全国の檀那場に配布して歩くのが白山御師の仕事だった。牛玉札は神

符に相当する信仰物だったのである。

(吉川祐子)

注

- (1) 古い大師堂は現在小笠沢川上流に移築されている。
- (2) かつて留袖には丸帯が正式であったが、現在では袋帯が多く使われている。田遊びにおいても同様に袋帯が調達されている。
- (3) 赤軍派が事件を起こしてから火薬類の取り締まりが厳しくなり、鉄砲使用を中止した。
- (4) 本来は全員がシラクワのはずだが、伝承者はこの右半分だけをシラクワと称している。
- (5) 渡邊昭五『増補版田植歌謡と儀礼の研究』三弥井書店 一九七九
- (6) 新井恒易『農と田遊び』下 明治書院 一九八一
- (7) 野本寛一『稲作民俗文化論』雄山閣 一九九三
- (8) (6) に同じ
- (9) (7) に同じ
- (10) (7) に同じ
- (11) (7) に同じ
- (12) 『静岡県史料』五(静岡県 一九三八)には中山宮司家文書がまとめて収載されている。
- (13) 『静岡県史』資料編6中世二 静岡県 一九九二
- (14) 『袋井市史』史料編二近世 袋井市 一九八二
- (15) 『法多山思玄上人(中)』山口直蔵 『土のいろ』通刊第百三号 一九六三
- (16) (14) に同じ

- (17) 『浅羽町史』資料編二「近世」浅羽町 一九九六
- (18) 『浅羽町史』資料編一「古代・中世資料」浅羽町 一九九七
- (19) 『浅羽町史』通史編 浅羽町 二〇〇〇
- (20) (19) に同じ
- (21) 内山真龍『遠江国風土記伝』寛政一〇年(谷島屋書店復刻 一九三五)
- (22) 山中豊平『遠淡海地誌』天保五年頃(静岡教育出版社復刻 一九九一)
- (23) 永禄八年(一五六五)二月二九日の由緒を寛永十三年(一六三六)に写したもので、現存するものはさらにこれを昭和十三年に書写したものである。
- (24) 浅羽家はこの写しを四種類所蔵している。
- (25) 原田和『浅羽風土記』浅羽町教育委員会 一九五七
- (26) 五来重『修験道入門』角川書店 一九八〇
- (27) 「白山修験道組織―白山美濃馬場を中心に―」小林一葵『白山信仰』雄山閣 一九八六
- (28) (26) に同じ
- (29) 「美濃長滝白山神社の延年」『本田安次著作集』第十六卷 錦正社 一九九八
- (30) 村山修一『修験の世界』人文書院 一九九二
- (31) 『寺院名鑑』静岡県仏教会 一九六五
- (32) 六月十五日は真言宗八祖の一人不空三蔵が亡くなった日で、弘法大師はその生まれ変わりだと信仰されている。(『高野山四季の祈り』日野西真定 著俊成出版社 一九九五)
- (33) 『山岳宗教史研究叢書』17 名著出版 一九八三
- (34) (27) に同じ
- (35) 「布橋大灌頂と白山行事」五来重『山岳宗教史研究叢書』10 名著出版 一九七九
- (36) 「静岡県史だより」22号 静岡県教育委員会 一九九六
- (37) 『静岡県史』資料編8 中世四 付録1『中世資料編補遺』静岡県 一九九六
- (38) 「白山美濃馬場よりみた白山信仰」小林一葵『山岳宗教史研究叢書』10 名著出版 一九七九
- (39) 『袋井市史』通史編 袋井市 一九八三
- (40) (39) に同じ
- (41) (14) に同じ
- (42) (14) に同じ
- (43) 『福田町史』民俗編 福田町 一九九九
- (44) 徳川家康寺領寄進朱印状写によれば、鎮守領正五九月祭礼分として二五石が配当されている。

第四節 法多山田遊祭の伝承組織

一 法多地区の村落概観

法多の集落と環境の変化 法多山田遊祭を伝承する法多の集落は、小笠山の北西部に位置し、法多沢川が西流する谷に成立したムラである。法多沢川の上流部に法多山尊永寺があり、歴史的にも法多山と深く関わってきた門前の集落でもある。明治二年（一八六九）には戸数が五〇軒、人口は一九三人（男一〇一人、女九二人）で（法多山尊永寺所蔵「宗門人別御改帳」、ほぼこれが昭和初期までの法多地区の全戸数であったと考えられる。

現在、法多地区は袋井市豊沢の一自治会として行政区分され、平成十二年（二〇〇〇）十二月三十一日には世帯数七七、人口三〇一人（男一五二人、女一四九人）となっている。

集落をとりまく自然環境は、第一章第三節で述べたように、里山は燃料用の薪や柴の採取、堆肥用の松葉掻きなどに利用され、明治中期にはクロマツやスギ、ヒノキの植林もされてきた。また、法多山の境内はスタジイなどの常緑広葉樹林に覆われ、スギやヒノキが並木などに植えられて鬱蒼とした景観になっている。

このような恵まれた自然環境の中で、法多山田遊祭は演じられてきた。田遊祭に使われる道具の多くは、この豊かな自然の恩恵を受けて調達されるのである（第六節参照）。田遊祭では、ヤダケ、マダケ、ハチコといった三種類の竹を採取し、加工して道具にする。また、ゴオウサンと呼ばれる折禱木は樫の木を用いている。

しかし、常に人の手が入って利用されてきた山は、ガスや電気の普及による燃料源の転換や、木材産業の衰退のために放置され、昭和四十年代以降荒れるにまかせてきている。その上、近年小笠山には県営のスポーツ公園やサッカー競技場が造成され、それに伴う幹線道路の整備も加わって、「植物の宝庫」と呼ばれた豊かな自然は著しく損なわれている。そのため、前記の道具の材料を確保するの

が年毎に困難となり、危機的状況にある。田遊祭の道具作りに欠かせない材料が確保できなければ、田遊祭の存続にも支障をきたすことになるのである。

法多山門前地区 かつて法多山境内や門前には、本尊聖観音にちなんだ厄よけ団子を販売する店が多かった。これらの店は、法多山に地代（借地料）を支払って個別に経営されていた。しかし、共同経営による定収化と衛生管理の強化を目的として、昭和四十一年（一九六六）に法多山名物だんご企業組合を設立し、組合員による共同経営の団子製造販売を行うようになった。平成十二年現在、組合員数は一七名である。このほか門前には古くから飲食を商う店が多く、これらを取りまとめる門前業者組合が昭和初期に結成されている。さらに、門前には有料駐車場を経営する店も多く、この業者組合は自家用車や団体旅行バスでの参拝が盛んになった昭和二十五年（一九五〇）頃に作られた。

これら三つの組合をまとめているのが保勝会である。保勝会は法多地区の商業発展のために作られた任意団体で戦前からあったものだが、戦争で一時解散状態にあったものを戦後再結成したものである。保勝会会員の多くは法多山田遊祭保存会の構成員であり、保存会の運営に密接に関わる組織でもある。

このほか保勝会とは別に、昭和二十六年（一九五一）に作られた法多山発展会という団体もある。現在、法多山発展会のほうはほとんど活動していないが、保勝会の会員のほか門前の営業に関わらない人も加入して、法多山全体の発展を目的として結成されたものである。

法多自治会と内部区分 田遊祭の芸能を継承しているのは、法多地区の法多山田遊祭保存会の会員である。法多自治会とはまったく別の組織であるが、住民の大半が保存会のメンバーであることから、自治会と無関係というわけではない。たとえば、現在田遊びの練習をするときには法多公会堂を使用する。また、田遊びの準備や集合・出発場所としても公会堂が使われている。現在の公会堂は昭和五十九年（一九八四）に新築されたものだが、それまでは青年会堂として利用さ



2-28 田遊祭の練習風景（平成12年撮影）

れてきた。このような経緯もあってか、公会堂は優先的に保存会が使用してきており、昭和五十九年以来使用料を自治会に支払ってきた。それも、平成十三年（二〇〇一）からは無料とすることになった。

法多自治会は、現在六班に分かれている。班は戦争中から使われてきた区分で、それ以前は五つの組に分かれていた。門前組・中組・広海道組・二軒家組・北谷組である。門前組はその名の通り、法多山の門前にある組で、とくに飲食店が多い。門前組の東、法多公会堂までを中組といい、ちょうど法多地区の中心部にあたる。広海道組と二軒家組は字を冠した組で、中組の西側にある。北谷組は王子神社東側の谷、北谷にある。門前組は現在の六班、中組は二・三班、広海道組は四班、二軒家組は五班、北谷組は六班にあたる。

二 平成十二年度法多山田遊祭の組織

保存会の発足 法多山田遊祭は、昭和三十五年（一九六〇）四月十五日に県指

定文化財となった。現在、この田遊祭を伝承しているのは「法多山田遊祭保存会」という組織である。この組織が作られる以前は、若中老と呼ばれる若連と中老の年齢集団が田遊祭の芸能を支えてきた。しかし、戦争をはさんで法多の人口が一時的に増えたものの、少子化によってほしいに若者が減り始め、田遊祭の伝承の中核をなう若連の維持が困難になってきた。そのため、それまで三十二、三歳までであった中老の年齢の上限を三十五歳まで引き上げて田遊祭を継承してきたが、ついに昭和四十八年（一九七三）の田遊祭の後、

中止の動きが起こった。このときに保存会を発足して田遊祭を継承していく提案が出され、法多自治会で可否の投票がなされた。結果は一票差で可決され、「法多山田遊祭保存会」が翌昭和四十九年（一九七四）に発足した。この年の田遊祭は組織化が進んでいかなかったため、老人会による太刀の舞と棒の舞の奉納のみで終了した。

法多山田遊祭保存会会則 保存会発足にあたっては、保存会会則が作成された。保存会会則は、発足の年の十二月十七日から実施されたもので、現行の会則は参考資料として巻末に示した。

当初の会則を最初に改正したのは、昭和五十七年（一九八二）である。このときには、第六条の役員のうち副会長一名を二名に、理事八名を九名に増員している。

次に改正したのは、平成十年（一九九八）である。このときには会員の条件を改めて、保存会会員を法多地区以外からも広く募ろうというものであった。すなわち、「第五条（会員）法多山尊永寺の檀徒であって、本会の目的に賛同する二十歳以上の者をもって組織する」とあり、改正以前は「法多山尊永寺の檀徒であって」が「法多部落に居住し」という文言であった。つまり、これまでは法多山尊永寺の檀家でなくても法多に住んでいれば会員とすることができたものを、法多地区に居住していなくても尊永寺の檀徒であれば会員として田遊祭に参加してもらおうという積極的な意図があるのである。実際、法多出身で他に転出したり分家したりした家でも会員となり、田遊祭に参加している。平成十二年現在、保存会員は四一名である。

本来、法多の住民はすべて尊永寺の檀家であり、田遊祭に参加するのは住民の務めであった。しかし、現在のように人々の生活環境が多様化し、尊永寺の檀家でない家も増えてきたうえ、少子化によって若い伝承者がますます不足してきている。そのような状況下では、従来の保存会会則に定められた条件で会員を募る

ことは以前に増して困難になってきた。その理由の一つには、保存会が原則として、保存会員は一軒から一人が加入するという制約が、田遊祭を若い伝承者で維持していくことを妨げているということもある。すなわち、一軒から一人の会員が五十代、六十代である場合は、田遊祭の芸能の担い手になるよりも組織の中で指揮し、指導する立場になるからである。そのため改正後の会則では、女性の場合でも妨げないことにした。しかし、女性が会員である場合は、現在のように田遊祭の主要な部分を男性のみで継承している体制のもとでは、女性の役割は非常に少なく、しかも芸能の担い手となることは不可能である。

保存会員の条件のほかに、会則が改正された点は次のようなものがある。まず役員を選出方法であるが、改正前は「役員は総会において世代別に各三名を選出し、各役職は役員の互選とする」であったものを、「一、会長及び副会長は、理事会において理事のなかから選出し、総会において選任する」とした。そして、細則に基づいて三十歳代、四十歳代、五十歳代、六十歳以上の年齢層から原則として各三名の理事を選出し、役員と理事の区別を明確にしている。第二に、役員の任務や会議の内容を整理している。役員会を理事会と改めたことも、改正の主要な点である。これらは名称変更や役割分担に主眼がおかれている。したがって、保存会会則が大きく改正されたのは第五条のみであるといえる。

檀徒総代と保存会組織 法多地区の住民は、そのほとんどが法多山尊永寺の檀家である。新たに転入した家や分家して間もない家では、まだ墓を持たないために檀家となっていないこともあるが、信徒という形で尊永寺と何らかの関わりを持つていることが多い。そのため、田遊祭保存会の会員は尊永寺の檀徒であることが明記されている。この保存会と別組織の役職である寺の檀徒総代は、田遊祭で重要な役割を持つ。

檀徒総代は、現在法多地区から五人、法多地区外から一人、計六人が選出されている。法多地区の五人のうち、一人は責任総代と呼ばれ、寺から指名されて終

身総代となる者である。そのほかの四人は八月の選挙で選ばれ、任期は二年だが再任を妨げない。この檀徒総代も、保存会発足以前は三人であった。かつて檀徒総代は、格式が高く財力のある有力な家が代々あたってきた。そのため、田遊祭の練習は総代の家を借りて行われ、祭り当日の行列は総代の家から出発していた。法多山田遊祭保存会には、会長一名、副会長二名、理事九名、監事二名の役員が置かれている。監事以外の役員は、三十歳代、四十歳代、五十歳代、六十歳以上の各年齢層から三名ずつ選出することになっている。これは世代交代を円滑にするために、各世代の役員を置くことが現状では必要不可欠であると考えられているからである。会長は田遊祭の総括をすることになるが、総代がたまたま兼任することもある。また田遊祭には、七段の舞のほかにも役員が役割を分担する。分掌は次のようになっていいる。会長が総括、副会長二名が資材係と衣装係、理事九名は庶務・会計・人事に各一名、資材係と衣装係に各三名となっている。

保存会の活動内容は、巻末に示した資料のうち、「平成十三年度法多山田遊祭保存会事業報告」および「田遊祭保存会 庶務記録(抜粋)」に詳しい。とくに会計年度は、九月一日から八月三十一日までと一月七日の田遊祭を中心に設定されている。また、九月の総会では事業報告・収支決算報告および事業計画・収支予算の議案が提出され、十一月の臨時総会では祭典役割および練習日程の議案が出される。しかし、役員の任期が二年であるため、役員改選年度の総会では、事業報告・収支決算報告のほか役員改選が行われ、臨時総会で事業計画・収支予算と祭典役割および練習日程の議案が出されることになる。

七段の舞の配役 田遊祭における七段の舞は、保存会員の中から年少者順に次のような配役が決められる。

- ①ソウトメ役 一〇人(このうち東の頭が最年長者、西の頭がその次の年長者で、両者で牛役を兼務)
- ②カッコウ役 一人

③嫁 一人

④田打ち 二人（昼飯を持っている方が兄で年長者、酒の入った瓢を持っている方が弟）

⑤鳥追い 五人

⑥ノットウ 二人（三方を捧げて先導するのが兄で年長者、後続が弟）

⑦棒の舞 一人

⑧太刀の舞 一人

⑨シラクワ役 五人（年少者が太鼓を兼ねる）

さらに、シラクワの上の年齢層に先従士二人がいる。先従士は、登山行列の際に寺方の行列に袴を着て加わる役である。もとは露払いという役であった。平成十二年の田遊祭では、ソウトメ役が十代から三十代まで、カッコウ役と嫁が三代、田打ち・鳥追い・ノットウが四十代、太刀・棒・白鍬が五十代から六十代までといった年代層になっている。

このように、配役は年少者から順に割り当てられていくといった、いわば年齢階梯かいでいとなっている（表2-1参照）。ことに注目されるのは、田打ちやノットウを演じる二人のことを「兄弟」と呼び慣わしていることである。また、太刀と棒の舞はそれぞれ独立したものであるが、この二つは対をなしており、太刀を兄、棒を弟と称しているのも興味深い。しかし、平成十二年現在では、前述したように若い世代の伝承者不足によってこの序列を維持するのが難しくなっている。そのため、何年もソウトメ役を務めたり、一度田打ちを演じてから再びソウトメ役に戻ったりすることもやむを得ず行われているのが現状である。

今一つ田遊祭の課題として、「田遊び」という芸能を継承していく伝承者の資質があげられる。現在、法多地区の農業の主体は茶栽培に主眼がおかれ、しかもその担い手の多くは田遊祭の若い伝承者ではなく、女性や高齢者である。若い人達は、多くが勤め人となって農業から離れた生活基盤で暮らしを立てている。し

表2-1 配役と年齢階梯

| 順番 | 役割 | 人数 | 年齢順（年少者順） |
|----|-------|-----|--|
| ① | ソウトメ役 | 10人 | 西端が最年少者 東端が次の最年少者 順次西・東と年長となり、 中央西側が2番目の最年長者 中央東側が最年長者 |
| ② | カッコウ役 | 1人 | |
| ③ | 嫁 | 1人 | |
| ④ | 田打ち | 2人 | 瓢を持つのが年少者 昼飯を持つのが年長者 |
| ⑤ | 鳥追い | 5人 | |
| ⑥ | ノットウ | 2人 | 後続が年少者 三方を捧げて先導するのが年長者 |
| ⑦ | 棒の舞 | 1人 | |
| ⑧ | 太刀の舞 | 1人 | |
| ⑨ | シラクワ役 | 5人 | 最年少者が太鼓を兼ねる |
| ⑩ | 先従士 | 2人 | |

たがって、農業、とくに稲作りをしたこともない若者が、田遊びという稲作の模擬耕作を演じるというのが実状である。田遊びの演目や詞章には、機械化される以前の古い稲作りの様子が微に入り細にわたって描かれている。現在の伝承者たちが、師匠が説明する稲作の所作や道具が理解できなくても、やむを得ないのである。

三 若中老の組織

若連と中老 昭和四十九年の保存会発足までは、若連と中老という年齢集団の組織、若中老が田遊祭のすべてを任されていた。若連は数え十五歳から二十五歳

までの男子が加入し、法多地区の多くの若者が高等小学校を卒業すると入った。最高年齢者のうち生年月日が早いほうから順に三人をシュットウ（出頭）といい、若連の頭であった。若連の中で、入会一年目の若者たちがとくに使い走りなどの役をさせられたということはなかったようである。章末に示した井谷廣男家所蔵の日記によれば、明治三十五年（一九〇二）には田遊祭が旧暦で行われていたため、新暦の一月十五日に「若者入」した若者が田遊祭に参加することは可能であった。しかし、昭和三（一九二八）年の日記では、すでに田遊祭は新暦で行われているので、若連の入会は田遊祭のあとになってしまっている。

中老は、若連を出た数え二十六歳から三十二、三歳までの年齢層のものが加入した。若者が多かった時代にはこの脱会年齢が引き下げられて三十歳までということもあったが、しだいに人数が減って保存会発足直前には三十五歳までとなっていた。田遊祭は、この中老が中心になって仕切り、準備も進められてきた。中老の最高年齢者のうち生年月日が早いほうから順に三人をトリシマリ（取締）と呼び、若中老の頭であった。この三人の中から、正・副と会計の三役を決めた。十二月になると取締が招集をかけて田遊祭の会合がもたれ、七段の舞の配役が発表される。

若中老の組織のもとでは、親子、兄弟に関係なくその年齢に達すれば加入しなければならなかった。そのため、一軒の家から二人、三人と奉仕する者が少なくなかった。当時、衣装は自前だったので三人も子どもが出ている家では紋付きの羽織袴が足りず、他の家から借りてこなければならなかったという。

若連入りと入り婿三年 若連に入るときには隣家の人を保証人に立て、正月十五日に付き添ってもらい酒一升を持って入会した。後には中老が付添人の代わりとなり、若連の頭である出頭に「出頭三君、こんばんは。〇〇と〇〇が今度入りますので、どうかよろしくお願いいたします」と挨拶することになっていた。出頭が三人の時には三君、二人の時には両君と呼んだ。日常生活ではそれほど年齢

の上下に格差はなかったが、田遊祭の時には特別に年齢順の格式が厳しく守られていた。このような年齢順による序列を年齢階梯制というが、法多の場合は田遊祭で顕著にあらわれていたと言える。

また若連は、六日堂や祭り当日の食事のしたくを一切任されていた。総括責任者である取締の指示によって出頭の指揮のもと、田遊祭に必要な餅を搗いたり、道具を作ったり、六日堂の食事のしたくをしたりした。餅は多いときで三俵搗いたといい、公会堂で六日堂をやるようになると店に注文して搗いてもらった。出頭三人が、食事のしたく、田遊祭の道具作りなどの仕事を分担して、若連の指揮をとっていたという。

法多には「小糠三合あれば婿に行くな」とか、「法多に婿に行っちゃいかん。婿に行くとき牛にされちゃう」という言葉が残る。法多の入り婿は、若連の年齢を超えていても、若連のつとめを三年間はしなくてはならなかった。そのため、田遊祭でソウトメ役やカツコウ役は演じなくてもよかったが、牛の役を三年間やらされた。田遊祭を知らない婿は、三年間牛をつとめて田遊びを覚え、それedyouやく一人前のムラ人として認められたのである。

総代と若中老の稽古 保存会制度になった現在でも、七段の舞に奉仕する役は年齢による順番が決められている。若中老の時代も同様で、若連の人数が多かった頃には生年月日による序列がはっきりしていた。基本的には、前述した保存会での年齢順と変わりはない。祭り一週間前から精進齋をして舞の稽古をしたといい、当時の稽古は年が明けてから三日間総代の家で行われた。とくに六日堂が行われる総代の家には、「田遊祭事務所」と書かれた立て看板が掲げられ、前日の五日から祭り当日の七日まで田遊祭の会所となった。六日堂の日にはムラ中の人達を呼び、七段の舞を公開し食事を振る舞ったという。このときには、ゴオウサンと呼ばれる牛玉印の護符を各戸に配った。この後、大師堂で太刀と棒の舞をおさめた。しかし、食糧難になった戦争中からは六日堂にムラ人を招くことは

せず、総代の家ではなく公会堂で行うようになった。

昭和初期には総代は四人で、三日間の稽古は三人の家を順番に回り、六日堂を残り一人の総代の家で行った。また、田遊祭当日の登山行列もこの総代の家から出発することになっていた。大師堂外陣に座るのは総代三人とツユハライ（露払い）二人、シラクワ役五人であるが、ここに浅羽町芝の一門の客が連座していたこともあった。中央に座るのは庄屋役と呼ばれる総代で、太刀の舞・棒の舞で太刀や棒を渡し、ノットウのときには種糊を蒔く役を演じる。これは現在、保存会長がやっている。

四 県内で類似の祭り伝承組織

福田町中野の十日祭と同町小島方のお年頭 法多山田遊祭に類似する民俗行事は、周辺地域にも伝わっている。たとえば田遊祭と同時進行で尊永寺本堂で行われる修正会は、福田町中野と同町小島方でも行われている。



2-29 福田町中野の十日祭（平成8年撮影）
名頭・盛松様・禰宜様が上座に座る

中野では、一月十日に盛松祭もりまつさいあるいは十日祭かさいと呼ばれる行事がある。この祭りは、氏神である白山神社と廃寺となった大泉寺跡の公民館の二か所で行われ、その後ムラ中を生き神様がめぐっていくという祭りである。中野の祭りの特徴は、トミヨウ（十名）というムラの草分けの家々が祭りを主催し、その指揮のもとでイチモン（一門）という同族集団が祭りの当番にあたるというところにある。この祭りでは、さらにモリマツサマ（盛松様）という生き神様が大きな役割を担っている。

盛松様は当番組の中から未婚の青年三名が選ばれ、精進潔斎の後は、生き神様となるため祭り終了まで人と口をきくことができない。参拝者に配るお札は、盛松様が作る。半紙に「天王西光寺牛玉宝印」と筆で書き、牛玉宝印を捺す。このほか、般若心経を刷って護符とともにヤナギに巻き付ける。この護符は、法多でかつて全戸に配られたゴウサンそのものである。

公民館（大泉寺跡）で行われる寺方の行事は、午前中に十六善神の祭壇の前で松秀寺（浅羽町富里）の僧侶による大般若経転読の祈禱が行われる。供物は、オクサマと呼ばれるあられに切った餅と干し柿を混ぜた山盛りの洗米で、祭壇にはヤナギに巻き付けた護符も供えられる。午後になると祭場を白山神社に移して神事が行われ、盛松様三名が「お箱」と称する十六善神画像・般若心経の版木・牛玉宝印の版木が入っている三つの箱をそれぞれささげ、参列者の頭上にかざして祓う。この後、盛松様がムラ中を回ってムラ人をお箱で祓い、祭りを終わる。

一方、中野の十日祭と同じ修正会が、小島方の三島神社にも伝わっている。すでに寺方の行事としての認識はなく、かろうじて「十六善神」の神名のお札に、松秀寺（廃寺となった小島方の宝泉寺本寺）の牛玉宝印を捺して祈禱をうけるといふ儀礼が残っているのみである。そのため、ネギサマ（禰宜様）と呼ばれる年番制の祭祀者が、三島神社の御神体と称する御幣をかざして各家を回り、先のお札を配り歩く。これを「氏神様のオネントウ（お年頭）」といい、禰宜様は生き神様として一言も口をきかずに補佐役の副禰宜とともに全戸を回る。

中野の名頭とイチモン 中野では、氏神を最初に祀り始めたと伝える草分けの家々をミヨウガシラ（名頭）といい、名頭が一〇軒あることからこれを総称してトミヨウ（十名）と呼ぶ。中野の氏神の祭りは、この名頭の指揮によって行われ、名頭をホンヤ（本家）とするイチモンが、祭祀組織の一翼として祭りをもり立てる。祭りは、トミヨウ（十名）が二名ずつ輪番制で主催するため、一年間氏神を守るネギバン（禰宜番）とそれを補佐する当番組は、当番に当たった名頭のイチ

モンがあたる。また、十日祭のときの盛松様も、イチモンの中から未婚の青年三名を出すことになっている。

禰宜番は二名おり、前年の禰宜番をコネギ（古禰宜）、当年の禰宜番をネギサマ（禰宜様）と呼んでいる。禰宜様の指名権は名頭にあり、どうしても適任者がいないときには、名頭自らが禰宜様となつて氏神祭祀を行う。また、盛松様もできる限り名頭の家から出すことになっている。盛松様の該当者がいないときには、名頭のシンヤ（新家）の中から探した。イチモンの中には、跡取りなら一生に一度は盛松様をやりたいと願ひ、当番がめぐつてくるときには結婚を遅らせるほどであつたといわれる。禰宜様を出すイチモンの組をネングミ（禰宜組）、直会をするエシヨ（会所）となるイチモンの組をエシヨグミ（会所組）という。一〇名の名頭が二人一組で祭りを主催しているので、五年に一度祭り当番が回つてくる。したがつて、禰宜組と会所組は二人の名頭のイチモンの組が交互にあつていった。しかし、現在では禰宜組と会所組の区別なく、二人の名頭のイチモンすべての中から禰宜様や会所、盛松様を選ぶようになった。

こうした中野の名頭のような家々は、かつて法多で古門と呼ばれていた家々にあたると推測される。法多ではすでに古門、新門（しんかど）という区別はないが、古門はムラの自治や寺行事に深く関わっていた草分け的な家々だと考えられる。

島田市千葉山智満寺と千葉のムラ 島田市千葉には千葉山智満寺という天台宗の寺院がある。法多山と同様、近世までに一山として成立し、山内には千葉という集落がある。千葉には寺の行事やさまざまな所用をする役職があり、その主なものが総代と世話人である。総代は千葉の四つの組から一名ずつ四名出ているが、戸数の減少により、千葉全体から三名選出し、千葉から転出してシモ（大津・島田地区）に在住している家の中から一名選出して計四名としている。世話人はテラヤク（寺役）ともいい、六名いる。

かつて総代などの役は、ある程度財力がなければつとまらなかつた。そのため

世襲制ではないが、ほぼ同じ家があつてきた。総代は理事のようなもので、座敷に座ることができたが、世話人は寺の下働きをする役で、座敷ではなく板敷きに座つたといわれる。世話人は二年で一期とし、二〇年間つとめあげてようやく総代になることができたが、総代が辞任しなければ昇格することはできなかった。また総代をつとめると、「法橋（ほっきょう）」という特別の戒名がもらえらるという。このほかヤマワリ（山回り）といつて、寺の山の境界回りを役員が二〜四人くらいでやっている。近世には寺役といつて、下役と山役という役割があつた。下役は下働きをする務めで、それが今日の世話人にあたると考えられ、山役は寺山の管理役で、今日の山回りにあたると推測される。

総代は千葉全体の選挙で決めていたが、昭和五十年（一九七五）頃からは組の中から選出するようになり、世話人も交代で行うようになった。総代は三年任期で、十一月二十三日に交代する。なお「法橋」は簡単にもらえるものではなく、区長などのほかムラや寺に功績があつた人、寺のために大きく寄付をした人におくられるという。

千葉の十人衆と大役 千葉では、かつてジユウニンシュウ（十人衆）といつて、年長順に一〇人の長老が寺を治めていた。智満寺の修正会はムラが主体で行い、「寺をお願いしてやる」ということになつていた。十人衆の内、最長老者をイチロウ（一老）というが、現在、十人衆は呼称のみが残つていて、寺に関わる総責任は総代が担っている。しかし、この十人衆は近世の記録にある「十老」にあたり、明治以降もしばらくは寺とムラの政務をとりしきつていたのである。

また千葉の男子は、十五歳になるとオオヤク（大役）といい、二年間寺の仕事をつとめたといわれる。昭和五十三年（一九七八）の「静岡県緊急民俗文化財分布調査」によれば、「一年間は寺に住んで、寺内の清掃や仏壇の高盛（茶湯・供物のあげさげ）や鐘撞き、また庫裏（厨房）の生活必需品の買物の使い走りもし、読経の勤行など寺仕事の一切をつとめるもので」、これを終えると十六歳となつ

て青年会（後、青年団）に入会した。そして、ムラ中から一人前として認められるようになるのであり、「大徳」という戒名ももらうことができたのである。

ところで、千葉には男子のみの少年団があり、小学校へ入学すると同時に入団し、寺内外の掃除や用水池の清掃などをして、小学校卒業と同時に退団したという。また、青年会には十六歳で入会し、二十五歳で退会したといい、近代以降になっても、千葉のムラでは年齢に応じて寺と密接な関わりを持っていたといえる。千葉の長老制や寺役は、法多山田遊祭における法多の年齢階梯制に類似するものがあり、西日本の祭りではしばしば見られる宮座という祭祀組織をほうふつとさせるものがある。しかし、社会や制度の変化によってかつて存在していた社会組織が変容し、現在では不明な点が多い。

（松田香代子）

〈参考資料〉

井谷廣男家所蔵日記（抄）

一、「明治三十五年 井谷米吉日記」

一月十五日 若者入二付坂本やへ接待サレ午后七時ヨリ臨席候

二月十九日（旧曆一月一日） 田遊祭之役割並ニ取締出頭乃撰拳ヲ米吉宅ニ於

テ行ヒ、撰拳乃結果取締ニ井谷米吉、山本與三次、出頭ニ井谷円十、戸塚新作ノ両当撰ス

二月二十六日（旧曆一月八日） 山田やニ於テ田遊祭之日待ヲ行ヒ会費金拾八

錢貳厘

二、「昭和三年 井谷重悦日記」

一月四日 田遊祭典投餅寄附ニ伊ノ谷藤太郎行ク

一月五日 田遊祭典投餅打手伝藤太郎出ス

伊谷文六宅ニテナス

一月六日 井谷長作宅ニテ六日堂ヲナス、出席ス

一月七日 田遊祭典ニ付御山ニ登山ス

一月八日 若連中老へ御酒二升出ス事文六氏依頼ス

三、「昭和十年 井谷重悦日記」

一月五日 田遊当番ヲナス

田遊祭支度 若連中

一月六日 田遊祭典六日堂事務所

若連中老ニ於テ支度ヲナス

一月七日 田遊祭典施行午十二時 事務ヲ出発ス

一月八日 田遊祭典タスキヌキ橋本屋ニ於テナス

田遊祭典費金七拾四円四十一錢共存金ヨリ負担ス

第五節 詞章とその解説

本節は、法多山の田遊びの詞章の翻刻とその解説を述べたものである。翻刻と解説はおよそ以下の基準によつてなされている。

一、定本は、文化三年写の「思玄和尚自筆本」による。

題簽に「祭禮田遊記」とあり、本文は二丁おこしの十四丁。十五丁目に

「文化三寅年 法多邑 氏子中」とある。

一、各演目の詞章ごとに【翻刻】【解説】の順に記述した。

本文中に「2オ」「2ウ」などと記したのは、定本の丁数を示す。

「そらミれば」「京から下ル」など本文中のカタカナ表記は原則として原文表記のままとした。

【解説】は便宜上、①、②など文頭に数字を付し、意味が取りやすいようにできるだけ漢字を当て、送りがな、句読点を付した。ルビについては本文をいかした。

【解説】は、わかる範囲で大意を記すようにところがけたが、意味不明の箇所も少なくない。

なお、本稿を成すに際して、飯尾哲爾「法田山田遊祭」(「土のいろ」第七巻第五号)、田中勝雄「静岡県芸能史」、山口直蔵「法多山田遊び祭の歌詞について」(「土のいろ」復刊第十六号)、新井恒易「農と田遊びの研究」(上)を参照した。負うところが少なくない。

祭禮田遊記

- 一 太刀 年役老人
- 一 棒 年役老人

【翻刻】

しらくわ

- 一 年の初にあか時をきて
- 一 ひやそら見ればよしや
- 一 そらミればそらこそよけれ
- 一 おくところよしや
- 一 白金をひしやくにまけて(2オ)
- 一 ひや水くめばよしや
- 一 水くめば水もろともに
- 一 ひやくめばくまれづや
- 一 田を作らばかど田をつくれ
- 一 かと田よしやとのばらの
- 一 はいなひけ。みくわの初に
- 一 日の本の国王大しの
- 一 鎮守観音御福田の(2ウ)
- 一 院主の坊やにそうさく
- 一 うばたちやこひたち
- 一 庄やのとしやこやのとし
- 一 田遊のわかとのばら
- 一 大旦那や小旦那
- 一 まんさんな参とやきいたちふん
- 一 みなとう丸よなとう丸の
- 一 はいなびけ(3オ)
- 一 あら田うつとてや小馬うちだいたり。げにや。かりやな。小馬うちだいたり。あら田におゑるちやうか。とびかてうの。はおば。手につミいれてや。まねきま

し／＼やすや。京から下ルてうかふしぐろのいねハ。いやいね三わてや。米八石よ。京から下ルちやうのふくらす、めおば糸のおはおもちてやまねきまし／＼よはいとんほう日本国の宝ものおば此や御山へ引に」(3ウ) 引にて。

【解説】

素 鍬

①年の初めに曉起きて、冷空見れば、よしや。空見れば空こそよけれ。奥所よしや。

②白金を柄杓に曲げて、冷水汲めばよしや。水汲めば水もろともに、冷汲めば汲まれずや。

③田を作らば門田を作れ。門田よしや。殿ばらの、はいなびけ。御鍬の初めに。

日の本の 国王大臣の、鎮守観音御福田の、院主の坊や御正作。うばたちやこひたち、初夜の導師や後夜の導師。田遊びの若殿ばら、大旦那や小旦那。満山な参り人や公達分。稲人丸、米人丸の、はいなびけ。

④新田打つとてや、駒うち出いたり。げにや、かりやな。駒うち出いたり。新田に生えるちやうか。とびかてうの葉をば、手に摘み入れてや、招きましますや。

⑤京から下るちやうか、節黒の稲は、イヤ稲三把てや、米八石よ。

京から下るちやうの福ら雀をば、多んをばもちてや招きましますよ。はいとんぼう。日本国の宝物をば、此や御山へ引に引にて。

【解説】

「しらくわ」は「白鍬」とも「素鍬」とも書く。打ち初めの鍬入れをいう。柳の小枝に幣を付けたものを鍬に見立て、これをいただくようにしながら、この詞章を唱える。

①は「年の初めの曉に起きて空を見れば、空も冷えてよい。山谷の奥もよい。」

の意。

三熊野神社(大須賀町)の田遊びに、

あたらしき年のはじめにそらみれば そらこそよいな

とあり、「駿河国富士郡浅間神社伝鳥追詞」(『続日本歌謡集成』第二巻)に、

あら玉の、年のはじめに、空見れば、そらこそよけれ、さよねこそふれ……

とあり、肥前国神崎郡、日吉神社の「大御田祭の歌」にも、

卯月ノ空ノ曙ニ、春田打コソ、ヤサシケレ……

などである。新春をことほぐ賀正歌を田遊びの冒頭頌辞に転用したのである。

②は「白金をひしゃくに曲げて冷水を汲めば、水と一緒に幸も汲めよう。」の意。

藤守(大井川町)の田遊びに、

白金をひしゃくにまけて水をくめば、水もろともにくめばくまる、水くまる、

とあり、岐阜県下呂町の水無八幡宮の田遊びにも、

白金をひしゃくにまけて水をくめば サウナウ 水くめば 水もろともにとみ(富)やくまるる

とあり、さらに「鳳来寺田楽歌謡」(『日本歌謡集成』第五巻)に、

白金の柄杓を持って水を汲めば、水もろともに、水もろともに、命さいはひなどと類歌も多く、参考になる。めでたい白金の柄杓で正月の若水を汲めば、幸と寿が授かるという若水汲みの賀正歌の転用である。「冷汲めば汲まれずや」では意をなさない。本来は「冷汲めば水もろともに」などとあるべきところであるう。

③は「田を作るのならば門田を作れ、門田がよい。打ち初めの鍬入れには。」

の意。以下、日本国王の大臣から鎮守観音、院主、導師、参詣人、耕作者の田をあげる。「はいなびけ」は語義未詳。苗代田に木灰をまくことから「灰引け」と

解する説もあるが、不明とすべきであろう。

「田を作らばかど田をつくれ」は、「田を作れ、田を作れ、田を作らば門田を作れ、門田よしやよし」(息神社)、「田を作れ、田を作らば門田を作れ、門田よりまず所おく所よしな」(小国神社)など、近隣の田遊びに多くの類例を見る。田打ちの常套表現である。

④は「新田を打つとて駒を引き出した。なるほど駒を引き出した。新田に生えるとかいう、富み草の葉を手に摘み入れて(富を)招こう。」の意。新田開発の賛辞である。「あら田」は「荒田」「新田」の二説があるが、富を招来するという内容から推して、「新田」と解するのがよい。「荒田うつとて駒うちだいたりや」(藤守)、「荒田うつとて駒うち出した」(小国神社)、「荒田うつとてや 駒うちできた 鞍もよせてや」(西浦)など、これも類例の多い詞章である。後半の「あら田におゑるちやうか、とびかてうのはおぼ」は、「新田に生える富み草の葉をば」の意と解する。「とひ草の葉をば手にてつみいれ宮へまらせよ」(息神社)、「あら田ああをいる ぢよをひくさのはなをう てにつみいれて宮えまいらばあよよ」(西浦)が参考になる。

⑤は「京から下るといふ節黒の稲は、稲三束に搗き米が八石とれるという。京から下るといふ福の雀を招き入れよう。日本国の宝物をこのお山に引き入れよう。」の意。この詞章も、「京から下りシふし(節)黒のいね(稲)となん 老本うへて千本になる ふしくろのいねとなん」「京からまし〜シふくらすすめ(福ら雀)わなん い(稲)なら三把を〜おいただいてんぞ」(寺野)、「京からくるイヤ ふしくろのいねは、いん(稲)なら三バ(把)で、よねが八石、いんならさんばでな」(懷山)などとある。

「はいとんぼう」は語義未詳。囃し詞の一種であろう。

【翻刻】

牛ほめ

一 大とうよをお、当年な種ほにあやかさつて。なが〜しさよやたまや。なんぞやたまや。やたまのひるいわなんぞやたまやおれかひるいそうか。おふ観音の御福田の一ミな口をかつばとうつて引をこいてかいで見たれば。みぎりこしきがしたから上へそう〜あ、くうよふに候やたまやなん」(4オ)ぞやたまや。おれがひるいそうか。おふ山が八ヶ村をはしりまわりて七八寸あるうする。大なこんのおうあづきをうちそへてみぎりこしきが下から上へ。そう〜あふくうよふに候やたまやなんぞやたまや。やたまのひるいわなんぞやたまや。おれがひるいそうか。おふ観音の御福田の一ミな口をかつばとうつて引おこいてかいで見たればいづミのこ酒が下から上へそう〜あ、。のむように候やたまや。なんぞやた(4ウ)まや。やたまのひるいのごさいわなんぞやたまやおれがひるいのごさいぞうか。おふ当山の。御山をはしりまわつて。つつおかりたが。つつがなくてあんのんたいへい泉のこ酒が。下から上へ。そう〜あふのむように候やたまや。なんぞやたまや。やたまのひるいのごさいわなんぞやたまや。おれがひるいのごさいぞうか。おふ観音のこりせう。ああらかぶくさや。やたまやなんぞやたまや。やたまのひるい」(5オ)ごさいわなんぞやたまやおれかひるいのごさいぞうかお、しろわへごしゆつし参て。しゆんのたあ、らめくさいや。

一 ひいるたんゑ。を、りて。なあごの。い、りうら。いやふんもとよりんじや。こほれふんもとよりんじや。こほれなあるたんよ。お、りてなごのい、りうら。ひやふんもとよりんじや。こうれふんもとよふりんじや。のうどふよう〜。ゑいくわんひ、らき」(5ウ)まんねと。もちいとあわせくわんしや。こほれあわせくわんしやいさ人のけんもんもありそうら。てい〜おさめ候。

一 年次第にひるい。よばらせたまへさなだに里の若とのばらをやまがのものハ。心ひろいと。おしやあるあわめしひゑめしそくたんに。かしきもつてきてく

い候。これい／＼みんなおじやれ。

一年次第にひるいよばらしたまへ。さないだに里〔6オ〕の若とのばらハやまがのものを。心ひろとおしやる。あわざけひゑざけそくたんにつくりもつくみ候。これ／＼ミな。をじやれ。

一 しろわへ。御しゆつしに参て。牛引て参た。千疋／＼の中から。百疋／＼の中から十疋／＼の中から壱疋まんくわ。しろくら。たしかに引て参た年次第にびくを。ほめさしたまへ左りのびくのめでたさよ此所によかるふづるものをば。此や〔6ウ〕御山へしつかとなびけ右のびくのめでたさよ。此所にわるかるふするものおぼそとはまへのけびく。左のつの、めでたさよ此所によかるふするものおぼ此や御山へしつかと。だきつの。右のつの、めでたさよ。此所にわるかるふするものおぼ。そとはまへのけつの。

一年次第にはなざをつけさしたまへ。しからば当年ハまつこうに。ついて候。〔7オ〕さてをもしろい。しりにはなげを。当年わたしハ。まつこうにつけ候。一年次第にくらをおかしたまへ。しからば当年ハまつこうにおいて候さておもしろひ。あたまにくら。当年ハわたしハまつこうにをいて候此所によかるふするものおぼ。引よせ／＼わるかるうするものをば。さしはなし／＼。しろハかいつるさくらがふちへ。おいこうて。牛をさつはと〔7ウ〕あろうま。ゆいがおかへ。おいやけて。ばつちのくさをすつはとくわせ。

【解説】

牛讚め

①大とうよを、オウ、当年な種穂にあやかさつて。長々しさよ、ヤタマヤ。何ぞ、ヤタマヤ。

②やたまの昼飯は何ぞ、ヤタマヤ。

おれが昼飯候か。オウ、観音の御福田の一水口を、かつぱと打つて引き起こい

て、掻いで見たれば、みぎり甑こしきが下から上へ。ソウソウ、アア食うように候。ヤタマヤ。

何ぞ、ヤタマヤ。

③おれが昼飯候か。オウ、山が八ヶ村を走り回りて、七八寸あろうずる。大納言だいなごんの大小豆を打ち添えて、みぎり甑が下から上へ。ソウソウ、アア食うように候。ヤタマヤ。

何ぞ、ヤタマヤ。

④やたまの昼飯は何ぞ、ヤタマヤ。

おれが昼飯候か。オウ、観音の御福田の一水口を、かつぱと打つて引き起いて、掻いで見たれば、泉の御酒が下から上へ。ソウソウ、アア飲むように候。ヤタマヤ。

何ぞ、ヤタマヤ。

⑤やたまの昼飯のご菜は何ぞ、ヤタマヤ。

おれが昼飯のご菜候か。オウ、当山の御山を走り回つて、筒を借りたが、筒がなくて安穩泰平、泉の御酒が下から上へ。ソウソウ、アア飲むように候。ヤタマヤ。

何ぞ、ヤタマヤ。

⑥やたまの昼飯のご菜は何ぞ、ヤタマヤ。

おれが昼飯のご菜候か。オウ、観音の御利生、アアラ、かぶくさや。ヤタマヤ。何ぞ、ヤタマヤ。

⑦やたまの昼飯のご菜は何ぞ、ヤタマヤ。

おれが昼飯のご菜候か。オウ、しろわへごしゆつし参て。しゅんのたああらめくさいや。

（ここで鍬の柄を入れ、田打ち）

⑧昼田ひるたんへ降りて、なあこのいいりうら。イヤ踏んもとよりんじや。コウレ踏

んもとようりんじや。コウレ成る田んよ、お降りてなごのいいりうら。ヒヤ踏んもとようりんじや。コウレ踏んもとよふりんじや。ノウドウヨウヨウ、エイ、鍬くわ開きまんねと持ち、いと合せ鍬くわしや。コウレ合せ鍬くわしや。いさ人の見聞けんもんもあり候。ていてい納め候。

⑨年次第に昼飯よばらせ給え。さないだに里の若殿ばらを山がの者は心広いとしやある。粟飯、稗飯、即断に炊き持つて来て食い候。これいこれいみんなおじやれ。

⑩年次第に昼飯よばらし給え。さないだに里の若殿ばらは、山がの者を、心広いとおしやる。粟酒、稗酒、即断に作り持つて酌み候。これこれみなおじやれ。

(これより牛ほめ)

⑪白羽へ御出仕に参て牛引て参た。千疋千疋の中から、百疋百疋の中から、十疋十疋の中から耆疋。馬鍬まぐわ、白鞍しろくわ、確かに引て参た。

⑫年次第にびくをほめさし給え。左のびくのめでたさよ。ここに良からうずるものをば、これやお山へしつかと靡け。右のびくのめでたさよ。ここに悪るからうずるものをば、外の浜へ退けびく。

左の角のめでたさよ。ここに良からうずるものをば、これやお山へしつかと抱き角。右の角のめでたさよ。ここに悪るからうずるものをば、外の浜へ退け角。

⑬年次第に鼻竿つけさし給え。然らば当年はまっこうについて候。さて、おもしろい。尻に鼻座を。当年わたくしはまっこうにつけ候。

⑭年次第に鞍を置かし給え。然らば当年はまっこうにおいて候。さて、おもしろい。頭に鞍、当年はわたしは、まっこうにおいて候。

⑮ここに良からうずるものをば、引き寄せ引き寄せ、悪からうずるものをば、さし放しさし放し、代は搔しといつる。桜ガ淵へ追い込こうて、牛をさつぱと洗うまま、ゆいガ丘へ追い上げて、むつちの草をすつぱと食わせ。

【解説】

①は「当年は種穂にあやかつて、稲穂の長々しいことよ」の意。「大とうよ」は「大豊」の意の難し詞か。「何ぞ、ヤタマヤ」は、「何ぞや、給や」と解する説もあるが、次の「やたまの昼飯」を「や給たまの昼飯」と解するのは難しい。これも難し詞と解するのが穏当であろう。

②③⑦は「昼飯は何ぞ」「ご菜は何ぞ」という問いかけに一つ一つ答えるという問答形式をとる。その大意は「昼飯は何ですか」「私の昼飯ですか。それは観音の御福田の一つの水口をかつぱと打つて、引き起こし、引き搔しとくように、コシキ(弁当箱)を下から上へと巡らすように食べる昼飯です」(②)。「私の昼飯ですか。それは山家八ヶ村を走り回つて、七、八寸もあろうかという大根、小豆を添えてのものです」(③)。「私の昼飯ですか。それは泉のご酒を飲むようなものです」(④)。「昼飯の惣菜は何ですか」「私の昼飯の惣菜ですか。それは当山を走り回つて、筒を借りたが筒がなくて(恙なくて)安穩泰平、泉のお酒を下から上へ廻すように飲むようなものです」(⑤)。「観音の冥加のカブ(蕪)です」(⑥)。「白羽へ出かけて手に入れた句のアラメ(荒布)です」(⑦)となろう。②④の水口と③⑤の山がそれぞれ対をなしている。③の「大納言」は、⑥のカブから推して、「大根」を掛けている。同様に⑤の「筒がなくて」も「恙なし」の掛詞である。

⑦の「しゆんのたあ、らめ」は、語義不明であるが、汁物の具としてカブと海藻類の取り合わせが古くから一般化していたことにより「句の荒布」と解した。

「昼飯持ひるまもち」の詞章に酒をあげるのは、たとえば藤守の田遊びに「酒につくれはいつみとなる」とあり、滝沢にも「よい酒わくないそれもべし」とある。酒を讚めることが、稲の稔りをことほぐことに通底するからである。後出の「早乙女」詞章にも「よい酒の湧くべしやなん」ともある。

⑧は意味不明の詞句が多く、難解であるが、試案を示しておく。そのおよその

大意は「昼の田へ降りて、しつかり踏むのがよい。成る田へ降りて、しつかり踏むのがよい。歛開きをしよう、合せ歛をしよう。さあ、人の見聞もあることだ。そこそこに打ち納めとしよう。」くらいの意か。田打ち、肥草の踏み込み、耕田等のことをうたっていることはおよそ見当がつく。「ひいるたんゑを、りて」は、「昼の田へ降りて」、「いやふんもとようりんじや」は、「いよいよしつかり踏むとよい」の意、「ゑいくわんひひらき」は、「エイ、歛開き」の意、「あわせくわんじや」は、「合せ歛をしよう」の意にそれぞれ解してみた。

囃し詞風に用いられている「なあこのい、うら」については、野本寛一氏が、鎌倉・室町時代に流行した「早歌」の別名を「理里有楽」と呼ぶことと無縁ではないこと、催馬楽の囃し詞に「タンナ タリララ」「タリヤリタンナ」などがあること、近隣の田遊び詞章にも「らりととりうらや」（懐山）「なごのりりふりや」（藤守）などいくつかの類例が見出されることを指摘したうえで、「これまであげた囃し詞に共通することは、ラ行音である。仏教的な声歌の影響を受けながら、日本人の好む囃し詞を形成していったものと考えられる」（野本、昭和五四年）と説かれた。示唆に富む見解である。古態を伝える西浦の田楽の「殿舞」「五月女」に「チャチチ・チラララーラ」と口拍子をとりながら舞う場面があるが、伴奏楽器を使用しない時代の名残がそのまま詞章に取り込まれたものであろう。

⑨⑩は再び「昼飯持」の詞章である。⑨の大意は「昼飯をご馳走してください。それだけでなく、里の若殿を、山家の者は心広いお方とおっしゃる。粟飯・稗飯をすぐさま炊いて持って来て食べましょう。コレコレ、皆さんこちらへいらっしやい」の意。⑩は⑨に対して「里の若殿は、山家の者を心広いお方とおっしゃる」とやり返したものである。里の若殿と山家の者、粟飯・稗飯と粟酒・稗酒など、⑨と⑩は詞句のうえでも対の構成になっている。

⑪以降は牛讃めの詞章である。⑪は「白羽へ出かけて牛を引いて参りました。千疋の中から、百疋の中から、十疋の中から一疋を選び、合わせて馬歛と較も、

確かに引いて参りました。」の意。「白羽」は御前崎町白羽の地。「延喜式」（主税）に、「遠江国正税、白羽官牧馬直四千四百六十束」とあり、奈良・平安の古くから官牧が営まれたことで知られる。その白羽の官牧までわざわざ出かけて手に入れた、選りすぐった一頭がこの牛だというのである。たくさんあるものの中から一つだけを選び取るという表現方法は、古くからある伝統的な賛美表現である。「まんくわ」は牛馬に引かせて水田の泥を掻きならす馬歛のこと、マンガともいう。

⑫は「ビクを讃めさせなさい。左のビクの立派なことよ。ここに良いと思われなもの、これをお山へしつかりと靡き寄せなさい。右のビクの立派なことよ。ここには悪かるうものを（集めて）外の浜へ追い払いましょう。」の意。ビクはワラで作った籠状の入れ物。牛の背の左右に掛けたビクの一方で招福を、もう一方で除魔を唱え、さらに牛の角を称えて招福と除魔を唱える。

⑬⑭は遊戯的詞章である。「尻に鼻座」「頭に鞍」を置くとおもしろいだろうという。「まつこうにおいて候」は、「まったくこのとおり」の意。牛を茶化して哄笑するのは、賛美の裏返しである。こうした賛美と茶化しを交えながら除魔招福を唱える詞章は、小国神社の「志ろかき」にも、

此牛ほめたり。此牛の左の角のそろそつと生たるは、天下の不浄、内外の悪事、餌渴、疫癘、早魃、洪水、苦水、苦風、夜盗、悪党、やり角にしつとり。此牛の右の角の大輪にしつとりと生たるは、七十万福の宝物を、抱き角にしつとり。

とあり、蛭ヶ谷の田遊びにも「右の角の出へよふは、七珍万宝の御だからを、是の御歳へだき角」「左の角の出へよふは、此処にこのところに来るまじきものは……悪きなんぞを他方世界へのけづの」とあり、多少の変化はあるものの基本的には同型であって、牛讃めの常套表現と認められるものである。

⑮は、その招福と除魔を再度繰り返して、最後に牛をきれいさっぱりと洗い、

ゆいが浜へ追い放し、たつぷりと草を食べさせよ、と牛讚め詞章を総括する。

【翻刻】

のつとう

一 きんぎやうさんかうさいはいくくと。つつしんで申すこれはたるきたるろんの。年のついでに。年号ハ「何エ何ノ年」さいとうハ。何多何年。月のならひハ。十月にあまる。二月也日のかずは三百五十余かん日。ごうれいは正月七日の日をよ（8オ）き吉日とゑらミまし〜候得バ遠江の国東海道ぜんごのながれはをうせふより東法多山尊永寺のお寺の鎮守観音御福田のみな口。されば春のたねおろし壹反二千万ぞくを。まさにまんぞく月につよく。みにまたく。かあり納めまし〜候得バ十月ます月。白金の牛王宝印小金のさんごをおつとりもち。もふす宝のつどうよふハ上（8ウ）紙をしつとり〜重ねるがごとく也遠くの福の重るハぬれたる手にてあわのよねをつかむがごとく也ちかくの人は見てのたのしみとふくの人ハきいてのうらやミ。きんぎやうさんぞくきむろのいとわた。あまのいくうを。おしひらき。そうしかの八つのミ、をたて小金のおんまなしりを。あさやかに見ひらき。まし〜候へば。けにさも有べし。百二十（9オ）年のほめの龍くう神なときをとつてもふす時ならのミな口米おかもふかあ、ら手むきわるや。

- 一 日の本国王大ちゃん
- 一 鎮守観音御福田
- 一 院主の坊やにそうさく
- 一 うばたちやこひたち
- 一 庄やのとしこやのとし（9ウ）
- 一 田遊の若とのばら

- 一 大旦那小旦那
- 一 まんさんの参とやきいせんじやうやしやうとうだんな
- 一 ミなとうまるよなとう丸の

【解説】

祝 詞

- ①きんぎやうさんかう再拝再拝と謹んで申す。
- ②これはたるきたるろんの、年のついでに年号は「何エ何ノ年」さいとうは、何え何年。月の並びは十月に余る二月なり。日の数は三百五十余かん日。恒例は正月七日を日をよき吉日と選みましたし候えは、
- ③遠江の国東海道ぜんごのながれは、王城より東、法多山尊永寺のお寺の鎮守観音御福田の水口。
- ④されば春の種降し。壹反二千万束をまさにまんぞく。月に強くみにまたく、かあり納めましし候えは、十月ます月、白金の牛王宝印、黄金の蚕子をおつとり持ち、申す宝の集うようは、上紙をしつとりしつとり重ねるがごとくなり。遠くの福の重なるは、濡れたる手にて粟の米をつかむがごとくなり。近くの人ハ見ての楽しみ、遠くの人ハ聞いての羨み、きんぎやうさんぞくきむろの糸綿。天のいくうを押し開き。さ牡鹿の八つの耳を立て、黄金の御眼尻まなじりを、鮮やかに見開きましし候えは、げにさもあるべし。
- ⑤百二十年のほめ龍宮神な、時をとつて申す時ならの、みな口米をかもうか。アラ、手むきわるや。
- ⑥日の本国王大臣。鎮守観音御福田。院主の坊や御正作。うばたちやこひたち。初夜の導師や後夜の導師。田遊びの若殿ばら。大旦那や小旦那。満山な参り人や貴賤上や兄人、旦那。稲人丸、米人丸の。

【解説】

「のつとう」は「祝詞」のこと。祝詞と称しながら、内容的には水口の種降しの呪文となっている。

①の「きんぎやうさんかうさいはいさいはい」は、他の例を参考に、「謹請参向再拜再拜」と解する。②は、一年十二か月、三五〇余日の中から正月七日という良き日を選んで祭りと定めたこと。③は、東海道前後の流れにあって、遠江の国は都からは東の国、中で法多山尊永寺の鎮守観音の御福田と場所を特定する。祭日・祭場を特定するこうした述べようは、各地の田遊びの「祝詞」に等しい。たとえば愛知県設楽町田峯の田楽の「おしづめよなどう」（水口祭）の祭文に、

謹上再拜々々敬つて謹んで申す。抑々年号何年は何のえ何の年、月の並びが

何ヶ月、日の行く数が何百何十幾日、皇上（王城）より東は東仙東海道六十

六郡と申す、三州設楽郡富永の庄五ヶ村の内にも、取りわけ田峯と申す大般

若の御しきぢ、正月初めて一日二日十日余り十七日は良い日よい吉日と選び

えらませ、其日のえとうを見れば何のえ何の日……

このついでを以て此所の三めうこがい（蚕飼）を祝ふてまゐらせ、春のさん

みやう十六ぜん、夏のさんみやう十六ぜん、合せて三十二ぜんの白玉の御神、

よきこの種とほめ悦んで……

とあって、法多山の「のつとう」と酷似する。

④は「のつとう」の中心となる詞章である。大意は「春の種降しを満足に行い、月々の（管農）をまたく納めたならば、十月のとつき後には、白金の牛王宝印、黄金の蚕の、申し願った宝が集まるさまは、上紙を幾重にも重ねるがごとくである。また、遠くの福の重なるのは、濡れ手で粟の米をつかむがごとくである。近隣の人は見てこれを楽しみ、遠くの人は聞いてこれを羨む。目をしっかりと見開き、これを見れば、なるほどそのようだと思うであろう。」の意。

「さんご」は「蚕子」で、養蚕をいうのであろう。「きむろのいとわた」も

「黄色の糸綿」か。田遊びの詞章において養蚕の豊穰を祈念する例は、先掲の田峯にもあり、懐山のおくないには、演目の一つとして「いとくり」があるほどである。養蚕は農家にとって重要な副業であったのである。

なお、「きんぎやうさんぞくきむろの糸綿。天のいくうを押し開き。」「百二十年のほめ龍宮神な、時をとつて申す時ならぬ、みな口米をかもうか。アアラ、手むきわるや。」の意は難解で、意を通しにくいだが、「のつとう」が水口祭りの種降しの祭文であったことは想像がつく。

【翻刻】

とりおい

一 はあ、れはたが鳥をい。日の本の国王大ちの鳥おい

一 鎮守観音御福田

一 むんじゆの坊や。にそうさく（10オ）

一 うばたちこいたち

一 庄屋のとし。こやのとし

一 田遊の若とのばら

一 大旦那小旦那

一 まんさんな参とや。きせんしやうや。せうとうたんな。ミなとう丸よなとう

丸の鳥をい。是をバさしおいて。鎮守観音御福田な。どれくよ西の田二せんて

う。北の東南合八千てうの中の坪（10ウ）のよひとこを。なわしろ所にうちや。

さんだめ候よ。はあ、からとうをめぐればうつたる田ハくれく。かいたる田は

べろくのところをつんならいてさしおいておく山へさそうよ。はあ小金てうに。

よせ草千束斗めしよせて。万束つばへ。てつしとうと納たはんなくとつひひろ

け小あしふみにふんごんで大あしふみにつんならし。ようすひな（11オ）ぞひ

つけて種ねくろをうちやまいてのところに。ようせまなりきものあり。にこめわたるさぎまる。そこいくゝるすい水。ミハほいての所にぬたするハ。とうがめ。すくひ。くうハかうからす。ひろいくうは。かうす、め。うゑばこそ立たれ。大水やかんはちいもちりやてんこの。草のところに取てはくろめわたる。ひゑ丸しらめわたるをもたか。ほの上を取てわようせまなりき(11ウ)ものあり。あせこくハしし丸。鎌こしにつつきいて。かりくるわ盗人。かようなるものおばひと、ころへおいよせて。にらの葉に。つつんで。とうろけて。かいからけて四方天へお、よ。是より西へなをわば。もんしゆせつかい。そとのほまを、よ是より北へなをわば北国せかい。そとのほまお、よこれより東へをわハかいどうふだらく。そとのほま。お、よ是より(12オ)南へをわバなんかい。せかい。そとのほまを、よ是よりそらへなおわば四方天えお、よ是よりひたゑなおわばあんのくらをいこいた。

【解説】

鳥追い

①ハア、あれは誰が鳥追い。日の本の国王大臣の鳥追い。

鎮守観音御福田。院主の坊や御正作。うばたちやこいたち。初夜の導師や後夜の導師。田遊びの若殿ばら。大旦那小旦那。満山な参り人や貴賤上や冗人、旦那。稲人丸、米人丸の鳥追い。

②是をばさしおいて、鎮守観音御福田な、どれどれよ、西の田二千町、北の東南合わせ八千町の中の坪の良い所を、苗代の所にうちや、定め候よ。

③ハア、あからとうを巡れば、打つたる田はくれくれ、掻きたる田はべろべろの所を搗平つんならいて、さしおいて奥山へさそうよ。

④ハア、黄金ちように寄せ草千束ばかりめし寄せて、万束坪へてつしとうと納めた。はんはんなどつい広げ、小足踏みに踏込んで、大足踏みに搗平らし、用水

なぞひつかけて。

⑤種くろをうちやまいての所に、寄うせまなりきものあり。濁めわたる鶯丸、底い潜るすい水、みはほいての所にぬたするは、胴亀。すくい食うはこう烏、拾い食うは、こう雀。

⑥植えばこそ立たれ。大水や旱魃かんばち、いもちりやてんこの。草の所に取ては、黒めわたる稗丸、白めわたる沢瀉せだか。

⑦穂の上を取ては、寄うせまなりきものあり。畔こくはしし丸。鎌腰につつ刺いて、刈り来るは盗人。

⑧かようなるものをば、一所へ追い寄せて葎の葉に包んで、とうろけてかい絡からけて四方天へ追およ。

⑨是より西へな追わば、文殊世界、外の浜へ追およ。是より北へな追わば、北国世界、外の浜へ追およ。是より東へ追わば、海道補陀落、外の浜へ追およ。是より南へ追わば、南海世界、外の浜へ追およ。是より空へな追わば、四方天へ追およ。是よりひたへな追わば、あんのくらをいこいた。

【解説】

①は「しらくわ」に前出。②は、鎮守観音の御福田として東西南北合わせて八千町の中からもつともよい所を選び、苗代所と定めたことをいう。③は田打ち、④は肥草の踏み込み、といった苗代作りの作業をあげ、⑤以下がそうした作業、および苗代作りに害をなすものを遠くへ追ひ払うという構成になっている。以下、順にその意を通しておく。「種くろを蒔いた所に寄せてはならないものがある。水を濁す鶯、苗代床の底にできた穴(すい水は、穴に吸い込まれる水のこと、苗代の水が干上がってしまうから)、水干しの所にのたくる胴亀、種籾をすくい食う烏、拾い食う雀」(⑤)。「植えて育った稲に寄せてはならないもの、大水、旱魃、いもち病やてんこの、雑草の稗や沢瀉」(⑥)。「いもちり」は稲熱病のこと。

稲作においてもっとも被害が大きく深刻な問題であった。「てんのこ」も稲の病気の一種という。「稲穂にとつて寄せてはならないもの、畔を壊す猪、鎌を腰にさして刈り取る盗っ人」(⑦)。「こうした害をもたらすものを一所に追い寄せてニラの葉に包んで、しっかりと絡めて四方、天へ追い払おう」(⑧)といい、最後に「東西南北と天と地下の六方へ追い払え」(⑨)と唱えて終わる。播種時の鷹、水抜け、鳥、雀。水干し時(苗代田の水を抜いて干す時)の胴亀(スッポン)、植え場時から成育期(田に苗を移し植える時からしっかりと根づいた時)の大水、早魃、稲熱病、てんのこ。草取り時の稗、オモダカ。刈り入れ時の猪、盗っ人等々、種播きから刈り入れまで稲作にはさまざまな害があった。農民にとっては、どれ一つをとつてみてもありがたくないものであった。「とりおい」はそうした農民の祈りの詞章といつてもよい。

【翻刻】

そうとめ

- 一 わうれもなひけお、れおもふべしやなん
- 一 よき日をばな。さおりとす、めいも、のかなん
- 一 あさはあかいなおりわらと。をどん。めいゝてたなん
- 一 けによ。をすんま。あにこそハよのむらさいたかやなん」(12ウ)
- 一 さてことしはや我が取なへのまわすやなん
- 一 ななへの風もなをやわらかにふけバなん
- 一 さてことしはやな。よい酒のわくべしやなん
- 一 さてことしはやな。よい酒のわくべしやなん
- 一 さてことしはやな。すさとぞ。ふんめいものかなん
- 一 すさとぞふんめい観音よん

【解説】

早乙女

① わうれもなひけ、オオレ思うべしやなん。良き日をばな、さおりと勧めいものかなん。

あさはあかいな、おりわらとをどんめいいてたなん。げによをすんまあにこそは、よのむらさいたりやなん。

② さて今年はや、我が取る苗の回すやなん。七重の風もなお、やわらかに吹けばなん。

③ さて今年はやな、よい酒の湧くべしやなん。さて今年はやな、よい酒の湧くべしやなん。

④ さて今年はやな、すさとぞふんめいものかなん。すさとぞふんめい観音よん。

【解説】

①は難解な句が多く、意を通しにくい、良い日を選んで、田植えの祝いである「さおり」を勧める内容。②は「早苗を回わそう、七重の風も柔らかに吹くから」と、①に続いて早苗を讃める。③は讃酒の詞章。水口の祭文にも讃酒の詞章があった。酒を讃めることによつて苗讃めとしたもの。④は不明。

【翻刻】

神となへ

- 一 けんしこくほかうくわんしや」(13オ)
- 一 せうこく岩室雨の宮
- 一 いちの宮は大ほさつ
- 一 かうみやうこくうそう

- 一 秋葉くすの天子よん
- 一 はるの山ハ大しやく
- 一 おひハ千手観音よん
- 一 日坂のことのまいはちうこしよん
- 一 あわがたきハ正観音」(13ウ)
- 一 は、ちとうハ金山
- 一 くちらをかの大明神
- 一 はふくらきやうまん大ぼさつ
- 一 おきへ出でのなをばなん
- 一 七色八色ミつの大じやよん
- 一 しろわハしんこん大ほさつ
- 一 九十九疋あらこま
- 一 ひいじきひちりきひこの宮やん」(14オ)
- 一 お高松ハ大明神
- 一 そうさのなをばなん
- 一 山へのほりたもわん
- 一 小笠ハ三社ごんげんよん
- 一 我山へようかうせしめたまわん
- 一 白山ミやうりこんけんよん
- 一 金剛とうしまてもなん
- 一 ちらいらとろろん」(14ウ)

文化三寅年

【解説】

神唱え

①けんしこくほかうくわんしや。しょうこく岩室天の宮。一の宮は大菩薩。光明、虚空蔵。

秋葉くすの天子よん。春野山は帝釈。おひは千手観音よん。日坂の事任はちうこしよん。淡ヶ岳は正観音。ははらとうは金山。鯨岡の大明神。はふくら敬満大菩薩。

②沖へ出での名をばなん。七色八色水の大蛇よん。白羽は真言大菩薩。九十九疋荒駒。ひいじきひちりきひこの宮やん。お高松は大明神。

③総社の名をばなん。山へ登り給もわん。小笠は三社権現よん。我が山へようかうせしめ給わん。白山妙理権現よん。金剛童子とまでもなん。ちらいらとろろん。

【解説】

「神唱え」は、近郷近在の神仏の名を挙げ連ねることによって、祭りの庭に神仏を招来する意をもつ。

①の「けんしこくほかうくわんしや」は不明。「岩室」は豊岡村の大字。「一の宮」は森町の小国神社。「光明」は天竜市二俣の光明寺。「おひ」は一説に森町東北の大尾山のことかという。「日坂の事任」は事任八幡宮。「淡ヶ岳」は掛川市東部と榛原郡金谷町西部にまたがる粟ヶ岳。「ははらとう」「はふくら」は不明。「きやうまん」が「敬満」ならば、榛原郡初倉に鎮座する敬満神社をさすか。そうだとすれば「はふくら」は「初倉」ということになる。

②の「白羽」は御前崎町白羽の白羽神社。「九十九疋荒駒」は御前崎町下鴨の駒形神社。『静岡縣神社誌』に引く「由緒」に、「当社を距る三十町許の海中に駒形岩と号せる岩数十個あり、往古九十九匹の神馬海底に没し、巖と変ぜしものであると伝ふ」とある。ひいじきひちりきひこの宮」は語意、所在ともに不明。「お

法多邑

氏子中

高松」は小笠郡池新田の高松神社。

③の「総社」は磐田の淡海国玉神社。「三社権現」は小笠郡大須賀町の三熊野神社。「白山妙理権現」は法多山奥の院の東にまつる白山権現という。

「神となへ」にも意味や所在の不明なものが少なくない。しかしここに取り上げられた神仏の所在地は、おおよそ森、金谷、掛川、御前崎、磐田、大須賀といった地である。それらはいずれも法多山尊永寺の信仰圏内にある。伊勢神宮や出雲大社といった遠く離れた古社を上げる他の田遊び詞章とは、趣を異にするものである。

結び

法多山の田遊びは、「素歎」「牛讚め」「祝詞」「鳥追い」「早乙女」「神唱え」の六演目から成る。各詞章の内容は見てきたように、田打ち、昼飯持、牛讚め、水口祭文、除魔追放、田植え祝い、神仏の招来といったもので、近隣諸地の田遊びに多くの類例を見る。詞章の一部には中世期の言葉と思われるものも混在するが、その意味は必ずしも明瞭ではない。冒頭に記したように、本翻刻の元版は「思玄和尚自筆本」と言われる文化三年（一八〇六）の写しである。かすれによる文字の不明な部分もあるが、前後の意味から推して、可能なかぎりの私案を述べた。まったく的外れの解釈も多々あるのではないかと案じられるがご諒願したい。

（尾崎富義）

第六節 田遊び道具立て 測図とその解説

一 材料の調達

師走になると、法多の集落では、新年の田遊びに向けて、さまざまな準備が始まる。とくにこの芸能で用いられる道具の準備・作成には、かつては師匠をはじめとして田遊びに参加する全員が準備を行ったというが、昭和四十九年に保存会が発足してからは、師匠とその年に選出された保存会役員（副会長・資材係二人）が、材料調達の段取りをするようにしている。

その準備は、大きく分けると年内に作り終えておくものと、新年七日の午前中までに作るものとに分けられ、店や外に注文するものは、その合間に段取りよく調整をする。

以下は、平成十一年十二月から翌平成十二年正月にかけての準備作業を見聞して記録したものである。現行の事柄に対して、過去にはどのように行われたかもできるだけ記し、変容をあらわすよう努めた。

1 年末までの準備

資材係が手分けをして矢竹・ハチコ（ハチク）・マダケ・檜の木を伐ることから始まる。矢竹は一の矢・二の矢・組矢、さらに初詣の参拝客に売り出す破魔矢を作るための節の長い細い竹である。ハチコは花笠・羯鼓かっこの芯材に、マダケは大弓の弓竹、檜の木はノットウで用いるゴオウサン（牛玉宝印をとめる台木）となる。その年の資材係が手配をして、個人で頼むので調達する場所も年々変わる。平成十一年は、次のそれぞれの場所から求めた（この年は、師匠の山本博司氏より、寸法を明示したコピーが資材係に配られ、それにしたがって年末までに係が選んだ）。

矢竹は北谷・菩提方面から刈り出してきた。この周辺は矢竹が群生する場所であ

ったが、平成十年頃にスポーツ公園が整備されたため激減した。

マダケは、法多沢川の土手（二軒屋）の藪から伐り出した。このころのマダケは、竹の皮が落ち、緑が濃さを増す時期である。以前は部落周辺にマダケの藪が沢山存在したが、現在は他の種と混ざり合ってしまったり、下草や蔓植物に負け、枯れる傾向にある。

矢竹もマダケもまだ節から枝の出ていない新竹を採る。伐り出しには腰鉦こしたた・鎌かま・鋸のこぎりなどを持つ。矢竹は全部で五〇〇本の矢を作るに足る量を鎌で一度に刈り出すと（2・30）、それぞれを一定の長さに切り揃え、一本ずつ小刀でハカマを取り除きながら節も平らにならす（2・31）。次に小糠袋で丁寧に拭き艶出しをする（2・32）。次に竹割りで先を三ツ割りにして矢紙を取り付ける（2・33・2・34）。弓竹は長さがあるのと、日向に置くと反りが出るので、家屋の日陰となる北側に置き、係が七日までに鉦で節を削ぎ落としておく。

檜は、藤ヶ谷（静岡理科大学の西側）の檜の林から伐り出した（2・35）。これを鋸で玉切りし、上部に十字の切り込みを入れるが、現在は寺の製材所へ持ち込み、電動工具で切る。この後、公会堂に持ち帰り鉦で樹皮を削る（2・36）。檜は寺の境内に多く自生していたが、山があれてきた現在、素性の良い木を捜すのが困難となってきた。

ハチコは、公会堂の南側の竹藪（公会堂所有地）から一、二本を切り出し、縦に割り薄くへぐ。風糸で結わえて骨組を作るが、以前はすべて麻紐を用いた。これらは師匠が作成する。

注連縄の材料となる稲藁の調達には、十年以上前までは、法多でも水稻栽培が行われていたため、藁には不自由しなかった。かつては藤ヶ谷沢の谷沿いにわずかに谷津田が拓かれていた。法多の集落からは見えないので、これを「横須賀様の隠し田」などと呼んだという。次第に田が消滅し、茶の生産が主力となった現在、例外的に土地を貸して農作業を委託する家以外は、自家で米を作る家がな

矢作りの手順 (平成11年12月)



2-32 糠袋で磨きツヤを出す③



2-31 ハカマを取り除く②



2-30 矢竹を刈る①



2-34 矢紙を取り付ける⑤



2-33 タケワリで三ツに裂く④

なったため、袋井市木原の農家、鈴木信夫家からもらうようになった。

稲(梗)は青いうちに手刈りをし、日陰干しにした色のよいものを用いる。下仕事にハカマをすぐり整えておき、細工しやすいように湿らせたものをツチンボや堅杵たきねで打つ。縄な縄ないには、藁の垂れを等間隔に三本ずつ出しながら、左縄に縄い込み、当日紙垂しでをはさむ。これらは正月松の内ということで、舞堂となる大師堂前面と白山神社前に、また道具には置太鼓・ヒサゴ・オヒツ(御櫃)・弁当箱に張られる。

以前は六日に縄な縄ないをしたというが、現在の若者は縄なえないので、四、五年前からは人に頼んで作ってもらうという。

各提供者には、なんらかの形で礼をする。矢竹を刈る山の持ち主には、一人に對して毎年五千円ずつ礼をする。また稲藁・糯米もも・オシキメシの玄米・粳種は、奉仕(奉納)として提供されるので、田遊び終了後に破魔矢と餅をあげて礼にかえる。

2 年明け後の準備

正月六日に行われる六日堂には、太刀と棒に付ける紙垂を師匠が切る。太鼓は綿ロープで竿に吊り、道中を担いで行き、大師堂に到着してもロープを解かず床上に置いて奏する。

この日、尊永寺の本堂では、夕刻にゴウサンの護符が僧侶によって作られ、矢とともにご祈禱が行われる。六日堂終了後、村方がご祈禱の済んだ一對のゴウサンと組矢を寺からいただくて来る。

七日の朝は、八時より全員が集まり、分担を東西に分け、東は大師堂の設営、西は公会堂で道具の製作を行った。

道具の製作は、白楸の採り物となる柳の枝や、花笠につける松竹梅など、当日でないと枯れるものや、諸道具につける紙垂をそれぞれに取り付けて完成させる。

柳の枝は、ここ二十年間は山田大中家の山から用意している。かつて田遊びは旧暦で行われていたので、田遊び時分になると、緑の新芽が吹き出して美しいものだったという。

旗竿にするハチコも当日伐り出し、ハカマや節を削り整え、麻紐で旗を取り付ける。この作業は屋外で行う。

田打ちの弁当箱に添える葉付きの大根・人参もこの日に用意されるが、作付けの時から小ぶりなものを頼んでおく。ワカメは塩にしたものをひとつかみ用意する。ひさごには清酒を少し入れ、生の人参で作った朱色の蓋をする。



2-35 檉を伐採する



2-36 檉に十字に切り込みを入れて皮を削ぐ

鉾・牛の頭・手綱・

オヒツ・弁当箱など毎年使うものは、以前は公会堂で管理していたが、保存会発足以後は、役員が持ち回りで管理するようになった。

田遊び出立の際に食べ、オヒツや弁当箱にも入れるオシキメシの玄米は、早朝に蒸かして持つてくる。のつとうの演目で撒く種籾も用意する。

大がかりな大弓の

組み立ては、人手も要り一番手間のかかる作業となる。数人以上の人員で、午前中（十時頃まで）をかけて、公会堂内であわただしく作り上げる。大矢の先端に付けるヤジリにも、赤黒のペンで彩色を施す。

以前の弓竹は長く、屋外で組んだが、この時期は西風が強いため辛い作業であった。公会堂が建てられてからは屋内で行うようになったため、公会堂に入る長さ

に切り詰めることになり、それにともないすべての組矢を組めなくなった。テイデイにするのし餅や、投げ餅用の丸餅は、当日までに注文先（掛川の片浜屋）から届く。のし餅にテイデイの型を当て、四枚を切り取り、穴を開けて麻紐を通す。これらの作業はすべて同時進行である。

個々の道具ができあがると、今度は登山の道中の運び方に従い、竹竿などに取り付ける。花笠・鞆鼓・バチを振り分けにした竿はソウトメ役が担ぐ。また田打ちの弟役が担ぐ竿には、一方に鉾を重ねて結わえ、上にテイデイの餅を重ねる。もう一方には、注連縄をかけたオヒツ・弁当箱・ヒサゴを吊るす。現在は、ホオツカムリ・タツツケの衣裳を着用して参列するが、以前は全員が羽織・袴姿で登山したので、この上にさらに田打ちの衣裳を縛りつけた。

これらの準備は、かつては若連が五日から総動員して行ったものであった。五日は材料調達をし、刻むなどの下仕事を行い、六日に矢やゴオウサンを作った。矢紙を貼るシウフ糊も煮た。

六七日に食べる会食用の米は、寺からゴクウマイ（御供米）が下りた。六日の朝一番に、若い衆が玄米の入った俵（四斗Ⅱ一四〇kg）を寺にとりに行き、両天秤で担いで運んだ。すぐに小若い衆が白で三回くらいに分けて搗き、昼に間に合わせた。この米は、会食用のみならず田遊びの費用にもなった。

六日の午後には、部落の衆にケイコアゲを披露したのちにゴオウサンが配られたので、これを部落の世帯数だけ作ることや、餅を搗くのも全員が行った。また若連はケイコアゲの時に食事を作り接待をする仕事もあった。



2-37 大弓の節を削ぐ



2-38 花笠用のハチコ竹の加工

衣裳係はもう一人

の副会長と理事三名がこれにあたり、十一月半ばになると寺で衣裳の虫干しをする。平成九年までは、八月に行っていた。

袴・黒羽織（かみしも）（左三ツ巴紋付）・茶袴（仙台平）・タスキ・ホオツカムリ・ヒルイモチの着用するおこそずきん・黒留袖

などを六日堂・田遊びのそれぞれ前日に各人に宛てがう。また新調する時は、京都の「秋江」へ注文

くなった現在、山はあれている。現在、二〇〇二年ワールドカップ開催のために上石野にサッカー競技場（静岡スタジアム エコパ）が造成され、道路の整備が急ピッチで進んでいる。この大規模な造成で、野鳥が減り、狸などの小動物の居所もなくなりつつある。

とくに矢竹は山深く人の入らないような場所に自生するため、マダケやハチコとともに植栽をして保護していかねばならないところまできているというが、逆に柳は種が飛散し、以前にあまり見られなかった法多の山にも多く自生するようになった。人工的な開発によって、生態系が変化しつつあるのが、保存会の人々の意識からもうかがえる。祭りを維持していくためには、環境作りも今後の課題となろう。

二 諸道具解説

以下は、個々の測図についての解説である。挿図は次の凡例に従い、吊り見出しの番号は、図番号と対応する。

凡例

- 一、図中の寸法をあらわす数値は、すべてmm（ミリメートル）で示した。
- 二、図中の引き出し線の記述には、上段に部分名称を、下段に素材・形状・墨書・色・その他の情報を記した。
- 三、道具の呼称については、聞き取りで確認できたものにはカタカナ表記、標準的な呼称には漢字・ひらがな表記とした。

3 法多をとりまく環境の課題

法多の集落は、かつてさまざまな材料が豊富に調達できる付近の山々に囲まれていた。燃料である薪の採取や、製茶に必要な炭焼きが行われていた時代には、山の管理・整備が日々の生活の中で常に行われていた。しかし、その必要性がな

図1 ハタ（旗） 村方を出発する登山行列の先頭となる旗は二本一対あり、これを持つ者をハタモチという。現在は若連の役の軽い者が二名で持つが、以前は田打ちの兄と嫁役が羽織・袴姿でこれを務めた。この旗には、薄絹（紅絹）に尊

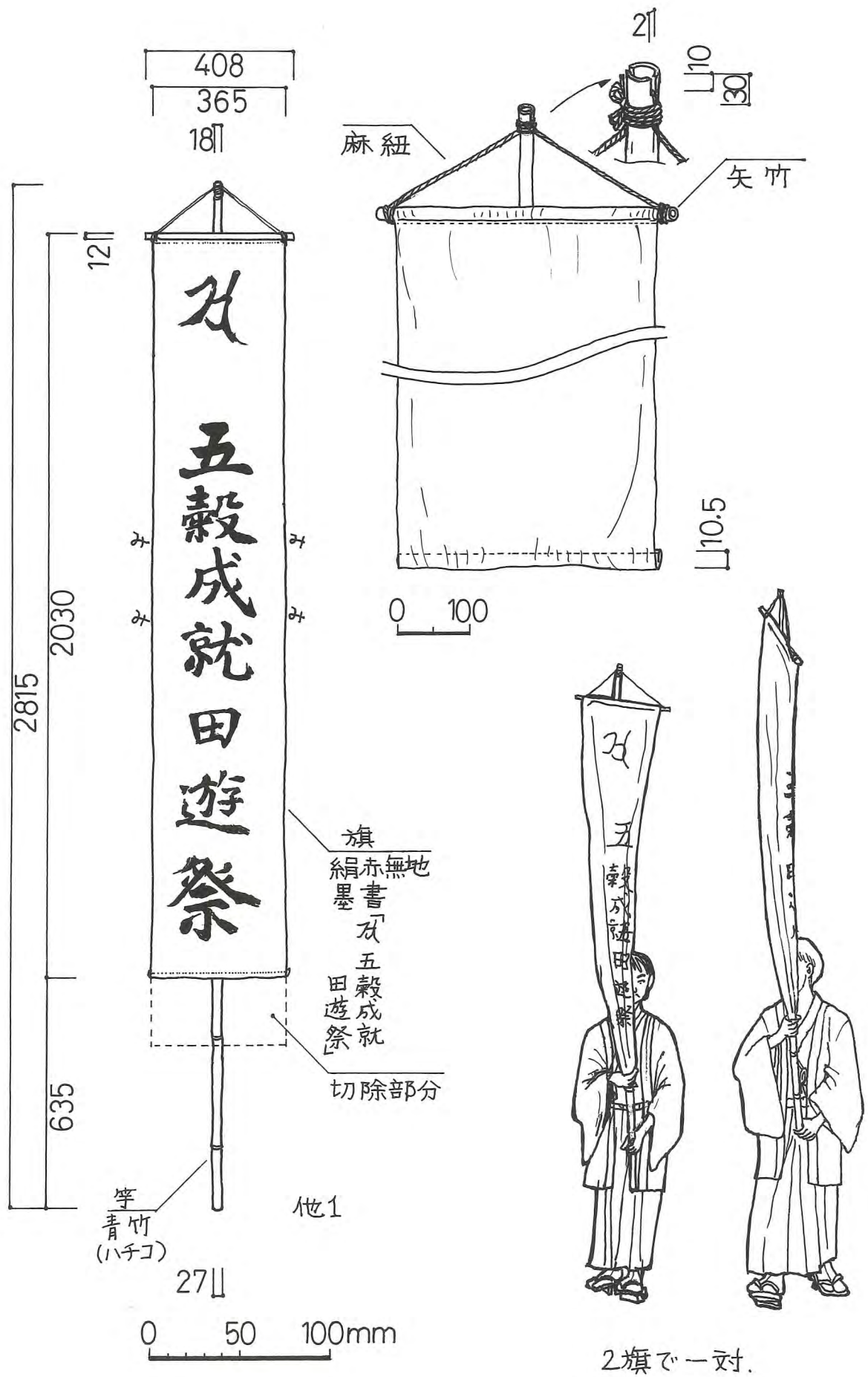


図1 ハタ（五穀成就田遊祭旗）

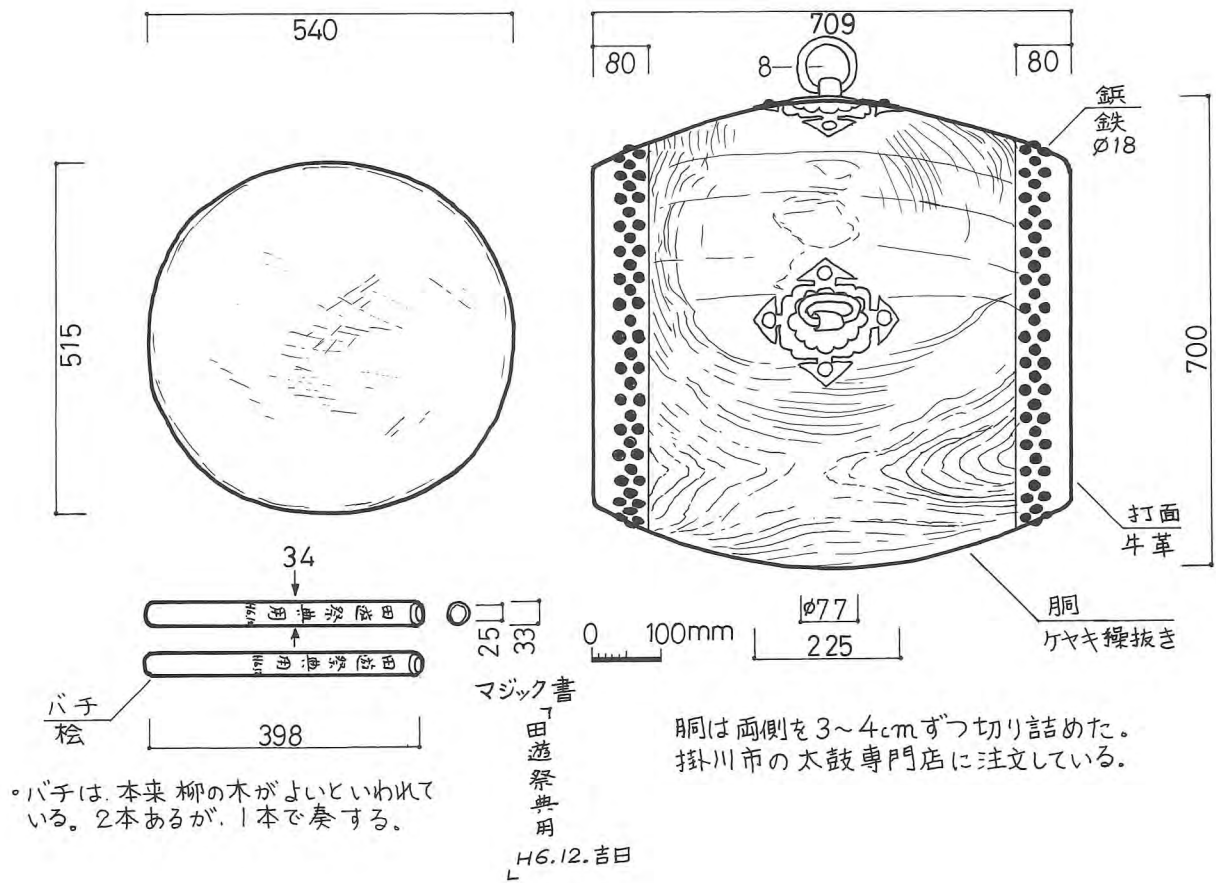


図2 道中太鼓・バチ

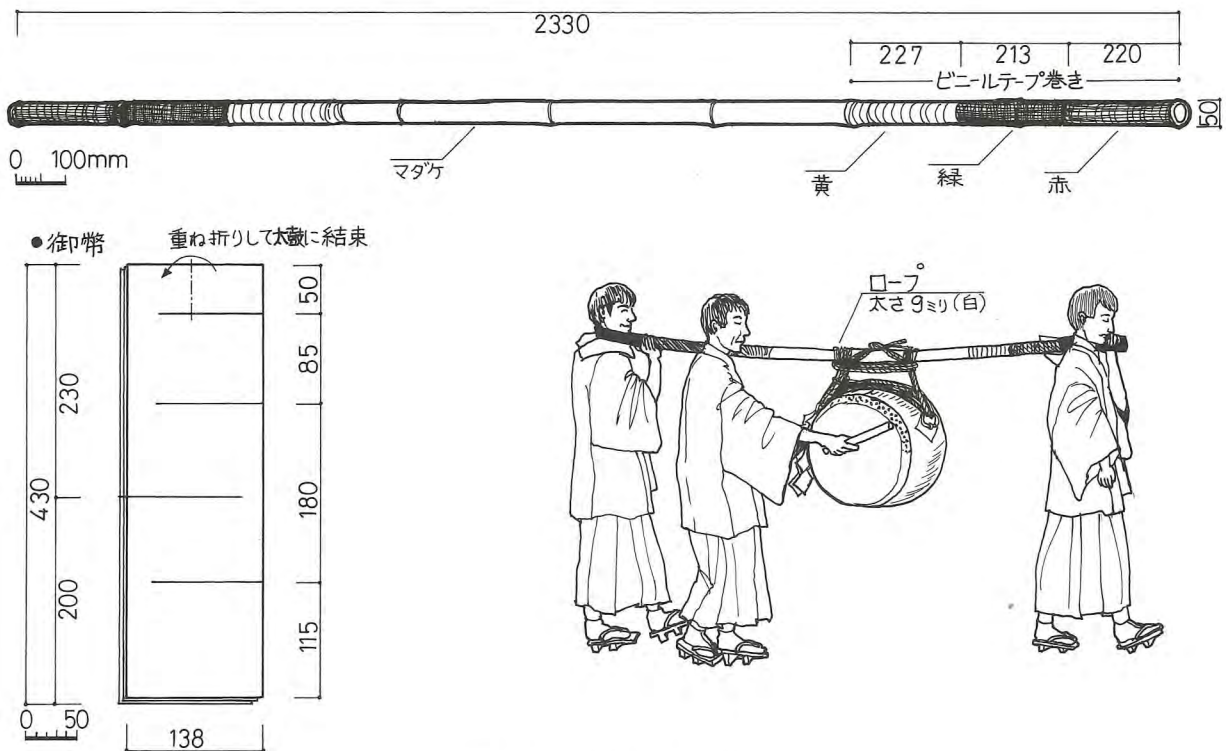


図3 太鼓の担い棒

太鼓台墨書
納奉
大正九年拾二月
横須賀町
軍全町
岡田とら

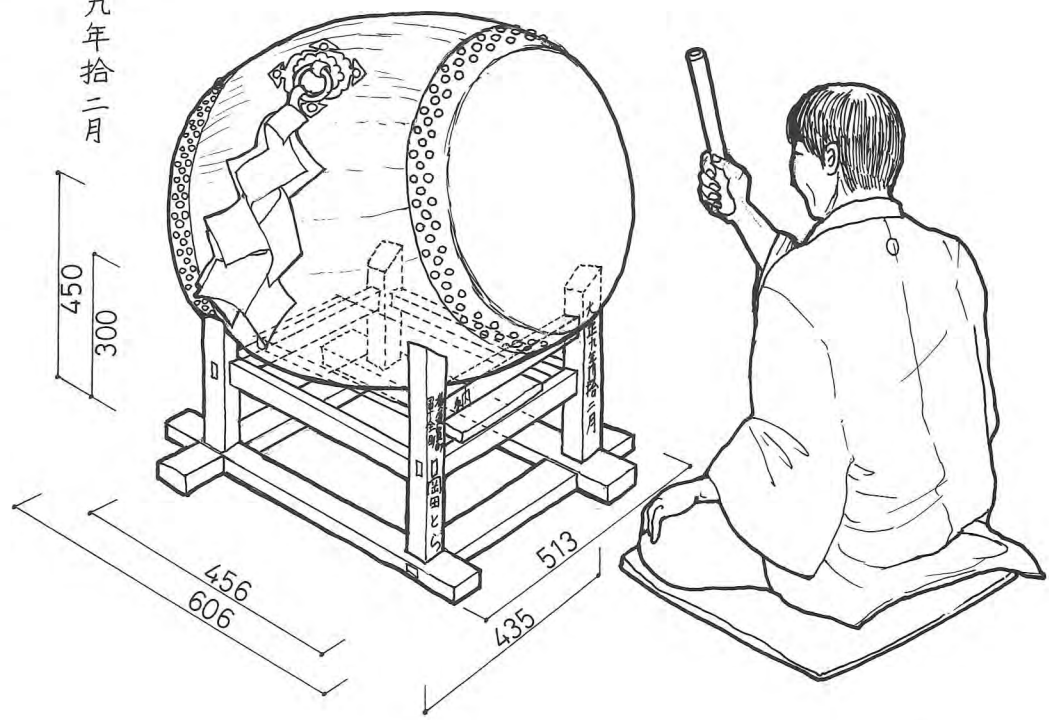


図4 太鼓台と奏法

永寺住職の筆による墨書「種子」 五穀成就田遊祭」が楷書で記されているが、以前のものは行書で書かれていた。昭和六十二年六月の袋井高校での公演の際には、行書の旧旗を用いていたという。

図2 道中太鼓・バチ 田遊びには、二台の太鼓が用いられるが、一台は田打ち・牛ほめ、鳥追い、ノットウの演目で田に見たてて用いられる置き太鼓であり(図21)、もう一台は鳴り物としての道中太鼓・バチである。太鼓の胴は、過去の修繕で両側一寸程度を切り詰めており、修理には、掛川の太鼓専門店に頼んだ。バチは桧製であるが、本来はしなりのある柳の木が良いという。

図3 担い棒 道中には担い棒に太鼓を綿ロープで吊り、前後に二人が担ぎ、奏者が一方の手で支え、右手で太鼓を叩きながら巡回する。担ぎ手はソウトメ役の年長者が務める。現在置き太鼓は寺方に置かれ、登山行列で運ばれることはなくなったが、昭和四十年頃までは二台を担いだ。太鼓を運ぶ者は三名が交代で務めたものであったが、現在は四〜五名が交代して運ぶ。宵祭りである六日堂では、担い棒をつけたままで、舞台にじかに置いて奏する。

図4 太鼓台と奏法 七日、道中が大師堂へ到着すると、太鼓を吊っていたロープが解かれ、舞台右の太鼓台の上に置かれる。奏者はシラクワ(白楸)の五人の中でも一番の若年者が務め、舞台に向かって右端に座り、詞章をうたいながら左手は膝の上におき、右手のみで拍子をとる。

太鼓台には、墨書「奉納 大正九年拾二月 横須賀町軍全町 岡田とら」とあり、奉納者の名が記されている。

図5 太刀・太刀入れ袋 太刀は鐔に紙垂を付け使用する。本来は真剣を使用した。戦後に出された銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年 法律第六号)により、現在のものを用いるようになった。

太刀を入れる袋は真剣の時から使用してきたもので、黒別珍地に三つ巴紋の切伏せが施されている。これは太刀役が個人で管理する。

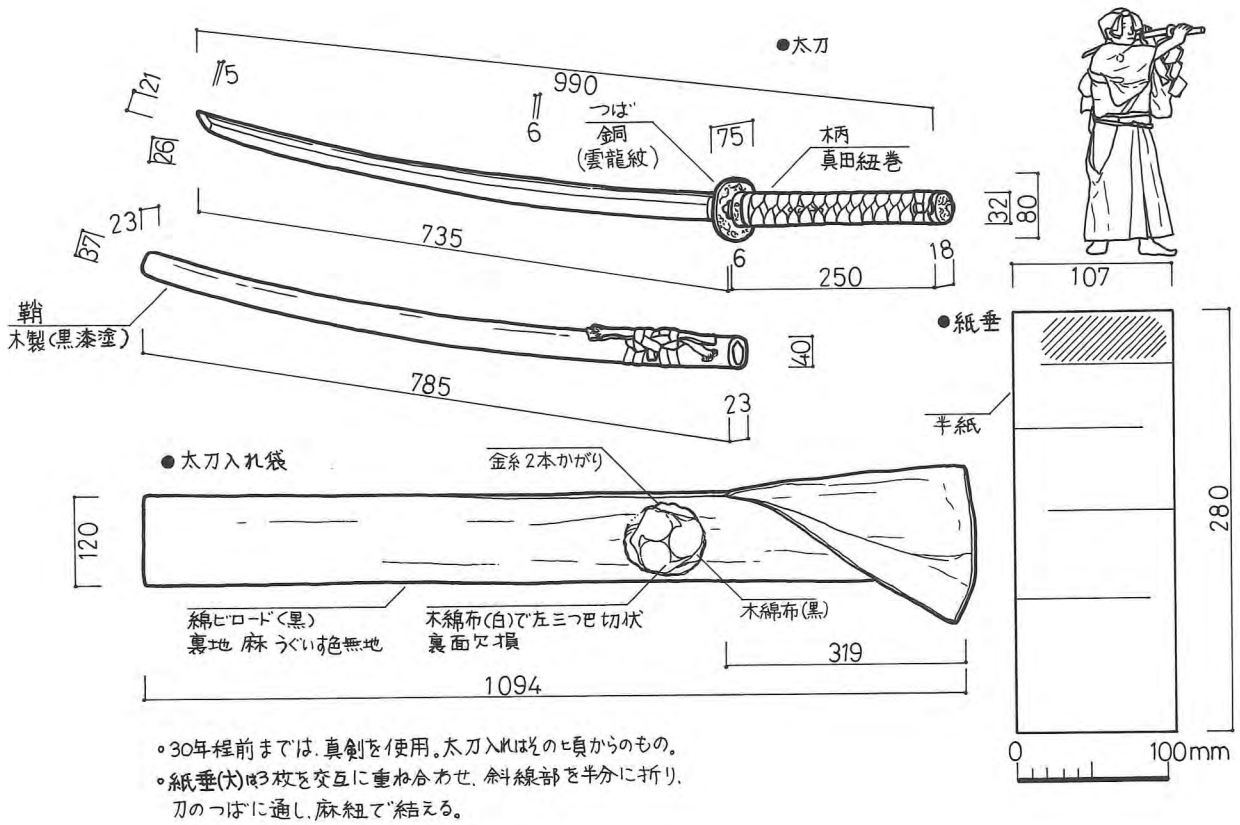


図5 太刀・太刀入れ袋

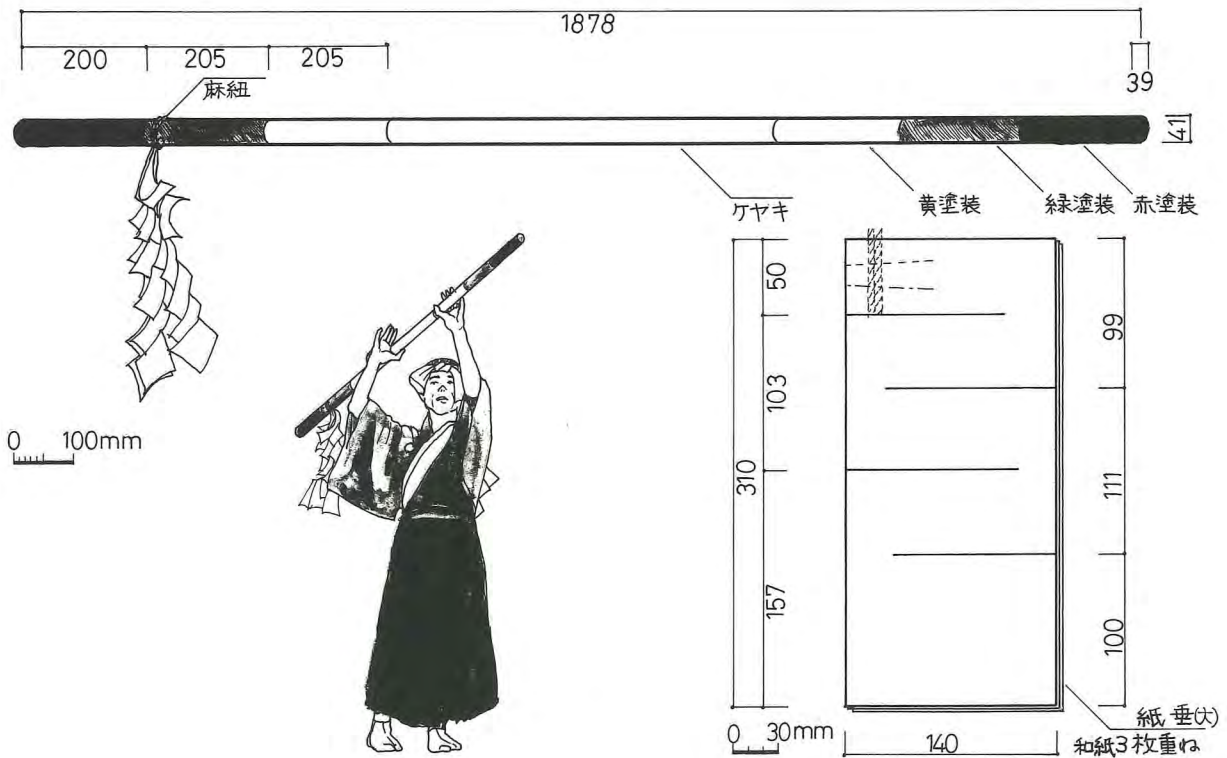


図6 棒

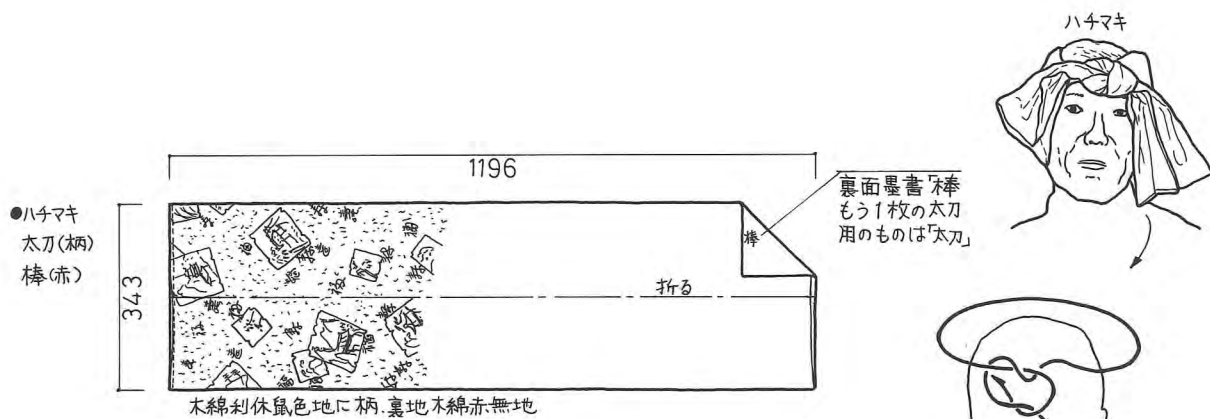
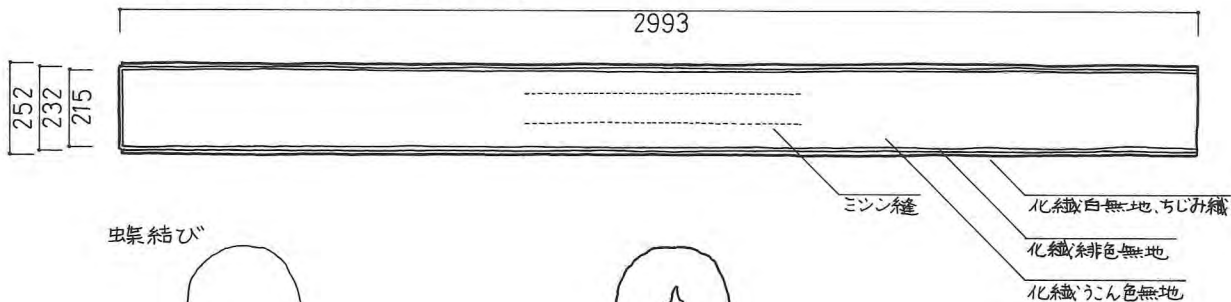


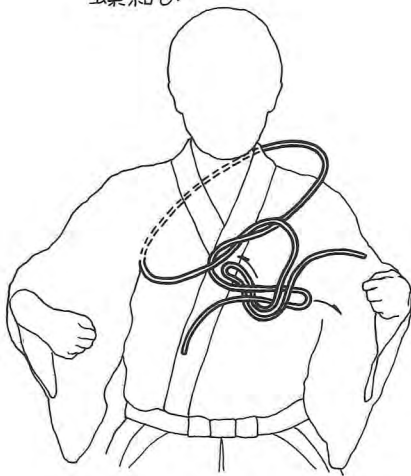
図7 ハチマキ

○昔のハチマキは裏地モスリン赤無地。

●タスキ(太刀・棒・兄弟・せうとめ・かっこう)



虫繫結び



虫繫結はほどけやすいので固く結ぶ

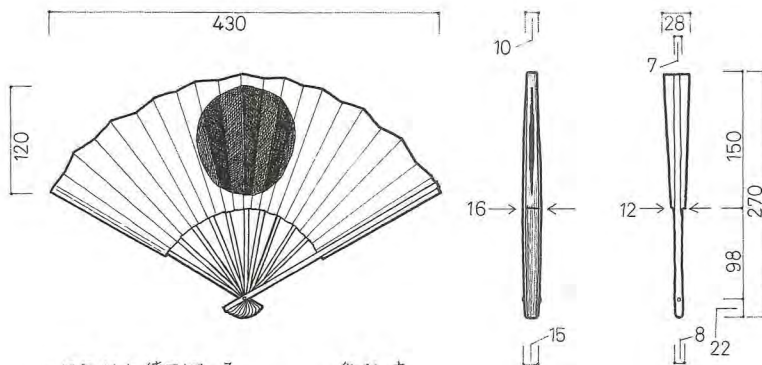


結んだら3枚をばらばらにし、後へ回す

- ・かっこう・せうとめのタスキは、幅 227 長さ 3036. 化繊うこん色・紺色・白無地、地織りぼたん柄。
- ・左肩タスキでうこん色が表にできるように虫繫結にする。
- ・昔は、タスキに女の子の三尺帯を使用。昭和49年に保存会ができるまでは、木綿黄・赤・白無地を重ねて結んだ。現在のようにタスキがばらばらにならないよう縫い付けはなかった。
- ・衣装は京町の秋江に頼む。

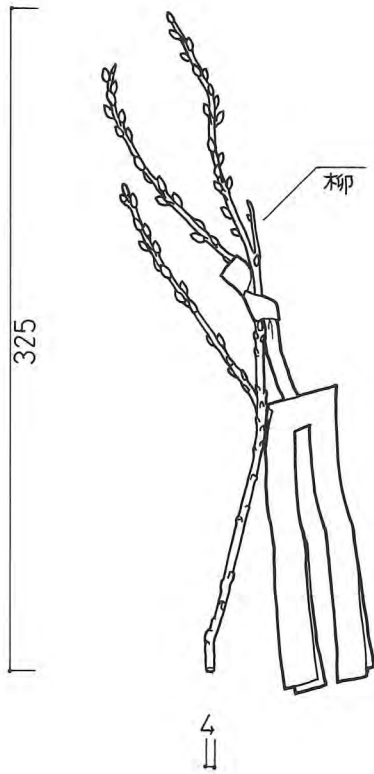
「秋江」上京区堀川通今出川上る836 (075)432-2255

図8 タスキ

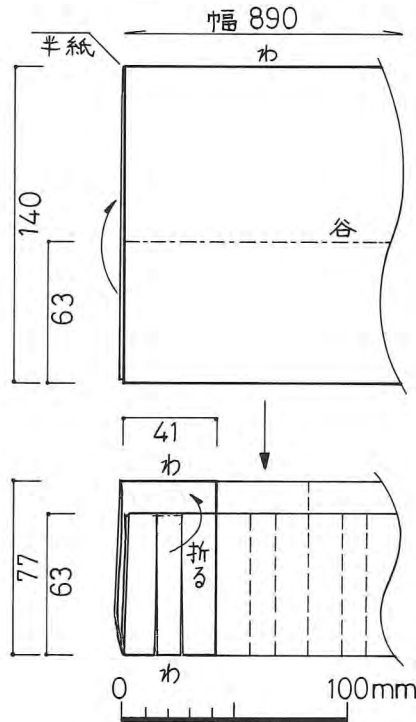


- ・10年以上使用している。他11本
- ・太刀・棒・せうとめの役に用いる。

図9 扇子



●紙垂(小)
(柳の小枝・弁当箱・御櫃・ヒサゴ用)



○柳の小枝は川原から採取する。
○平成12年の場合、黒紋付羽織袴の白鍬5人・師匠1人・袴の総代4人・先従士2人、計12人で柳の小枝を持って白鍬を唄った。



図10 シラクワ (柳の枝)

- 図6 棒 両端から赤・緑・黄と塗装の施された六尺ほどの櫛(けやき)の棒で、前となる一方に紙垂を付ける。舞の初めに、庄屋役から演者に、向かって左に紙垂がくるように渡される。舞が終了し、返す時にはこの逆にする。
- 昭和四十九年の保存会発足までは、棒に和紙を張り、そこに赤・緑・黄の彩色をした。保存会となつてから、以前のものが破損したため、新調したものである。
- 図7 ハチマキ 第一段の太刀役は、第二段の棒役と対になり、ともに黒紋付袴にタスキ・ハチマキを締めて舞う。ハチマキは、柄ものと赤無地を腹合わせにした木綿布を額で本結びにするが、太刀役が柄を表にするのに対して、棒役は赤無地を表にして結ぶ。
- 図8 タスキ タスキはうこん色・緋色・白無地の三枚重ねで、太刀役・棒役・田打ちの兄弟役・カッコウ役・ソウトメ役が、うこん色を表にして左肩から右脇に蝶結びに締める。
- かつて衣裳は皆自前であつたので、女兒の三尺帯を締めたり、二枚重ねにする人もあり、色にも決まりはなかつた。保存会発足前頃に、専用の黄・赤・白無地木綿の三枚重ねで締めるようになり、発足以後に現在のものになった。
- 図9 扇子 太刀の舞・棒の舞・ソウトメで用いられる日の丸の扇子である。太刀・棒の舞では、右肩に太刀(棒)を担ぎ、最初の踏み込みとともに、左肩越しから後方に扇子を投げあげるといふ所作で始まる。ソウトメでは、ソウトメ役が両手で扇子を持つ形で舞い、後半でカッコウ役が背負う羯鼓を扇子で叩く。
- 日の丸の扇子が市販されていない頃には、白扇に湯のみ茶碗を伏せ、朱で円を描いたものであつた。
- 図10 シラクワ(白鍬) 柳の小枝に小型の紙垂を付けたもので、これをシラクワといい、演目と同じ名称がつく。白鍬を演ずる保存会長・総代四名・先従士二名・シラクワ役(一名は太鼓の奏者)五名の計十二名が右手に持ち、詞章の節目におしただく(拝する)所作をする。

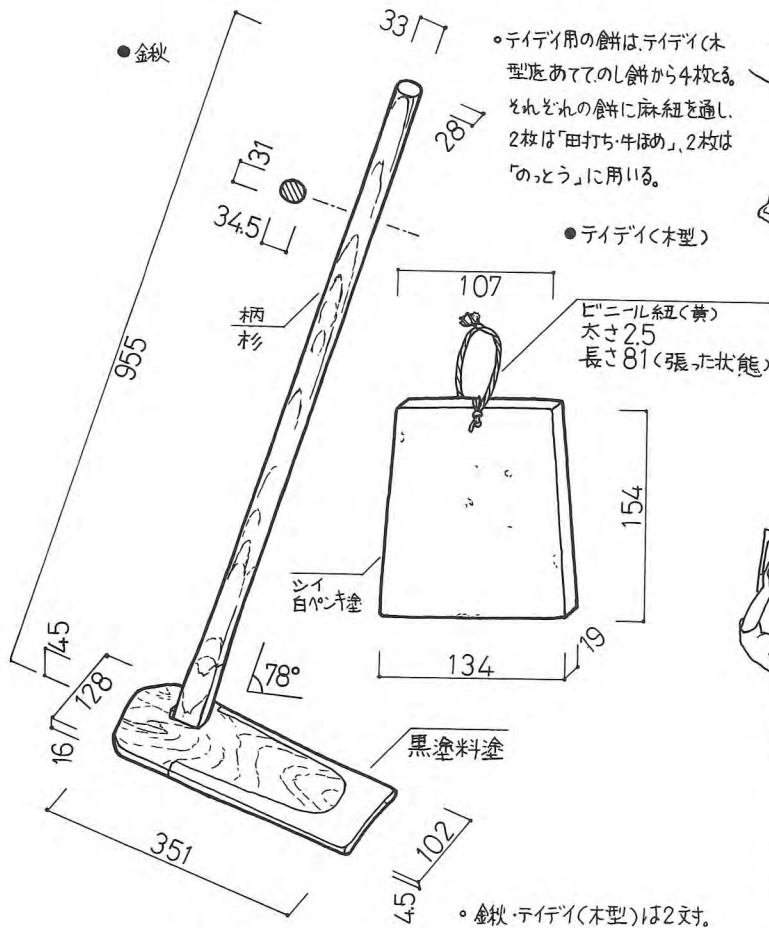
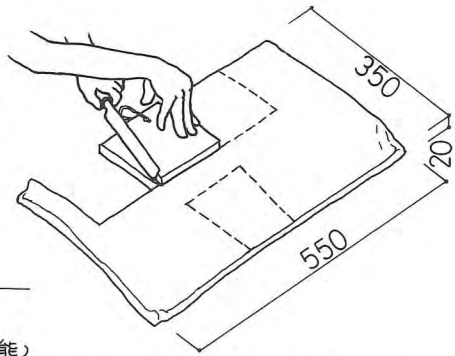


図11 鍬



●餅はここ2、3年、掛川の片浜屋に頼んでいる。その時の役員によって、頼む店が変わる。のし餅と投げ餅を合わせて、もち米で2俵頼んだ。休日と重なる時は、2俵半ほど頼む。



図12 ティデイ (停泥)



2-39 鍬打ちはじめに互いのクサビを打つ (田打ち)

2-39 鍬打ちはじめに互いのクサビを打つ (田打ち)
 図13 担い棒 田打ち・牛ほめで用いる諸道具は、田打ちの舎弟が道中を竹竿に付けて担いで運ぶ。鍬・テ・ティデイ、オヒツ・弁当箱・ヒサゴを左右に振り分けにする。
 図14 弁当箱 二枚の杉の浅い箱を腹合わせにしたもので、これに半紙に包んだ少量のオシキメシ(玄米)を入れ、注連縄で結び、葉付きの小ぶりの大根・人参・塩わかめを添え、注連縄に紙垂(小)を付ける。これは田打ちの兄役が鍬柄に掛ける。
 図15 オヒツ(御櫃) 高台のオヒツにも、弁当箱と同様に、半紙に包んだオシキメシを入れて注連縄を張る。
 かつてはオヒツいっぱい飯を入れ、演目の

図11 鍬 田打ち・牛ほめは、ホオツカムリ・タスキ・タツツケ姿の兄弟が、木製の鍬を担ぎ、それぞれの柄に弁当箱・ヒサゴを掛けて登場する場面から始まる。向かって左側の兄役はこれを右肩に掛け、左手にオヒツを提げる。右側の弟役は左肩に掛ける。初めの間答のあと、田を打ち起こす所作となるが、まず鍬の調子を整えるため、くさびを打つ所作をする(2-39 平成十三年撮影)。
 図12 ティデイ(停泥) ティデイは、本来竹や藤で策目に編んだ角型の防具で、ドブツタ(深田)での切り替えしをする際に、泥のはね返りを避けるために鍬に取り付けたもので、遠州一円で用いられてきたものである。田遊びでも田打ち・ノットウの演目に、餅のティデイが用いられる。
 図13 担い棒 田打ち・牛ほめで用いる諸道具は、田打ちの舎弟が道中を竹竿に付けて担いで運ぶ。鍬・テ・ティデイ、オヒツ・弁当箱・ヒサゴを左右に振り分けにする。
 図14 弁当箱 二枚の杉の浅い箱を腹合わせにしたもので、これに半紙に包んだ少量のオシキメシ(玄米)を入れ、注連縄で結び、葉付きの小ぶりの大根・人参・塩わかめを添え、注連縄に紙垂(小)を付ける。これは田打ちの兄役が鍬柄に掛ける。
 図15 オヒツ(御櫃) 高台のオヒツにも、弁当箱と同様に、半紙に包んだオシキメシを入れて注連縄を張る。
 かつてはオヒツいっぱい飯を入れ、演目の

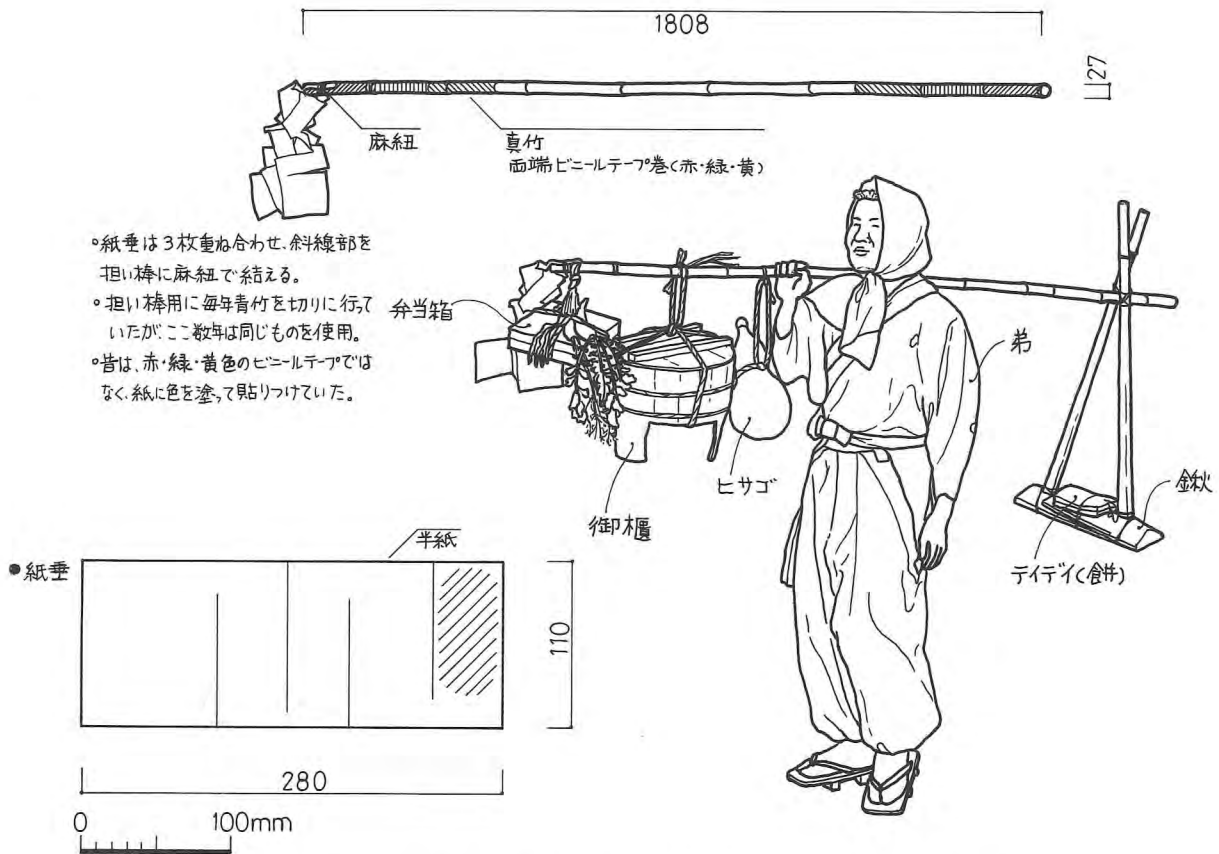


図13 担い棒 (鋤・テイテイ・オヒツ・弁当箱・ヒサゴ)

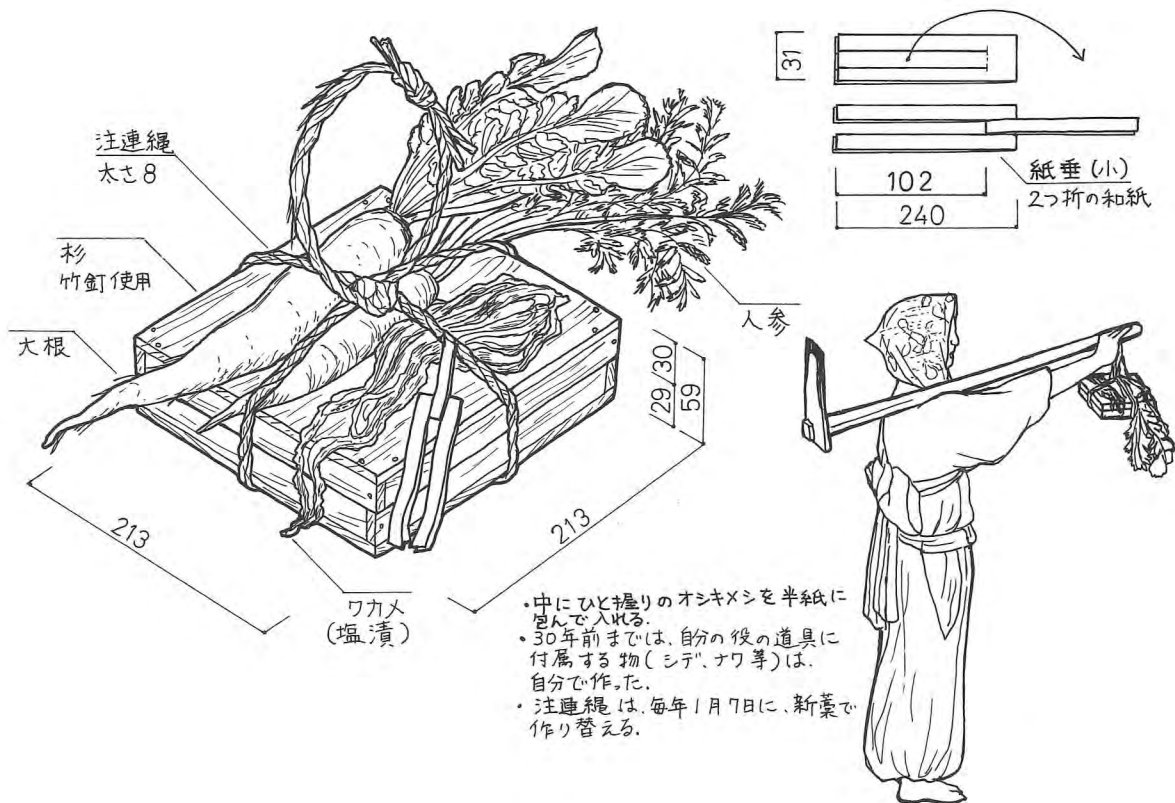


図14 弁当箱

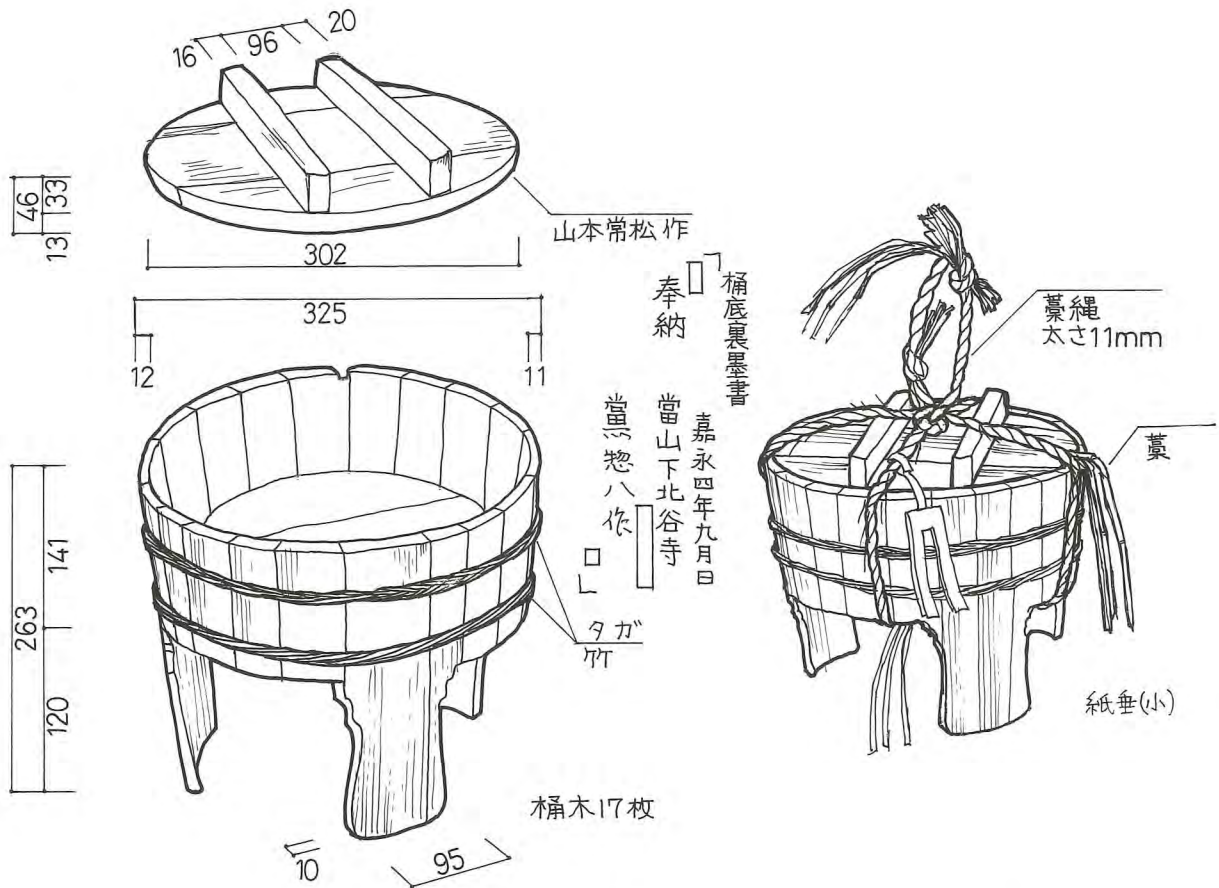


図15 オヒツ（御櫃）

途中、舞台の上でみなで食したという。現在では食べることはせず田遊びが終わると、山にいるサルなどにくれたりする。

オヒツには、底裏に墨書「奉納 嘉永四年亥九月日 当山下北谷寺 □ □ 当所 惣八作 □」があり、蓋は破損したため、先代の師匠であった山本常松氏（山本博司氏の父）が製作した。

図16 ホオツカムリ 柄ものと赤無地を腹合わせにした木綿布で、田打ちの兄弟が、兄が柄を表に、弟が赤無地を表にして対でかぶる。

図17 ヒサゴ 瓢箪ひょうたんの酒入れである。ヒサゴには清酒を入れ、生の人参を削った赤い蓋がされ、注連縄で提げる。

牛ほめの際にヒルイモチ（嫁）がシラクワや田打ちの兄弟に酌をして、最後に舞台前で本人も盃をあける。

図18 塗椀 ヒルイモチ（嫁）が塗椀の盃を懐に入れて登場するが、酒の振舞いに、シラクワは各々の湯呑み茶碗に注いでもらい、田打ちの兄弟・牛役の二名、そしてヒルイモチ本人はこの塗椀を用いる。

図19 ウシ（牛頭・幕）・手綱 牛頭は、茶ビクの竹籠に和紙を張り、黒く着色したものに、目を描き入れ、角・ハナザ（三ツ縄の太い鼻輪）をとりつけたものである。

牛頭は昭和三十年代に新しいものに替わり、現在の牛の顔は、看板業を専業としていた村岡徳吉氏（昭和十一年生）が昭和五十年代に、頼まれて描いたものという。手綱も現在は紅白縄となっているが、以前は着物の三尺帯を用いていた時期もあった（2・40）。

これにタツツケ（股引き）・前掛け姿の二人の若い衆が入り、牛の胴となる黒幕をかぶる。この役は、ソウトメの東西の頭の役となる（2・41）。

タツツケ・前掛け・牛の幕（胴部）の生地は、以前は紺メクであった。紺メクは、藍染めの木綿無地のことをいう。厚手で丈夫に織られていたため、農家の仕

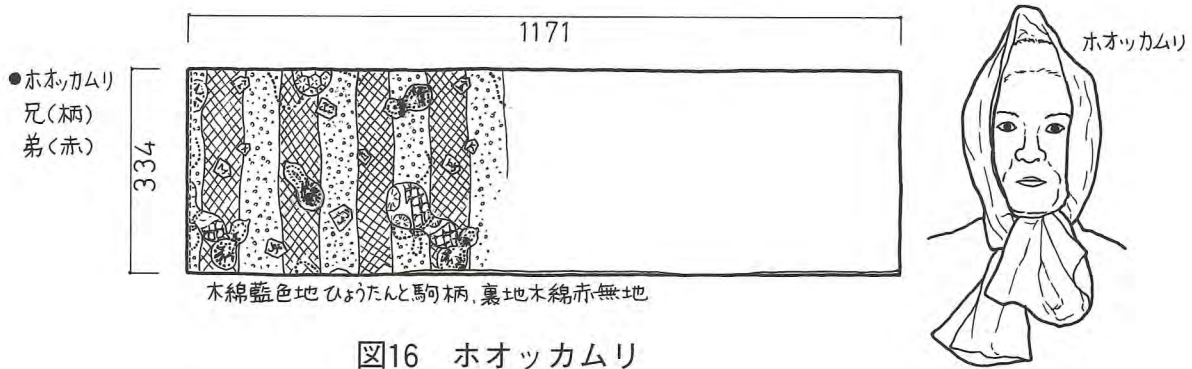


図16 ホオッカムリ

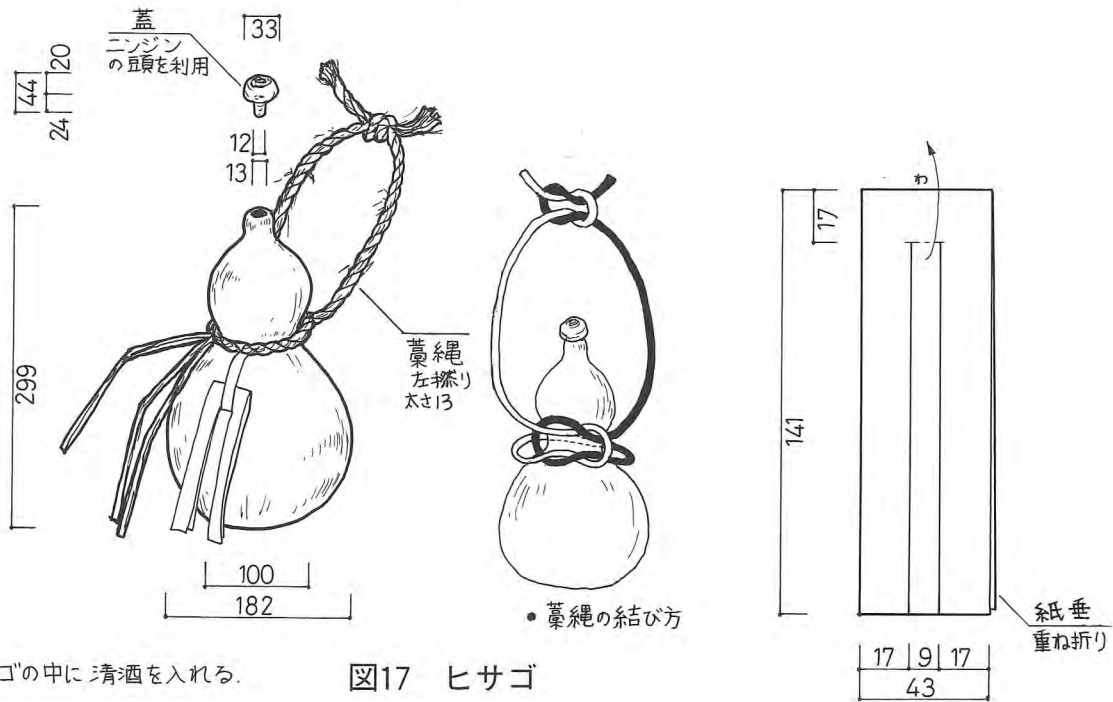


図17 ヒサゴ

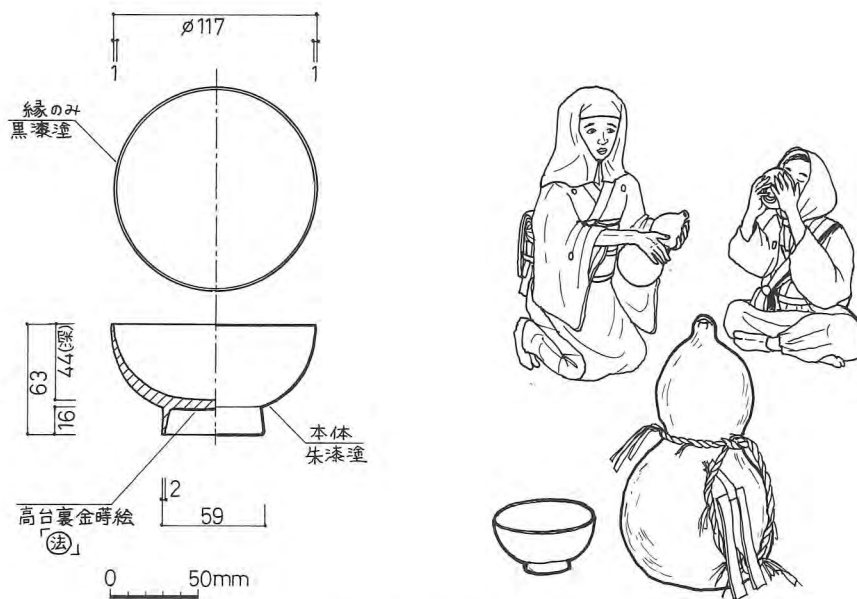


図18 塗椀

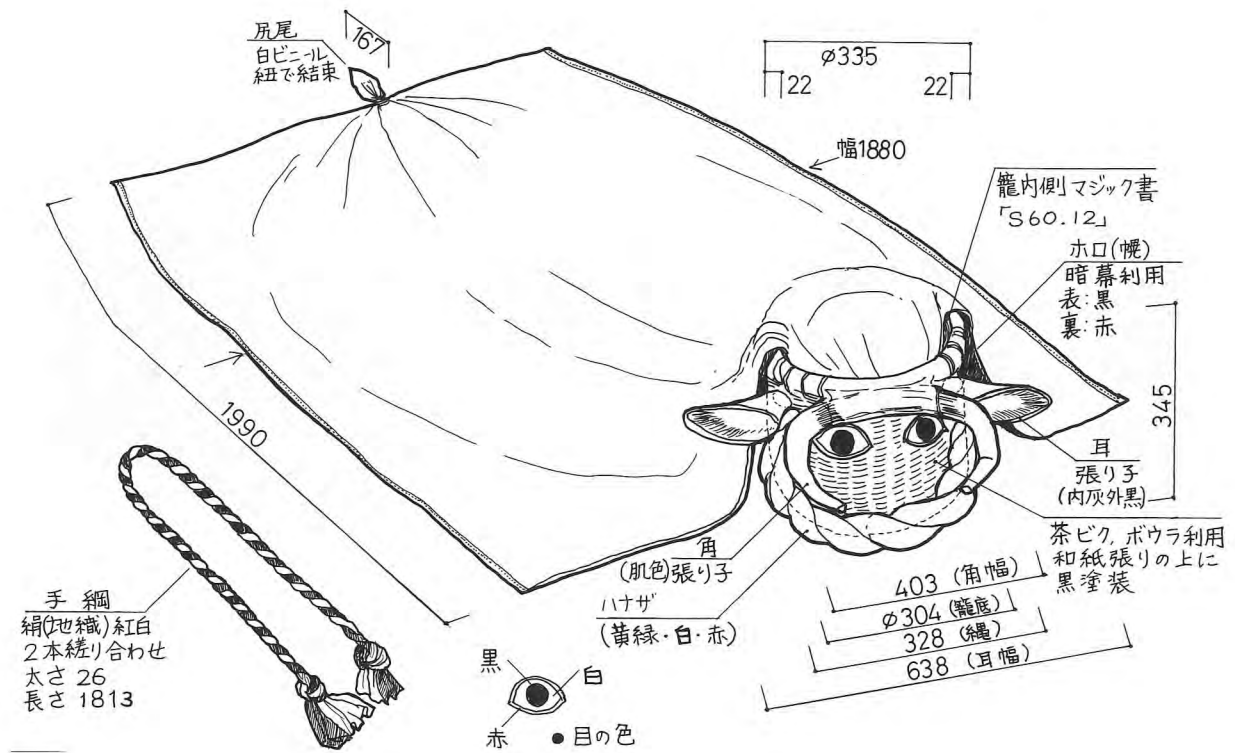


図19 ウシ (牛頭・幕) ・手綱



図20 ヒルイモチ (嫁) の牛曳き



2-41 牛役の服装（前掛けとタツツケ）

堂脇の信徒会館で衣裳替えをした。
 図21 置き太鼓 牛ほめ・鳥追い・ノットウの演目では、田に見立てた太鼓が置かれる。太鼓には、注連縄を張り、紙垂を付ける。牛ほめでは、牛頭を上へのせ、威勢の良い



2-40 ヒルイモチ（嫁）と牛 足袋を交互にはく（静岡市公会堂での公演 昭和30年代）

また以前は牛を演ずる二人の足袋の左右を交換し、交互に白黒をはいた（2・40）。
 図20 嫁と牛 牛ほめでは、境内脇からヒルイモチが紅白の手綱を引いて牛とともに登場する。ヒルイモチは総領（兄）の嫁である。

以前の嫁役は、道中は羽織・袴姿で行き、大師

事着に向き、手甲や脚絆

などにも自家で仕立ててよく用いられた生地である。

また以前は牛を演ずる

二人の足袋の左右を交換し、交互に白黒をはいた

（2・40）。

図20 嫁と牛 牛ほめで

は、境内脇からヒルイモチが紅白の手綱を引いて牛とともに登場する。ヒルイモチは総領（兄）の

嫁である。

以前の嫁役は、道中は羽織・袴姿で行き、大師

堂脇の信徒会館で衣裳替えをした。

図21 置き太鼓 牛ほめ・

鳥追い・ノットウの演目では、田に見立てた太鼓が置かれる。太鼓には、注連縄を張り、紙垂を付

ける。牛ほめでは、牛頭を上へのせ、威勢の良い

牛を演じて拍子をとる。

図22 ショウトウ（小刀） 鳥追いでは、袴姿の五名が拍子を取り詞章をうたいながら置き太鼓のまわりを回る。この時左腰に脇差しを差すが、これを小刀と呼ぶ。小刀は袴をつける筆頭総代（保存会長）・檀徒総代四名・ノットウ役二名・鳥追い五名が携行する。

図23 ゴオウサン（台木と牛玉宝印・餅）／図24 ゴオウサンの版木「牛玉白山寶印」／図25 ゴオウサンの版木「宝珠・キリク」 ゴオウサンは、奉書紙に「牛玉白山寶印」と、「宝珠」の中に「（種子）キリク（阿弥陀如来）」の入った二つの墨版を重ねた牛玉宝印の護符のことであり、これを三角に二つ折りし、上部に十字の切れ込みを入れた檜の台に挿し、クサビ型の小さな餅を栓にして押さえとする。これは二本一対で二対作られ、一対は六日のご祈禱の後、寺に奉納される。

六日堂の夕刻、寺の本堂にてご祈禱をすませたゴオウサンを公会堂に持ち帰る。翌日の登山では、種籾の包み・二枚のテイデイとともに三方にねかせ、ノットウの兄役によって運ばれる。舞台では置き太鼓にのせた三方に立てる。田遊祭の終了後、ノットウ役が家に持ち帰り納める。

各戸に配布のゴオウサン 昭和二十年頃までは、正月六日のケイコアゲを村人に披露したのち、小型のゴオウサンを各戸に配った。

これは親指よりもすこし太いもの（太さ三〜四センチ、長さ三〇センチ程）二本一対を、三角折りにした牛玉宝印の護符で巻き、カンゼヨリ（こより）で二カ所を結わえたものであった。この頃には、五日に檜の木を伐りに出た。檜の上部にはさむ餅は、年頭に檀徒から寺へ届けられた鏡餅を小さく刻んだものであった。こよりも大量に作るのので、見栄えよくできない若者は「おまえ、そんなこよりじゃあ嫁ッコが来ないぞ」などとひやかされたものであった。村の人々はこれを受けると、家の神棚や床の間に納め、年末になると寺に納めた。

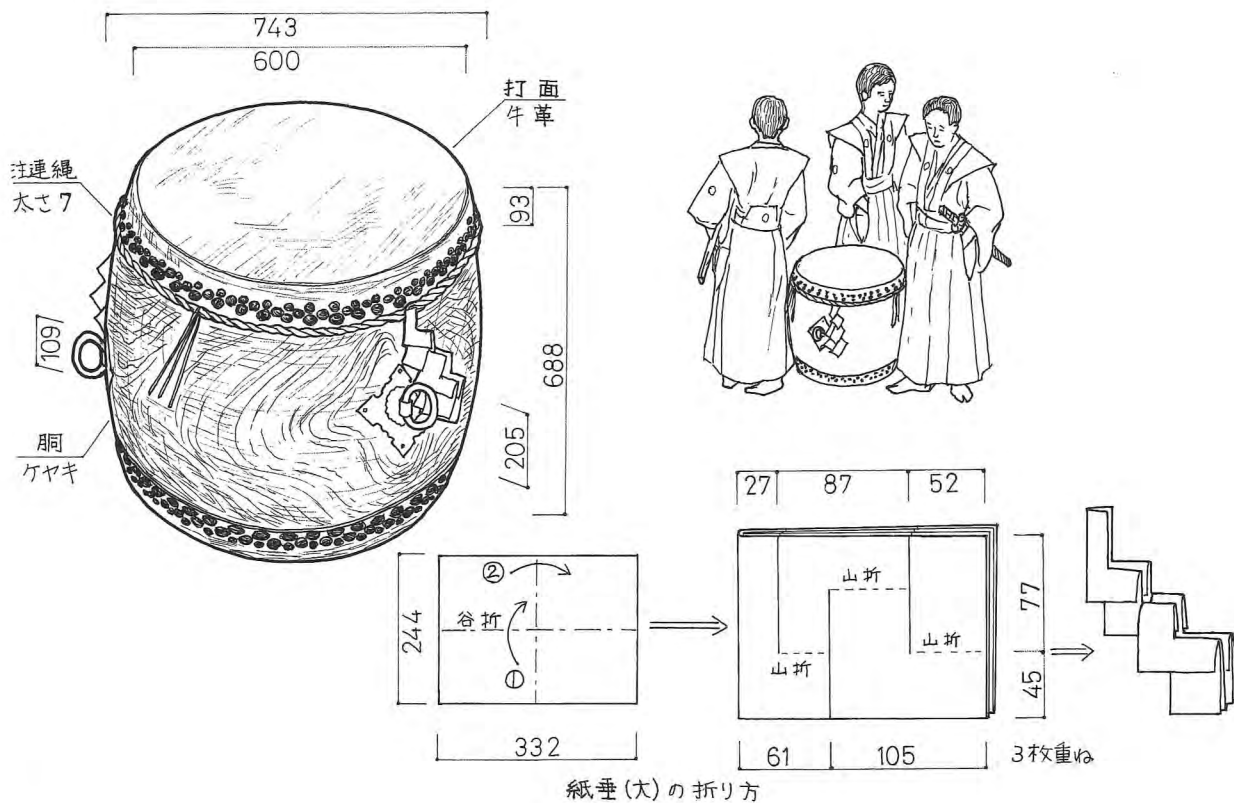
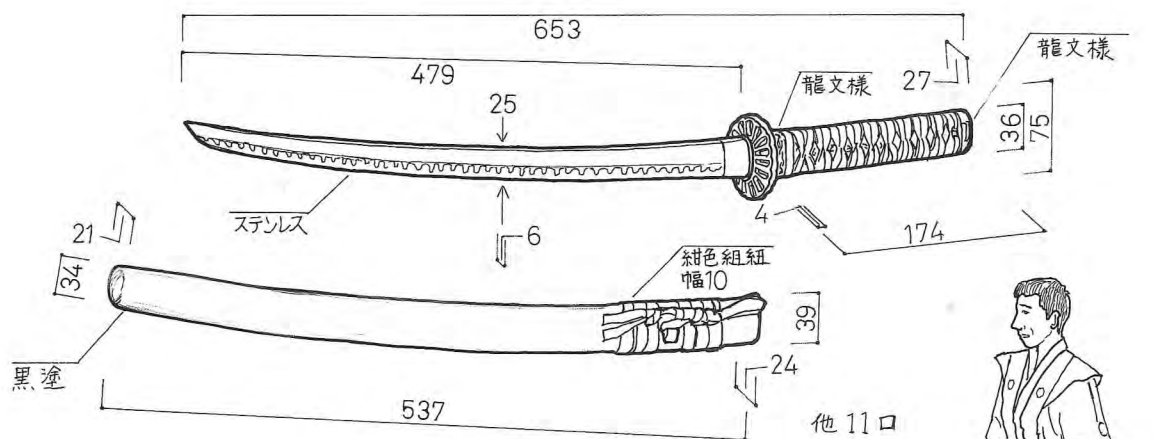


図21 置き太鼓



- ・昭和50年頃購入した。
- ・戦前は個人で真剣を持っていた。
- ・筆頭総代・総代4名・のっとう2名・鳥追い5名の計12名が携行する。

図22 ショウトウ (小刀)

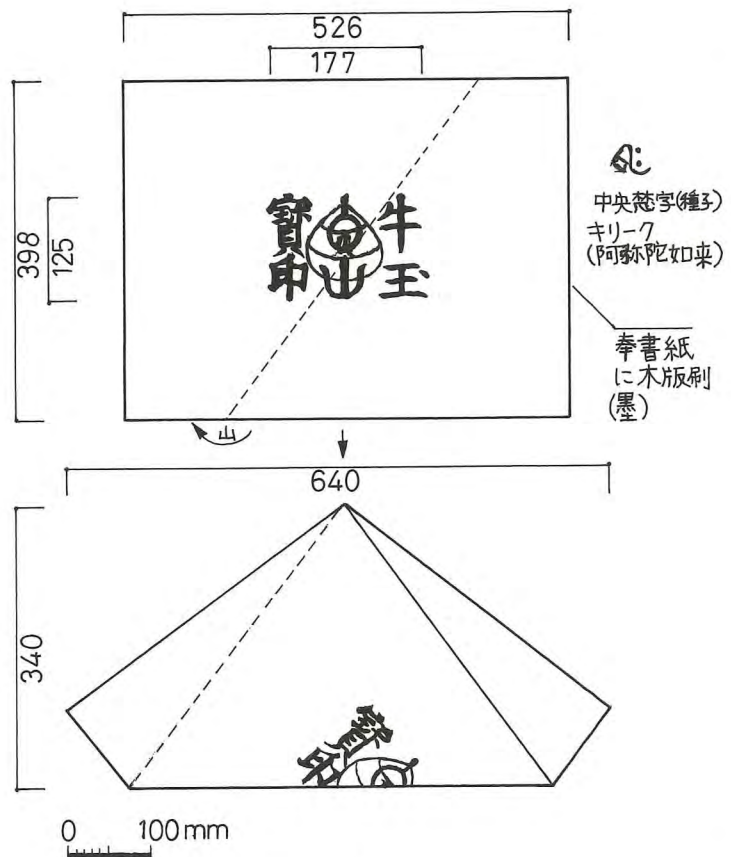
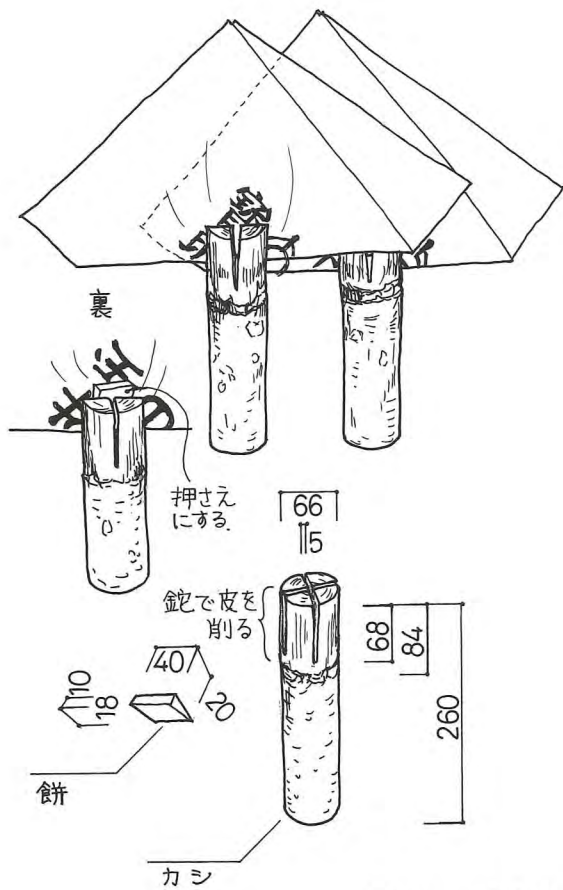


図23 ゴウサン (台木と牛玉宝印・餅)

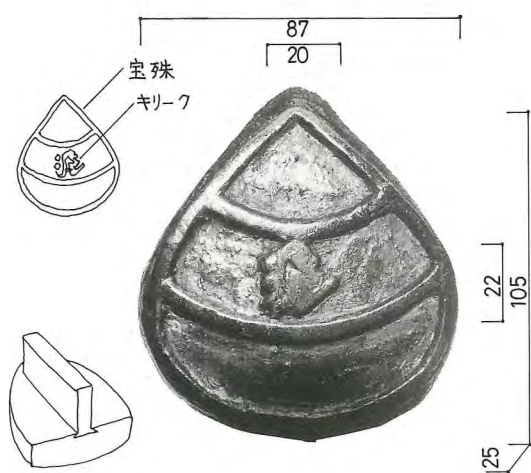


図25 ゴウサンの版木
「宝珠・キリーク」



図24 ゴウサンの版木「牛玉白山寶印」

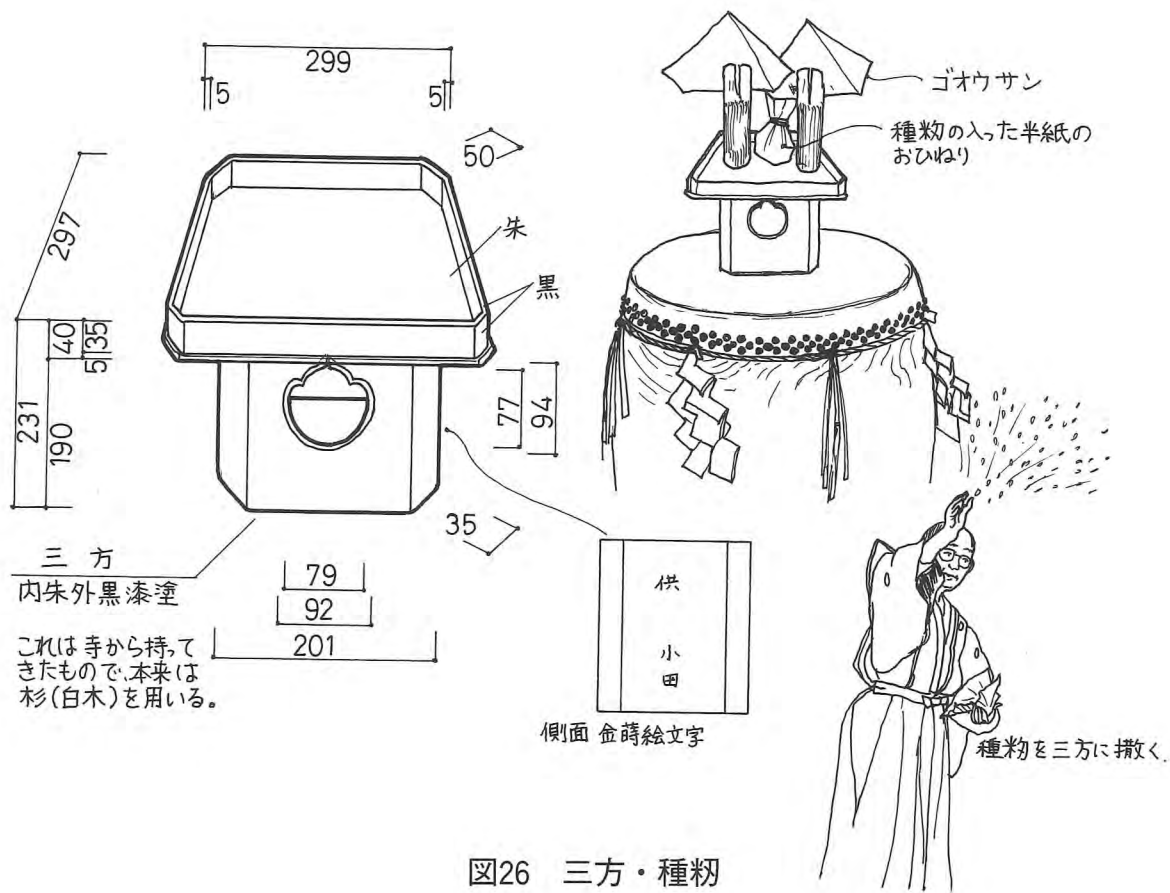


図26 三方・種粉

図26 三方・種粉 ゴオウサン・半紙のおひねりに包んだ種粉・テイダイ二枚を三方にのせ、ソットウの兄役が道中を運び、ソットウの演目では舞台中央の置き太鼓の上のせられる。三方は寺のものを使用しているため、黒漆塗であるが、本来は白木(杉)のものを用いる。

図27 花笠/図28 花笠用紙垂 ソウトメの演目では、苗配りをするカッコウ役の背後に、東西五名ずつ十名のソウトメ(早乙女)を配して舞が行われるが、ソウトメ役は、黒紋付袴にタスキ掛け、花笠をかぶり両手を添えて扇子を持つ。

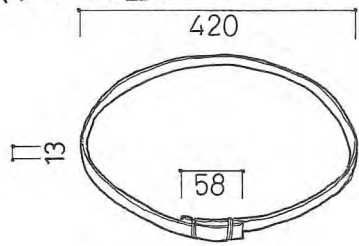
ソウトメのかぶる花笠は、羯鼓・バチとともに師匠が製作する。まず両刃の竹用鉋などでハチコを割り(2・38 78頁)、小刀で薄くへいで整える。凧糸で縛り笠のホネを作る。和紙(障子紙)を張り込み彩色をするが、バツテンを描いた後、刷毛で吹き墨を施す手法が基本となる(2・42)。用いられる色はすべて赤・緑・黄の三色である。笠の前面に墨で「早乙女」の文字を描き入れ、縁に三色の色紙を貼りまわし、斜め後ろに紙垂を貼る(図28)。頂点に付く短い竹筒には、七日の朝、スチロールの詰め物をし、仕上げに松竹梅を挿して完成となる(2・43)。以前は生の大根を詰めていた。(2・44)

装着する際には、笠の中ボネの輪に手拭い・タオルなどを当ててかぶる。現在は紐も三色のリボンを用いて華やかであるが、用いられる紐はすべて麻紐であった。

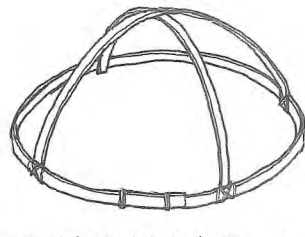
図29 カッコウ(羯鼓)・バチ カッコウ役は、女物の花柄袴(じゅばん)を尻ハシヨリにして三尺帯を締める。下体は白木綿の半股引をはき、ホオツカムリ・タスキ掛け・白足袋姿である。さらに、背中に羯鼓を斜め掛けにし、両手にバチを持つ。(2・45・2・46)

羯鼓は、花笠と同様に竹のホネ材に障子紙を張り彩色したもので、打面には三ツ巴紋を三色で描き、両縁に三色の房を貼り付ける。墨で「五穀豊穰」「家内安全」の文字を書き入れ、背負うためのリボン紐を付け、紙垂を貼って完成となる。

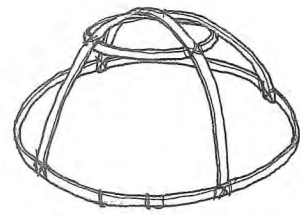
長さ1360のハチコ(竹)を両刃の竹用鉋と小刀で削り整えたものを使用。



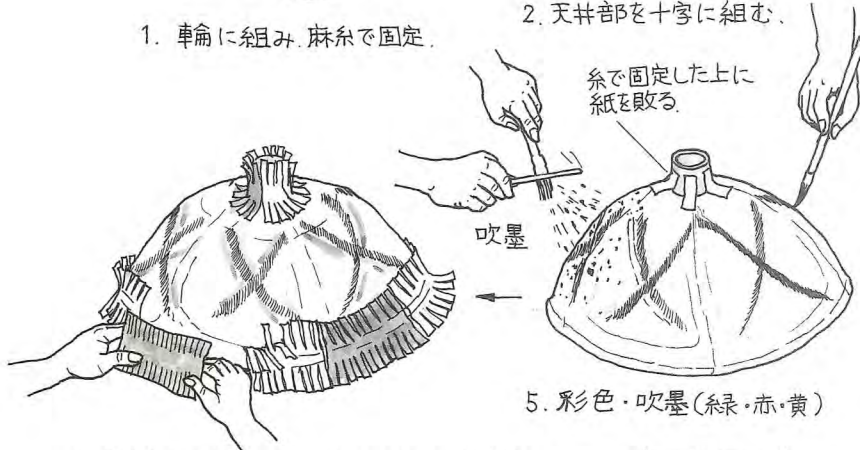
1. 車輪に組み、麻糸で固定。



2. 天井部を十字に組む。

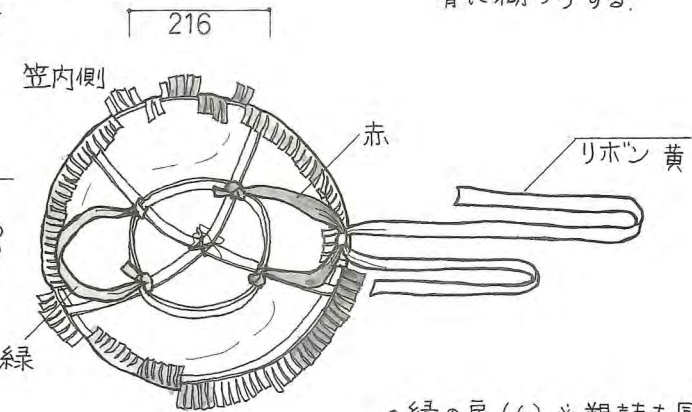
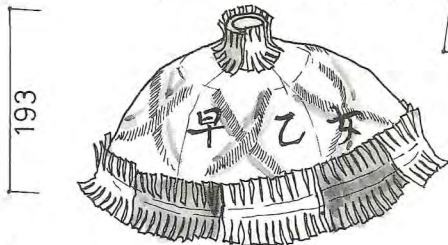
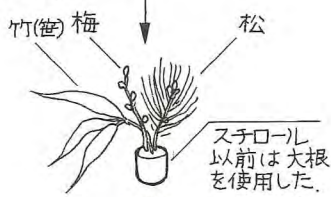


3. 頭のにせる部分を下に組む。



4. 障子紙をサイズに合わせて切り骨に糊づけする。

6. 色紙を切り込みを入れ、へりとの竹筒に貼る。



7. 墨書「早乙女」を書く。上の竹筒には、七日の朝、スチロールを詰め、松竹梅を差す。竹(笹)は3枚葉とする。

左側、御幣をつける。「早乙女」の方を後ろにしてかぶる。

山本博司作。



● 縁の房(6) ※ 鞆鼓も同様

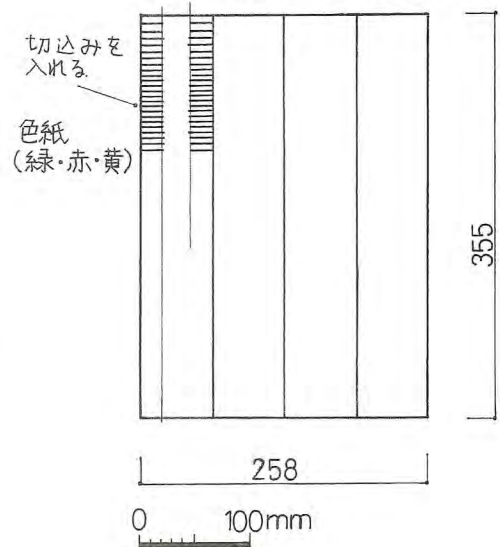
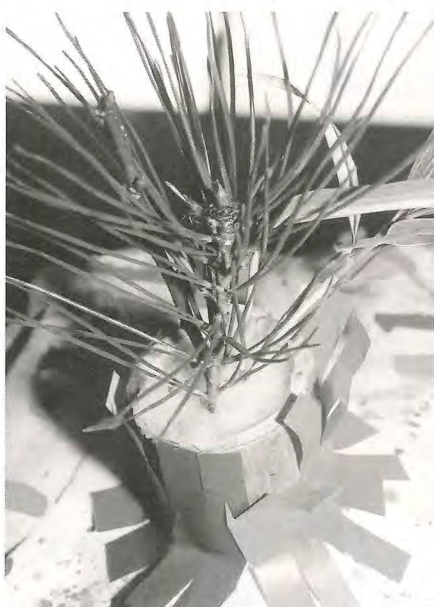


図27 花笠



2-42 花笠の制作 (吹き墨で彩色)



2-44 頂点の松竹梅 (竹筒の中は大根)

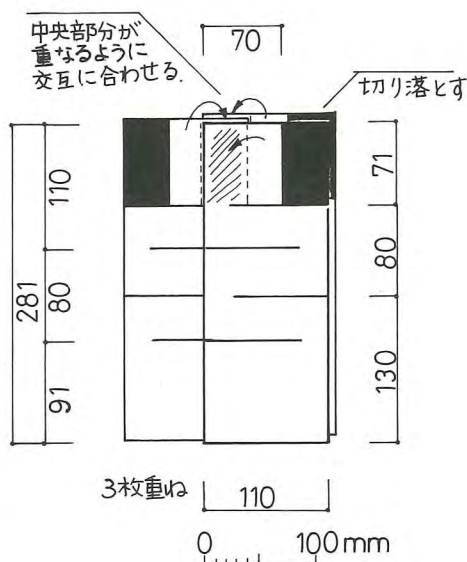


図28 花笠用紙垂



2-43 松竹梅・紙垂をつけて完成

バチは矢竹の芯に紙巻きをして、タンポ状に紙を丸めた打部を付けて彩色する。現在カッコウ役の足元は白足袋のみであるが、以前は畳表・ゴム底の草履をはいた時期があった。これは、昭和四十二年から二、三年だけ行った。これには別珍(えんじ色)の横緒の両内側に白い晒を巻き、紅白にしたものを用いた。

図30 ホオッカマリ(カッコウ) 柄ものと赤無地を腹合わせにした木綿布で、カッコウ役は赤無地を表にしてかぶる。

図31 担い棒(花笠・羯鼓・バチ) ソウトメで用いる羯鼓・バチ・花笠十枚は、登山の際には竹竿に振り分けにして担いで運ぶ。三色に彩色された竹竿にも紙垂が付けれられる(平成十二年の田遊祭には、田打ちの兄役が運んだが、本来はソウトメの年少者が運び役となる)。

図32 大弓 大弓に矢を組ませる大がかりな組み立ては、節を削り整えたマダケの両側を刻み、弦になる綿ロープを掛けることから始まる。矢組みは最初に二

本一対になった一の矢・二の矢を中央に交差させて組む。これを中心として次にその左右へ組矢を菱形に組んでいく。最後ヤジリ(図35・36)をそれぞれの矢に縛り付け、先端に紙垂(大)を付ける。

組矢は紐で固定せずに矢のみで編んだというが、軟らかい新竹は無理に組むと折れやすいため、現在は麻紐で交差部分を結び固定する。以前はこれを前日の六日までに終了させたという。

大弓は、道中では図39のように運ばれる。田遊びの始まりにソウトメ役によって、いったん白山神社の階段下に置かれ、ソウトメの演目になると、大師堂の賽銭箱前に持ち出される。演目が終了すると、ソウトメたちの手で白山神社上へ担ぎ上げられ大矢放ちとなる(図40)。白山神社へは下駄を脱ぎ足袋で登る。田遊び終了後、大弓は白山神社に置かれる。白山神社が現在の高所に移される以前は、大弓奉納も大矢放ちもすべて神社前で行われたが、昭和五十八年以降は、階段が急になり、何度も担ぎ上げるのが困難なことから、最初に大弓を神社下に置く

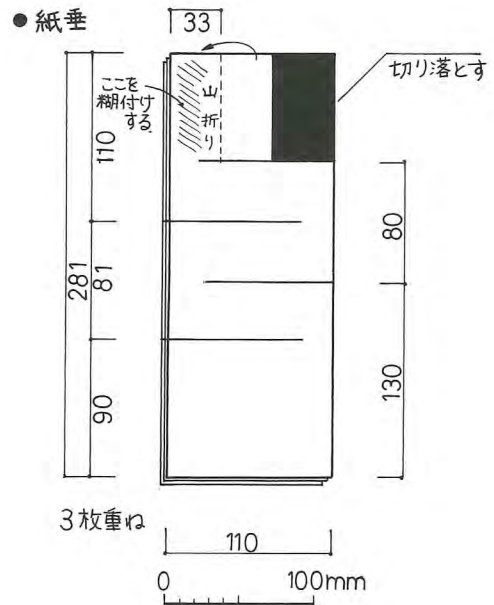
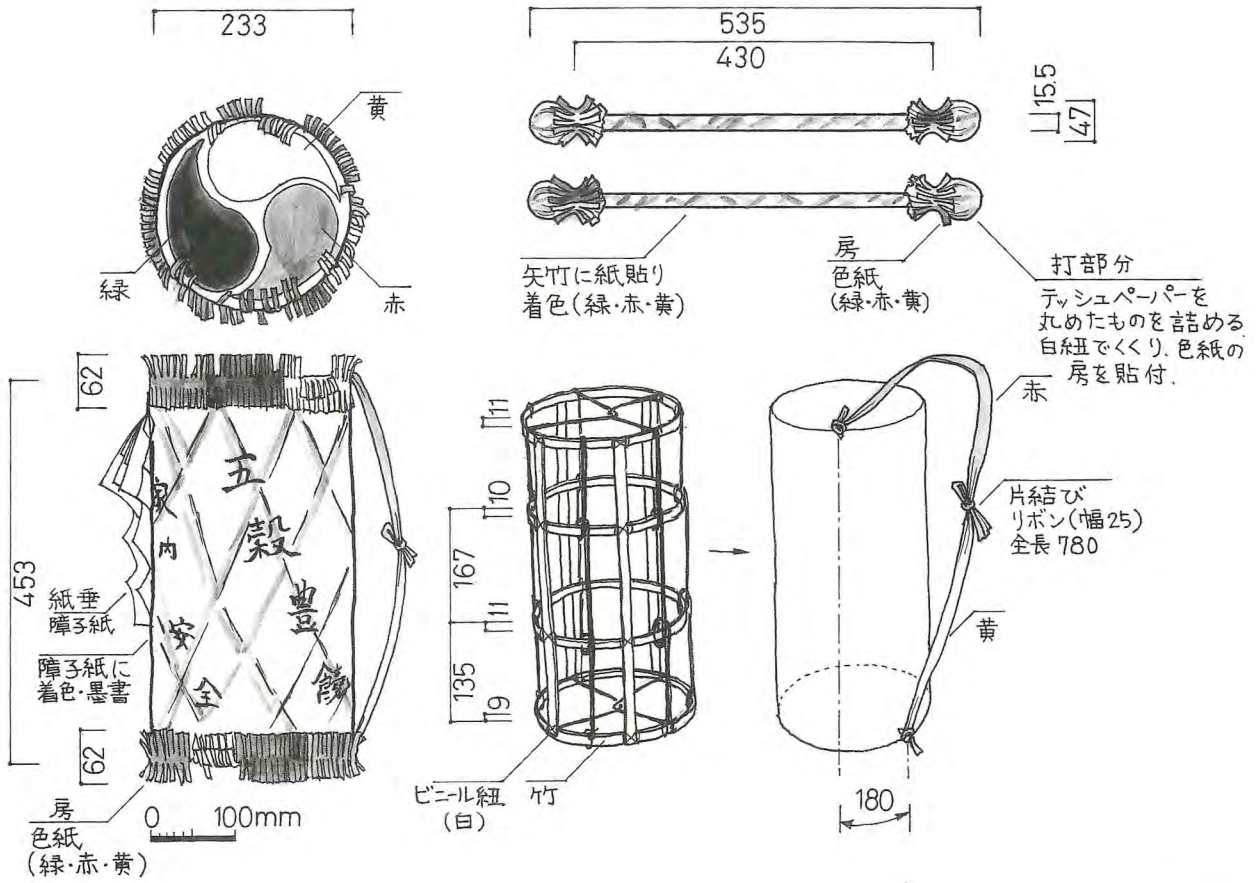


図29 カッコウ (羯鼓) ・バチ

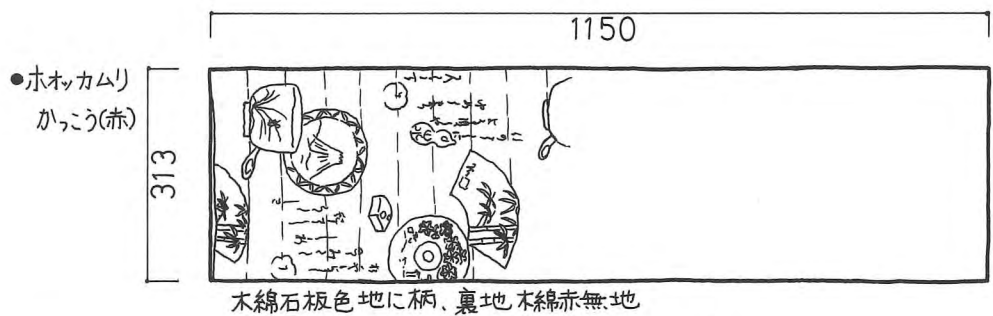


図30 ホオカムリ (カッコウ)

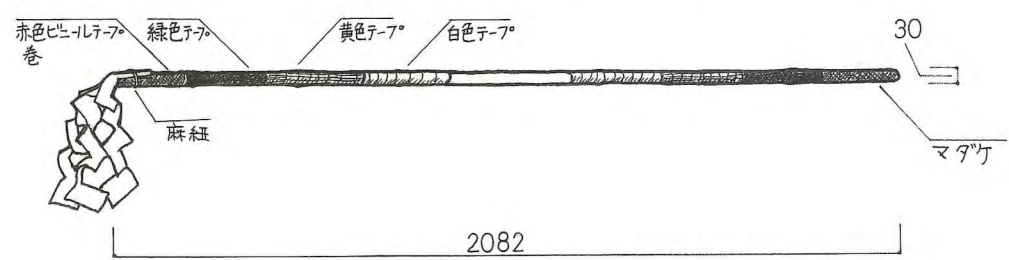


図31 担い棒 (花笠・羯鼓・バチ)



2-45 カッコウ役 (両手にバチを持つ)



2-46 尻はしよりにして羯鼓を背負う

ど省略されるようになった。

図33 一の矢／図34 二の矢 一の矢と二の矢は大矢ともいい、それぞれ二本ずつ作られる。保存会員が白山神社に登ると、大弓から組矢をはずし、各戸分をそれぞれ会員が受け取る。次に大弓を高く立てる。この時初めて大矢にそれぞれのヤジリが付けられ、ソウトメ役の東の頭（一の矢）と西の頭（二の矢）によって矢を射る所作「大矢放ち」をすると、全員が組矢の矢紙を先にして大弓を叩く（図40）。これには弓竹を叩く音が厄落としになるので、音を出すのが良いという。かつて一の矢の一本は、酒五升を持参した浅羽家のものとなったが、浅羽家が祭典に参加しなくなった現在は寺にあげている。

矢紙は、もとは和紙（障子紙）に吹き墨をし、赤・アオ（緑）・黒で筆でじかに彩色した。

大矢・組矢とも、大師堂の再建以前は、白山神社から実際に投げて（射て）いたが、危険なため、矢を射る所作のみを白山神社で行った後、尊永寺本堂前でも行い、その後の餅投げで、赤い餅（大）を拾った人が一の矢と、白い餅（大）を拾った人が二の矢と交換できるようにした。

図35 ヤジリ（一の矢）／図36 ヤジリ（二の矢） 大矢の先端に差し込む矢尻で、道中では組矢とともに大弓に縛り付け、大矢放ちの際に、初めて大矢の先に取り付ける。宝珠型（一の矢）と、サス股型（二の矢）が二本ずつ用意される。

かつてはヤジリを、浅羽家を持ってきたという伝えもあるが、現在は宝野の大工、名倉修次氏により毎年奉納される。これは七日の朝に、黒く縁取りをし、中は赤黒の油性ペンで点描を施す。

図37 組矢 組矢は、二本一对で田遊びを伝える家（会員）の戸数だけ用意するものであり、現在法多では四一〜四三組を必要とする。四二組の場合には、数が悪いので、一組多くする年もある。例年、折れた場合の予備に五〇組ほどを作り、つけられなかったものは矢持ちが束ねて別に運ぶ（矢持ち役は、人手の膨ら

んだ昭和二十二年から二十五年の間に当てた役だが、現在は適宜役のない者が担いで登山する）。

以前は名前を記した登山帳を携えて行くことがなかったので、この一对の組矢に、各戸主の名前を記した紙を巻いて確認したという。

図38 破魔矢（小矢） 破魔矢は以前はなく、一般向けにテントで売られるようになってからの呼称である。矢を売る役を矢売りといい、年配者や喪中で登山できない者があたる。最近では女性会員の役にもなっている。

また投げ餅の際に、赤い餅（小）を拾った人が交換できるのもこの破魔矢である。破魔矢の販売などの都合で、大量に作らねばなくなり、労力の軽減化をはかり平成五年に矢紙は印刷になったが、注文の際に口頭でアオ（青）と伝えてしまったため、組矢と破魔矢は赤青黒の彩色となっている。

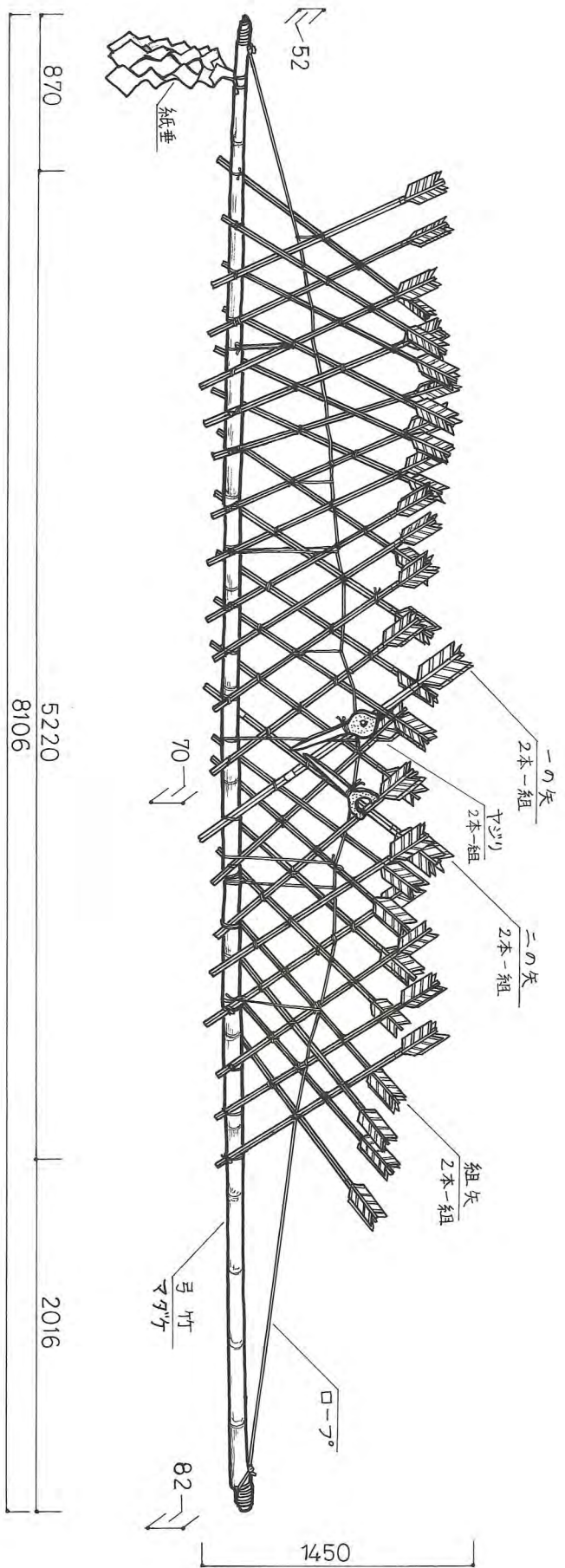
図39 大弓の道中（図32 大弓の項参照）

図40 大矢放ち（図33・34 一の矢、二の矢の項参照）

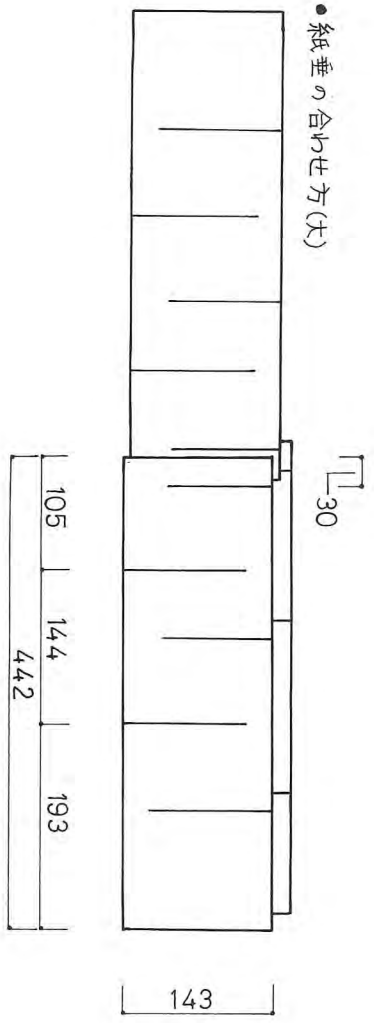
図41 ゴシンピツ（御神櫃） 現在は使用しなくなったが、昭和六十三年までの『田遊祭典登山行列順序』には記載されており、道中太鼓の後にシラクワ役五名で担いだことが確認できる（平成五年のビデオ収録の際にも用いた）。図は現在寺方で保管されているものを記録した。

御神櫃にはオシメ（注連縄）を張り、大型の紙垂をつけた。これには上棟式に使うような小俵をまわりに立てて入れ、内側には衣裳・牛頭・三尺帯・扇子などを詰め込み、その一番上にシラクワの柳をのせて登山した。小俵は四十年くらい使いつづけたものである。俵には餅撒き用の投げ餅（紅白の丸餅三つに小餅）を詰めた。投げ餅は合わせて一俵半となり（六〇〜九〇kg、多い年で一二〇kgとなる）、破魔矢と交換する赤い小餅は二〇〇個用意する。

かつてはこれを三名で担いだというが、重量があるため、空の俵を入れた形式的なものになり、さらに簡略化されて自動車ですべて運搬されるようになったこ



●紙垂の合わせ方(大)



- ・組矢は41組、だいたいの目安で組んでいき、余った矢は手で持っていく。(今年は4組余る)。
- ・以前は、白山神社に上げておく。そうとわの瘦目で下におろし、大師堂の前に握えておいた。そうとわが終わると、白山神社に再び上げ、大矢放ちとなる。
- ・ロープはその日に取り除き、真竹(大弓)は、翌年下ろしてきて、山へ置く。その後、自然に朽ちる。
- ・竹の先(末口)に紙垂を3枚互い違いに合わせ、麻紐で縛る。紙垂は折れ目を「折らず」自然に垂らす。
- ・紙垂の付いた方が「前」となる。

図32 大弓

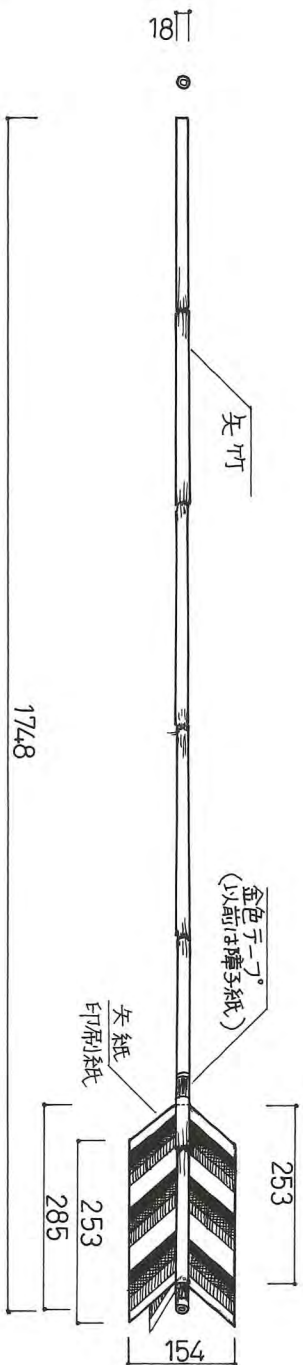


図33 一の矢

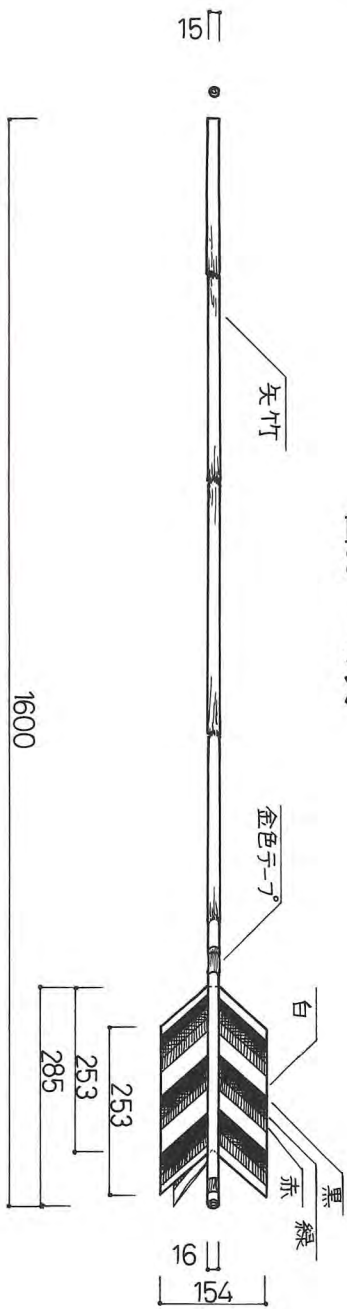


図34 二の矢

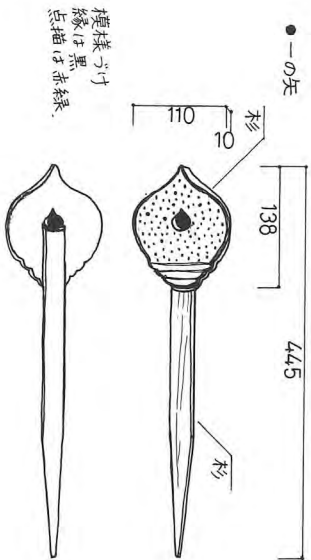


図35 ヤジリ (一の矢)

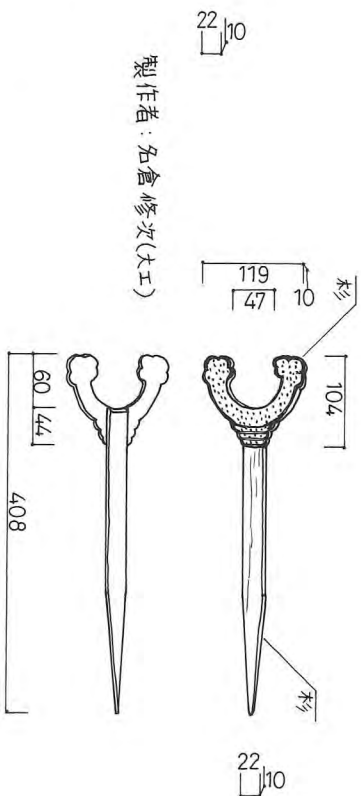


図36 ヤジリ (二の矢)

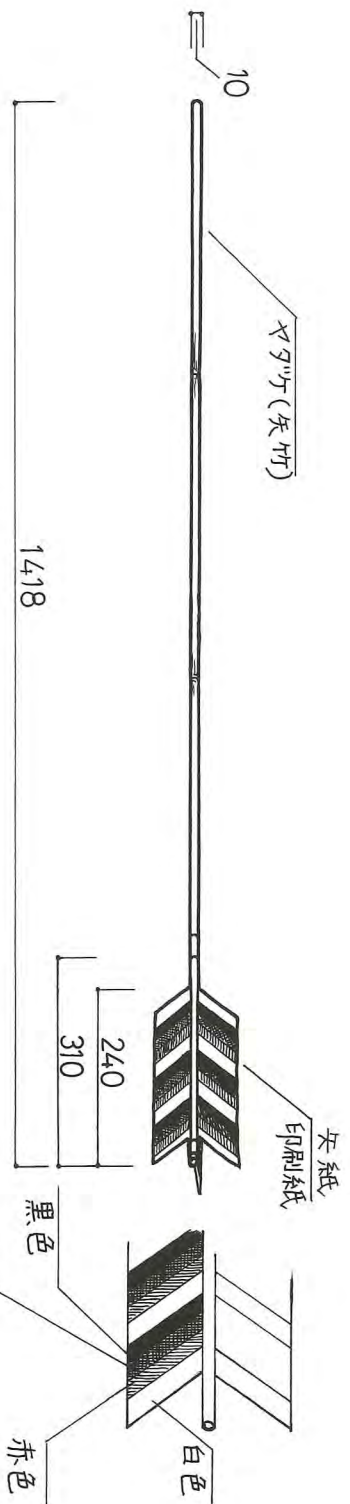
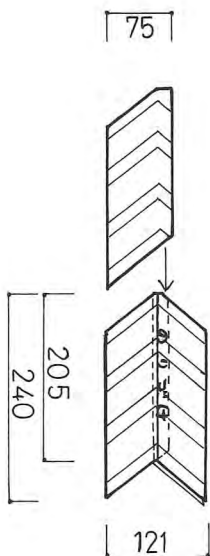
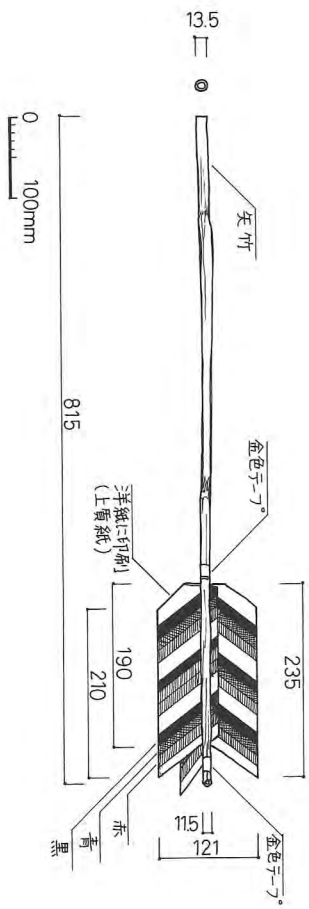
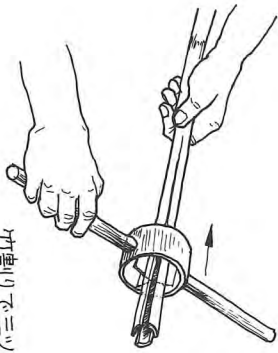


図37 組矢

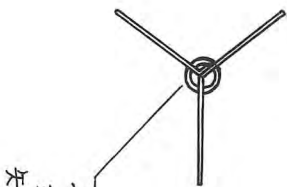
他 81本
(2本一組にして大弓に組む)



・元来和紙に吹墨の技法で描いた、白・黒・緑・赤が正しい色だったが、印刷時に指定色を間違えた。



竹割りで三つに裂く。



ヤタヱ(矢竹)の先に
3ヶ所切込みを入れ
矢紙を差込む

図38 破魔矢 (小矢)

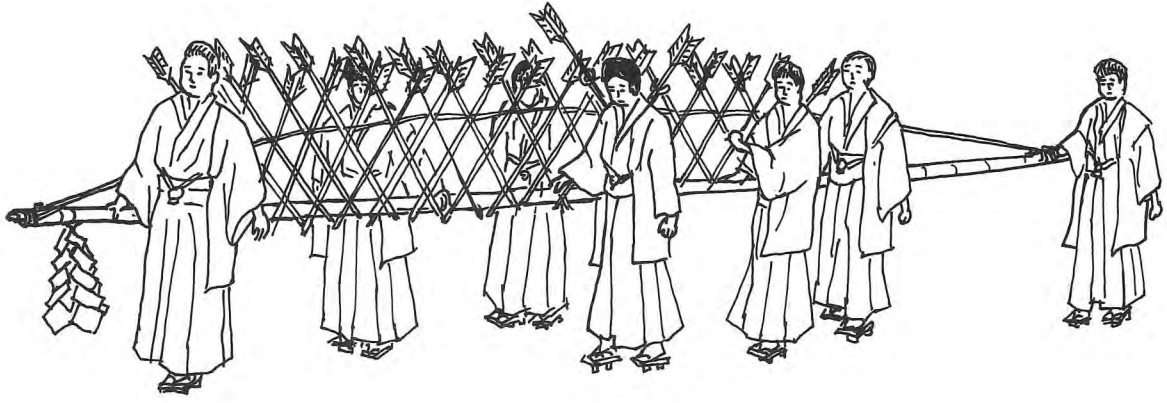


図39 大弓の道中

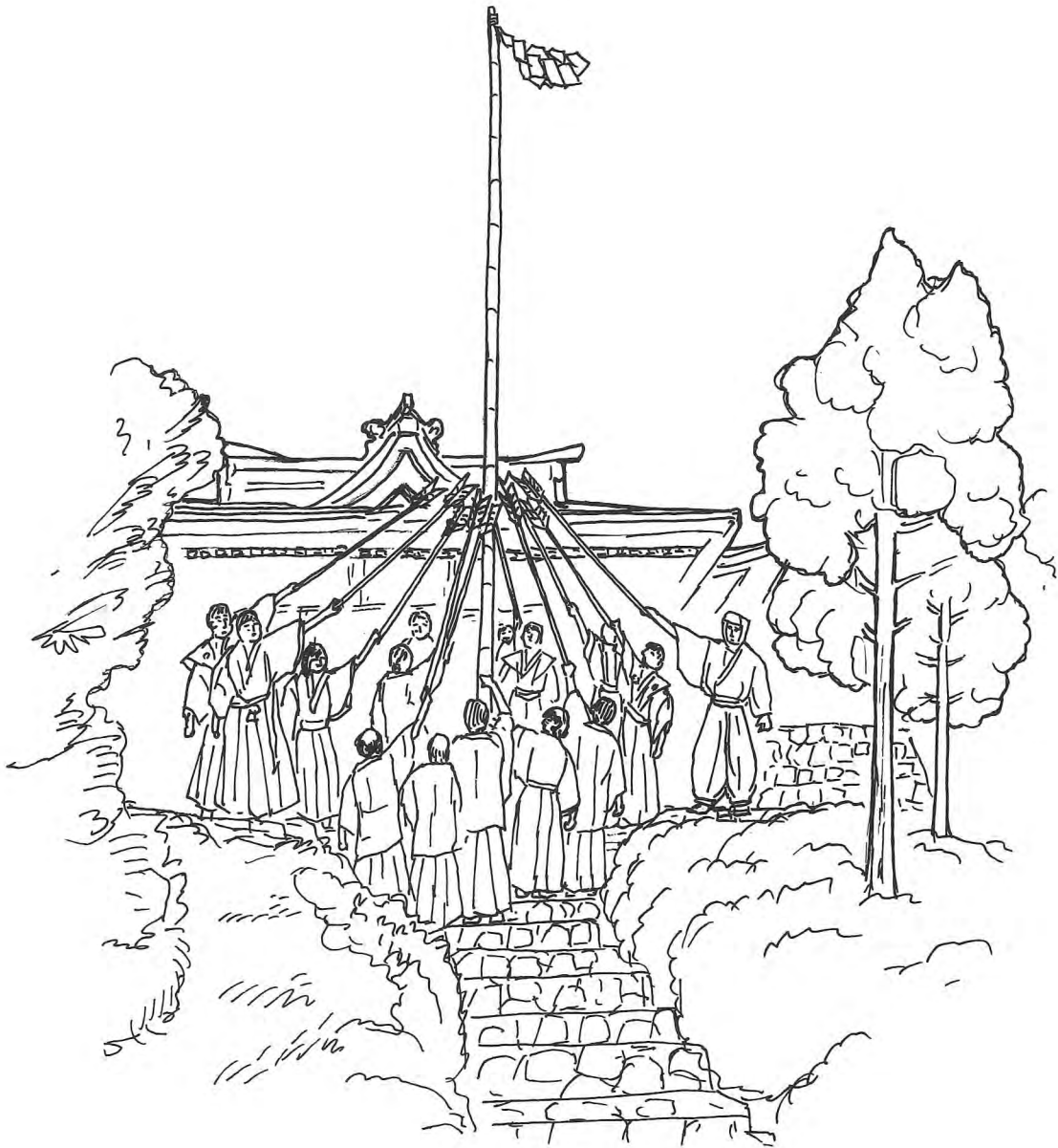


図40 大弓放ち

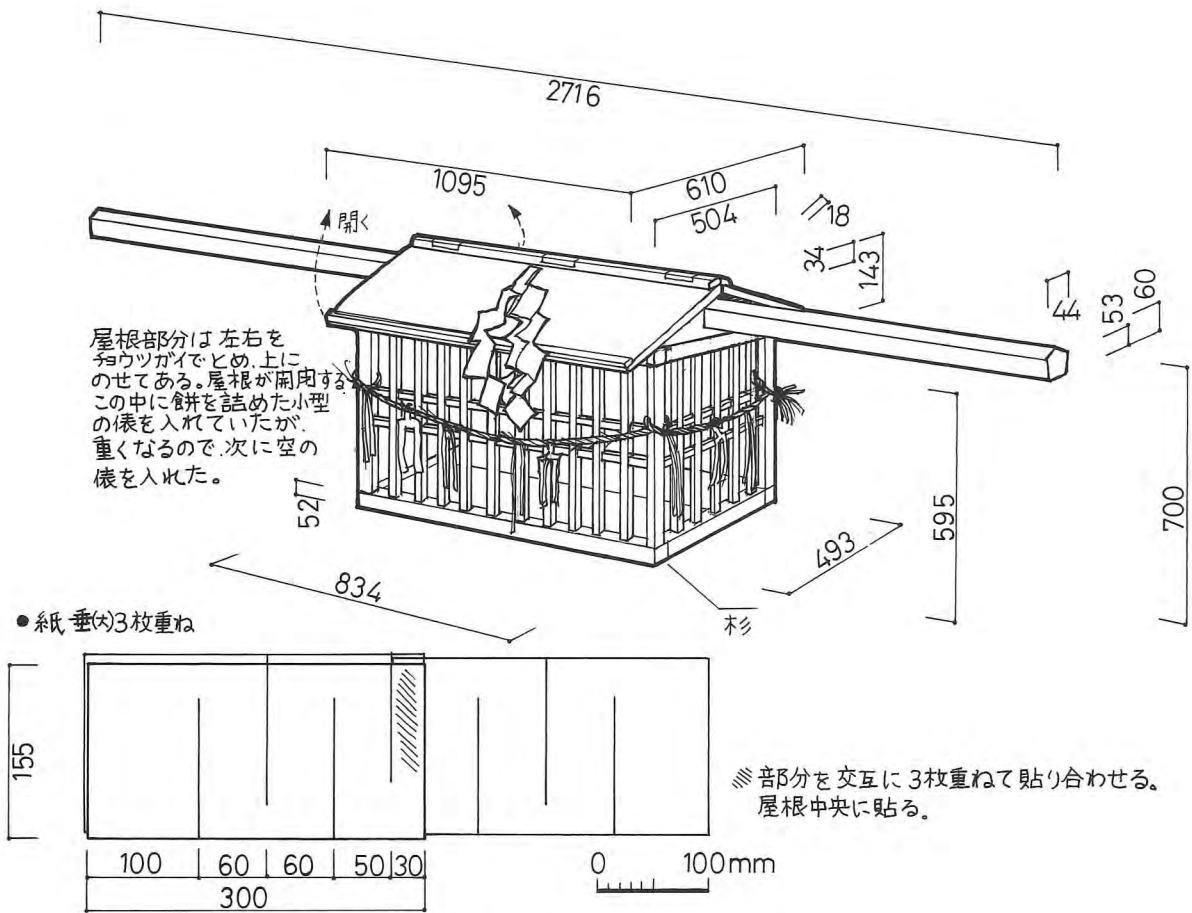


図41 ゴシンピツ（御神櫃）

とから、道中にも用いられなくなった。

餅米は、昭和初期までは、オシキメシや酒などとともに浅羽家が用意したといわれるが、保存会以前には村人（信者）の寄付で募り、餅搗きも全員で行った。平成十二年の田遊びでは、全体で二俵の餅を掛川の片浜屋に注文し、六日に搗き、当日の朝までに届けてもらった。ここ二〜三年、日曜・祝日に重なり参拝客の出が多くなりそうな年には、二俵半に増量するという。

その他 過去に道中に参列し、現在は消滅したものに、槍・長刀・鉄砲があったが、いずれも供出させられたり、戦後の銃刀法で使用できなくなった。太刀の舞に用いられる真剣も、その後購入したものである。

御神酒樽は、道中では御神櫃の後ろになり、シラクワ役の二名で担いだ。

（外立ますみ）

第七節 「法多山の田遊び」によせて

1 伝統を守ろう

井谷桂治

私は、一九四四年の九月、第二次世界大戦の戦中に、法多二軒家の農家の次男として生まれました。中学一年生のころから、田遊び祭に参加していました。これは法多に住む若者の義務として、次男までが参加したものです。私も早乙女の頭の役の時には、一の矢、二の矢を大弓に当てて、射る役も経験しました。そして、年令が上るにつれて、格こう、田打ち、鳥追い、納とうの役を経験しました。今年縁あって、三〇数年ぶりに鳥追いの役で参加させていただきましたが、いかんせん長い年月が過ぎ去っているので、思い出すまでにはいかず、七日の本番が来てしまいました。ふりかえって見れば二二才のころ、のつとうの役を最後に田遊び祭りと縁切れになってしまい、そして、二六才の時結婚して、法多から隣の自治会に移り住みました。しかし、若衆のまとめ役をやり、公会堂で汁物を作ったりした思い出は未だに覚えています。

正月の七日になると、お昼ごろ、県道の車が渋滞しはじめると、ああ今日田遊び祭りだと思い出し、父親が生前農家の冬の仕事として、縄をなったりしている時、田打ちの中に出て来る「コマで、「なんぞうやたあまや」等をよく口ずさんで仕事をしていたのを思い出します。

今年は、縁あって田遊び祭りに参加させていただきましたが、この田遊び祭りが国から記録作成しなくてはならない無形の文化財に選択されたと伺いました。

ふりかえって見れば、私が十七才位の時に県の無形文化財に指定され、静岡市において各所で指定された芸能が披露され、私も早乙女の役で参加したことをはっきりと覚えています。是非皆様方のご努力によって、国の無形民俗文化財の指定を受けられることを願っております。法多に生まれ育った男として、生ある限り協力をし、皆様方といっしょにこの田遊び祭りの伝統を守り、いつまでもいつま

でも後世に残していただきたいと思います。

2 田遊びと私

井谷広男

昭和三年一月袴姿の父に抱かれて写真を撮ったのが田遊びとの付き合いの始まりです。小学校の頃には練習に来た若い衆が家に太鼓を置いて帰るので其れを「ソオット」たたいて自分なりに喜んでいました。昭和十五年一月十五日、五一〇〇戸も焼失すると云うあの静岡大火の日に「若い衆入り」をし田遊祭に参加する様になりました。当時練習は寺総代の家を借りて行ったので村の西から東まで下駄履きで砂利道を「カラコロ、ワアワア」云って通ったものです。また一月五日の夜お寺に於いての稽古あげの後に出てくれる汁粉が大変嬉しかったり、数々の辛い思い出や楽しかった思い出が残っています。年とともに若連も、中老も終わりやれやれとおもっていましたが、時代の流れと共に村の様子も代わり、勤めの人が多くなり、村に残る若者の数が減少したため、田遊祭の施行も難しくなり四〇年代後半には若中老組織も廃し、昭和四十九年十二月十七日に有志の方々の努力によって現在の保存会が設立されました。私も五七年総会で会長に選ばれ、一月七日の田遊祭はもちろん、五八年八月二八日に行われた袋井市立中央公民館、南公民館の落成記念芸能発表会には、清めの舞である太刀の舞、棒の舞を上演し、また同年十一月一日の法多山尊永寺新本堂落慶竣工式には、式典に先立ち、太刀の舞、棒の舞を奉納し、私は会長として庄屋の役を務めたのは思い出に残る幸せなひとときでありました。

私達の時代には、テイデイをつけた田打ち鎌で水田を打ち、牛に犁を引かせて田を起こし、田植え、田の草の刈り取りとすべて人力を以て行われ、特に鳥追いで出てくる様な諸悪、例えば「イモチリや天の子、大水やカンパチ」等々大いに苦勞させられたものであります。正月のはじめにこれらの諸悪を「一所に集め二ラの葉につつんで四方天へおおよ」とその年の五穀豊穰を祈願する田遊祭は非常

に身近に思っていました。しかし現在では機械化の普及によって大型の、しかも乗用の耕耘機や田植機、コンバイン等での作業と米作りが一変し、田遊びの歌詞がますます遠くのものとなってしまい、これからの若者に田遊祭の意味合いがわかってもらえるかが心配であります。非常に大変であるとは思いますが、師匠さんをはじめ役員、会員一人一人の努力によって郷土が誇れる無形文化財「法多山の田遊び」が末永く保存、継承されてゆきます様に心より念じておるものであります。

大正に生まれ昭和の戦前、戦中、戦後と、そして平成の今日までひたすら前を向いて走ってきましたが、今、立ち止まって空を仰げばすでに人生の日暮れが迫っております。世代交替の時を感じております。若い世代に期待して筆をおきます。

3 田遊祭

伊谷充弘

十二月二三日の夜、ぼくと友達は、ある建物に来ていた。その建物とは、田遊祭の七つある出し物を練習する所でした。ぼくと友達が建物に入ったときには、もう人がいっぱいいました。ぼくらが練習するのはもつと後の方でした。だからぼくらはほかの部屋で練習をしていました。その時やさしい、おじさん達が教えてくれました。(でも、ぼく達は、歌詞もおぼえないといけませんでした。)そしてぼくたちは、おどりを覚えると同時に歌詞もおぼえないといけませんでした。おどりはすぐに覚えましたが、歌詞はすぐには覚えられませんでした。そのまま早乙女の練習に入りました。早乙女の時、大人がいっぱい中学生はぼくと友達だけなのでびっくりしました。そのまま順調におどっていききました。だけど歌詞はぜんぜん言えませんでした。ぼくらがおちこんでいる所に「まだ初めてだから徐々に覚えていけばいいよ」といつてくれたので気を取り直しました。家へ行って練習をかかさずしました。次の日には、前の日よりかなり上達したかは分かり

ませんが、少し歌詞を覚えることができました。そのまま練習に入ってスムーズに進みました。早乙女の練習も次で三回目、そろそろ来る人も分かり、練習する場所が変わりました。それだけしっかりしないといけないという実感がわいてきました。新しい場所になっても練習をしました。でもあいかわらず歌詞もおぼえられませんでした。なので家での練習は一日目ぐらいにしっかりやり歌詞も頭に残しておきました。四日目は三日目のかいてもあってほとんどうまくいきました。でもまだうまくなくて家ででの練習をしっかりとやりました。五日目はもう本番に近づいていました。残るは完全に覚えきっていない歌詞だけでした。練習最後の日、練習も厳しくなりました。練習が終わり、ぼくは家に帰ってあまり眠れませんでした。本番当日ぼくは衣装に着替えて行きました。ぼくは出番が近づくにつれ、かなり緊張してきました。ついに順番がやってきました。ぼくは失敗することもなくできました。後で思うといい体験をしました。また国から記録作成しなくてはならない文化財に選択された無形の民俗文化財に参加できてよかったです。これからもこういう行事に進んで参加していきたいと思えます。

4 田遊祭保存会会長在任中のこと

前保存会会長 村岡嘉男

法多山田遊祭七段が、昭和三五年四月十五日静岡県指定無形民俗文化財に指定されました。そして、「法多山田遊祭(七段の舞)」を法多山尊永寺本尊に五穀豊穰の祈願と民俗芸能の品位と情緒を永久に保存、継承する」ことを目的とし、「静岡県指定無形民俗文化財法多山田遊祭保存会」が、昭和四九年十二月十七日発足し、私は、平成六年九月一日から平成十二年八月三二日までの三期六年保存会会長を仰せ付かり、務めさせていただきました。

しかしながら、人々の生活様式や価値観が多様化し、会員数も近年は減少傾向にあり、一月七日の田遊祭(七段の舞)の奉納、民俗芸能の保存、継承も危ぶまれる状況にあります。

法多地域にしかない法多山田遊祭を守り育て盛んにしていくとともに、尊い文化遺産として後世に伝承していかなければなりません。旧慣習に立ち返り、保存、継承は尊永寺檀徒の務めとご理解をいただき、平成八年度に「静岡県指定無形文化財法多山田遊祭保存会」に加入、協力をお願いするため、法多山尊永寺住職、筆頭総代、田遊祭保存会会長連名の文書を持って保存会未加入の檀徒宅を訪問し、加入勧奨した結果、六名の加入がありました。

また、平成一〇年には、会員を明確にするため、「法多山部落に居住し、本会の目的に賛同する二〇歳以上の者をもって組織する。」から「会員は法多山尊永寺の檀徒であって、本会の目的に賛同する二〇歳以上の者をもって組織する。」に会則の一部を改正いたしました。

一方、舞楽の伝承は口伝に負うところが多く、正調の歌詞集もありません。歌詞には独特の言い回しや意味の分からない部分があり、細かい仕種の難しさもありますので、保存、継承していく立場としては、「できるだけ、これを解明、整理できるものはしておきたい」と考えました。平成七年に、法多山尊永寺住職の配慮により、法多山尊永寺住職、法多山尊永寺総代、田遊祭保存会師匠、田遊祭保存会会員代表による「法多山田遊祭歌詞読本作製委員会」を設け、新たに田遊祭歌詞集を刊するとともに、歌詞をテープに録音。翌平成八年には、太刀と棒の舞をビデオに収録して保存、伝承に役立ててまいりました。

さらには、国の文化財保護審議会が、平成九年十一月二二日に開かれ、「法多山の田遊び」を記録が必要な無形民俗文化財にするような答申がなされました。これを受けて文化庁長官から平成九年十二月四日、法多山尊永寺田遊び保存会に（県・市教育委員会教育長を経由）「法多山の田遊び」を記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択した旨の通知がありました。そして、記録等の作成事業計画の立案依頼が市教育委員会教育長にあり、平成十一年度、十二年度に二カ年をかけて調査を行い、平成十二年度末までに「法多山の田遊び調査報告書」

を作成することになっております。

この調査は、行事の全体像、行事の次第、組織、由来、記録類等で、何代も前の先祖が子孫の繁栄を祈り、民衆の間ではぐくんできた文化遺産「法多山の田遊び」がかなり解明でき、記録に残るものと期待しています。



2-47 法多山田遊祭り保存会の皆さん 大師堂前にて（平成11年撮影）

第八節 資料集

一 文献資料

文献資料の収録にあたっては、出来るだけ原資料の体裁を残すことを原則としたが、読解の便も考慮して次のように改めた。

一、漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、原文の漢字で、常用漢字にないものや、人名・地名をはじめ、とくに必要と認めるものについては、そのまま残した。また、変体仮名は、すべて原文のまま残した。

一、本文には、読点（・）並列点（、）を加え、原文通りの改行ではなく、おひこみとした。

一、判読不能の欠字箇所は、字数の推定できるものは□□で、不明なものは、「」で示した。

一、敬字については、一字あけとした。

一、冊子の表紙は「」で囲み、右肩に（表紙）と傍注した。

一、本文以外の部分には、「」をつけ（裏書）（端裏書）（奥ウワ書）（別筆）（朱筆）（押紙）（付箋）などと注記した。

一、文書に付属する封書・包紙は（懸紙）として封式は特に示さなかった。充所・差出書などが記されている場合は（懸紙ウワ書）と注記した。

一、印章は、およその形状を示して、朱墨の別と、印文が明らかな場合はこれを注記した。

一、原文にある返り点や振り仮名は、原則としてそのまま残した。

一、文意の通じないもの、疑義のあるものは（ママ）、疑問の残るものは（カ）とした。

一、収載した資料に、資料所蔵者（機関）の名称および、住所（所在地）を（ ）で示した。既刊書物より引用した資料については書物名を記した。

（村松桂子）

- 文献一 今川氏親書状（年次未詳 尊永寺蔵）
文献二 今川氏輝判物（天文二年 尊永寺蔵）
文献三 今川義元判物（天文五年 尊永寺蔵）
文献四 今川義元判物（天文十年 尊永寺蔵）
文献五 今川義元判物（天文十年 尊永寺蔵）
文献六 今川義元判物（永禄二年 尊永寺蔵）
文献七 今川氏真判物（永禄五年 尊永寺蔵）
文献八 武田勝頼判物（天正二年 尊永寺蔵）
文献九 小笠原信興判物（天正三年 尊永寺蔵）
文献一〇 豊臣秀吉朱印状（天正十八年 尊永寺蔵）
文献一一 徳川家康寺領寄進朱印状写（慶長七年 尊永寺蔵）
文献一二 法多山門前百姓古門新門二関スル定書（弘化二年 尊永寺蔵）
文献一三 法多山門前百姓愁訴一件二関スル口上書（弘化三年 尊永寺蔵）
文献一四 法多山再建につき古宮殿下げに関する一札（嘉永四年 田中彰氏所蔵）
文献一五 遠江古蹟図絵（岩瀬文庫蔵）
文献一六 遠江古蹟図絵（鵜飼才治蔵）
文献一七 遠江古蹟図絵（神谷昌志蔵）
文献一八 遠江国風土記伝（加藤菅根・皆川剛六訳）
文献一九 掛川誌考（中村育男翻刻）
文献二〇 遠淡海地志（山中真喜夫訳）
文献二一 郷里雜記（故八木美穂先生顕彰会編）
文献二二 笠西村史要（笠西村青年会発行）
文献二三 静岡県磐田郡誌（磐田郡教育会発行）
文献二四 中川私考（『細江町史』資料編五）
文献二五 祝田本開請観音縁起（尊永寺蔵）
文献二六 祝田本開請観音縁起（浅羽孝生氏蔵）
文献二七 祝田本開請観音縁起写（細江町教育委員会蔵）
文献二八 善明寺観音縁起（善明寺発行）

文献一 今川氏親書状 (『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

法多寺

寺家棟別并門前等為寄進□□□、恐々謹言、

十一月十六日

文献四 今川義元判物 (『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

法多寺

(懸紙ウワ書)
氏親 (花押)

(懸紙ウワ書)
「法多山 治部大輔」

法多寺

※ 本文書年次未詳。署判等ニヨリ永正頃ノモノト思ワレル

一、六町七段 浅羽庄内

一、參町老段 石野郷内

文献二 今川氏輝判物

(『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

一、五段 横地方 曾我庄内

一、六反 曾我庄内所々

(懸紙ウワ書)

「法多山 氏輝」

法多山門前棟別并寺領等、任先例不可有相違者也、仍 而如件、

天文二癸酉年二月五日

(今川)
氏輝 (花押)

一、式反三杖 高部郷内 一、老町 朝比奈三郎右兵衛尉寄進
一、六反 各和殿寄進 曾我領家方
右、如前々停止諸役、永寺務不可有相違、縦領主雖有相違、寄進之上者不可有違乱、以此旨修造勤行、可抽国家安詮^全之精誠之状如件、

法多山

天文十辛丑年二月十三日

文献三 今川義元判物

(『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

法多山

(今川義元)
治部大輔 (花押)

(懸紙ウワ書)

「法多山 義元」

遠州法多山寺門前棟別寺領等、任前々判形旨、不可有相違、并甲乙人等濫妨狼藉、竹木以下載取事、堅停止之者也、仍如件、

天文五丙申年十月八日

文献五 今川義元判物

(『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

(懸紙ウワ書)
「法多山

一 乘院 治部大輔」

(今川)
義元 (花押)

遠州法多山一乘院領之事

横地方

一、壹町 曾我庄内

永禄五年己未
四月十九日

(今川義元)
治部大輔(花押)

右、如前々停止諸役、永不可有相違、縦領主雖有相違、寄進之上者不可有違乱、以此旨修造勤行等不可有怠慢者也、仍如件、

天文十辛丑年二月十三日

文献七 今川氏真判物

(『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

(今川義元)

治部大輔(花押)

法多山

一乘院

(懸紙ウツ書)
「法多山 上総介」

遠江国法多山仏供田燈明田等之事

一、六町七段 助五郎殿知行
浅羽庄之内

一、六段

各和殿寄進

文献六 今川義元判物

(『袋井市史』資料編一 尊永寺蔵)

(懸紙ウツ書)

「一乘院快瑜 治部大輔」

遠州法多山一乘院領之事

一、壹町 横地方 曾我庄内

一、八段 極楽寺領 曾我庄

右、任天文十年之判形、如前々停止諸役、永不可有相違、縦領主雖有相違、寄進之上者、不可有違乱、百姓□雖致新儀之申事不可取上、然而先年此一乘院孝順相拘時、壹町割分清順一代相渡、身後者無相違可請取旨、天文二十年仁以判形加下知之上、清順兩年令支配、清順為死去之上孝順如前々請取也、法性坊仁極樂寺領八段相副、清順弟子撰器量之者、令納得可相渡旨、雖申付清順弟子少將仁、法性坊仁自余之役田參段并山屋敷・北谷別当職相副渡之、右之一町八段之事者自先規依為一乘院領、快義去年迄支配仕来、去年之秋進退相替、寺家退出之上者、快瑜彼一町八段無相違永令支配、一乘院無退轉樣可相統、若此一町八段之内寺家并其外之輩雖企競望、一切不可許容者也、仍如件、

一、五段 料所曾我庄内
横地方

一、六段

曾我庄有所々
但此内□段百姓藤右衛寄進

一、式段三杖 料所高部郷之内

一、壹段

諸井郷之内
松□□和守寄進

一、三杖 河井郷山脇源三郎
寄進

右、如前々當時門前棟別・四分之一之外諸役寺領等、任先例領掌了、次甲乙人等喧嘩狼藉殺生等堅停止之、同從隣郷竹木以下不可伐取者也、諸役免除之上者諸職人不可有其役、於当寺諸勸進是又所停止之也、向後当寺領等領主雖為相違、寄進之上者永不可有相違、寺務一円可被相計之、守此旨弥可被專修理勤行之状如件、

永禄五壬戌年六月廿三日

(今川氏真)
上総介(花押)

法多山

文献八 武田勝頼判物

〔袋井市史〕資料編一 尊永寺蔵

(懸紙ウワ書)

〔法多山

一乘院

勝頼

定

自旧規之末寺并寺産棟別等之事、如今河氏真・徳河家康時、自今以後弥不可有相違、畢竟当家武運長久之懇、祈不可有粗略者也、仍如件、

天正二年七月九日

(武田)

勝頼(花押)

法多山

一乘院

文献九 小笠原信興判物

〔袋井市史〕資料編一 尊永寺蔵

(懸紙ウワ書)

〔遠州

法多山

一乘院

御拘之寺山之事

一、法多山并

石野之郷
柴之郷

之内寺領田島之事

一、岩岳寺并山屋敷寺産等之事

一、大光坊并山屋敷寺領等之事

一、佐束之内崇禪寺領之事

一、方丈之内方丈庵領之事

付、神長之内弥陀
薬師仏供田式反

右、今度不慮參府被成候、依之御拘之寺家五ヶ所、門前棟別・門別四分一等停止諸役判形進置候、若甲府御逗留留候之共、此間不相替無沙汰申間敷候、彼御拘之寺家中、縦誰人雖企競望、一切許容有間敷者也、仍如件、

天正三乙亥年

二月廿四日

小笠原彈正少弼

信興(花押)

一乘院

文献一〇 豊臣秀吉朱印状

〔袋井市史〕資料編一 尊永寺蔵

遠江国法多山領寺

一、参拾五石

佐野郡

曾我

一、四拾八石

山名郡

石野郷

一、六拾九石

浅羽庄

柴村

一、五拾三石

山名郡

貫名

合式百五石

此内

式拾石

学頭坊

参拾石

一乘院

七石

法蔵院

七石 無動院
 七石 法幢坊
 七石 円藏坊
 七石 自性院
 七石 大正院
 七石 察藏院
 七石 法生坊
 七石 西前院
 七石 悉地院
 六拾石 本尊仏供灯明造営領

式拾五石 鎮守領
正五九月 祭礼

已上

右、任当知行之員数令寄附訖、但以檢地上高頭請取之、全可令寺納、然上者如有来門前諸役山林竹木等令免除候也、

天正十八年十二月廿八日 ○(秀吉朱印)

遠江国

法多山

文献十一 徳川家康寺領寄進朱印状写

(『袋井市史』資料編二 尊永寺蔵)

法多山領 寄附状

遠江国佐野郡會我郷參拾五石、山名郡石野郷四拾八石、浅羽庄柴村六拾九石、山名郡賈名郷五拾三石、合式百 五石之事

此内

一、式拾石 学頭坊
 一、參拾石 一乘院

一、七石 法蔵院
 一、七石 無動院
 一、七石 法幢院
 一、七石 円藏坊
 一、七石 自性院
 一、七石 大正坊
 一、七石 察藏院
 一、七石 法生坊
 一、七石 西前院
 一、七石 悉地院

一、六拾石 本尊仏供灯明造営領

一、式拾五石 鎮守領
正五九月 祭礼

以上

右、全可寺納、并寺中門前諸役、山林竹木等令免許了者、守此旨仏事勤行修造不可有怠慢者也、仍如件

慶長七年十二月十日

内大臣

御朱印

文献十二 法多山門前百姓古門新門ニ関スル定書

(『袋井市史』資料編二 尊永寺蔵)

定

一、事祭礼并神領取賄等之儀者、旧来仕来通古門ニ而取計可申事

附リ、田遊祭之節、古新村役人列座可致事

一、神領取立其外村勘定等之儀者、古門村役人同様、新門村役人立会可申事

一、新門村役給料之儀者、神領米之内年々米五斗宛差遣可申事

一、古新双方村役人江米壹斗宛都合式斗、当年棒分格別之憐愍を以、年々被下

置候事

一、古役并惣人足等之儀者、前々仕来之通相勤可申事

右五ヶ条之趣扱人分申出候ニ付、双方呼出し相糺候処相違無之候間、以来睦

合聊故障ヶ間敷儀無之様相慎可申候、万一右之条於相背者、吟味之上急度可

為曲事者也

弘化二乙巳年五月 年 預 寺 ㊦

門前

年 寄

惣百姓

以上

当御領分附属

法多山尊永寺領

山名郡法多村門前

文献十三 法多山門前百姓愁訴一件ニ関スル口上書

〔袋井市史〕資料編二 尊永寺蔵

乍恐口上書を以御愁訴奉申上候

当御領分附属法多山尊永寺領山名郡法多村門前百姓共 一同乍恐奉申上候、当

正月中庄屋惣右衛門・組頭藤右衛門百姓惣代甚三郎分口上書を以同村庄屋平吉

外百姓拾五人江相掛リ御愁訴奉申上候一件、地頭山内江御下ヶ相成、其節御当

方様御声掛を以庄屋惣右衛門・組頭藤右衛門戸ノ御免ニ相成難有仕合奉存候、

婦村後越訴為答訴訟人三人禁足被申付相慎罷有候処、隣村柴村役人源右衛門外

四人内済為致度立入被呉、私共江示談之上申口之訳柄被書留、其上相手方江示

談仕候処、内済不行届及破談、勿論何故破談与申儀不相訳、何れニ茂示談□兼

候趣を以内済人引取候ニ付、翌日私共柴村源右衛門方江罷越人一同江面会いた

し申談候者、私共申口者被書留候得共、相手方申口何れ之心廉不承知ニ候哉承

り度申入候処、扱人中被申候処、双方之申口存外相隔候故、迪茂示談不行届事

故相断候由ニ御座候、其後私共山内江不残被呼出取調有之候処、何分不相治利

解ニ付私共承伏不仕、然ル処庄屋惣右衛門・組頭藤右衛門当御役所江越訴仕、

并当正月七日白山祭礼田遊之儀差留候処、地頭申付相背両様不埒ニ付、兩人退

役之上敷敷戸ノ被申付相慎罷在候、乍併先達而願出候故障一件、双方一同之取

調茂無之村役人者二重之咎被申付、於然者一件落着不仕、殊更此節農業第一之

時節ニ差懸、右体之仕合時々刻々之心配、面々農業茂不相成程之儀ニ而難義至

極ニ奉存候間、又候不願恐御愁訴奉申上候、何卒格別之□□御慈悲を以先達而

村役人・小前惣代分差上候願書之始末御取上被成下、相手之者共不残被召出御

吟味之上、私共一同安心百姓相続出来候様奉而奉願上候、願之通御聞済被成下

候ハ、後代之御仁惠難有仕合奉存候、書外御尋之儀者乍恐口上を以可申上候、

以上

百姓

幸 吉 ㊦

同

佐 兵 衛 ㊦

同

八右衛門 ㊦

同

国 次 郎 ㊦

弘化三年三月

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

千代 蔵 ⑤
 五右衛門 ⑤
 喜兵衛 ⑤
 常吉 ⑤
 半兵衛 ⑤
 権大夫 ⑤
 平五郎 ⑤
 友吉 ⑤
 久右衛門 ⑤
 幸蔵 ⑤
 勘次郎 ⑤
 常蔵 ⑤

横須賀
 寺社
 五奉行書様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

又蔵 ⑤
 弁蔵 ⑤
 金次郎 ⑤
 源左衛門 ⑤
 与曾七 ⑤
 庄之助 ⑤
 民次郎 ⑤
 乙吉 ⑤
 源太郎 ⑤
 栄助 ⑤

文献十四 法多山再建につき古宮殿下げに関する一札

〔浅羽町史〕資料編二 田代彰氏所蔵

一札之事

一、御宮殿 老宇

右ハ御当山様御開帳御普請ニ付、御宮殿御再建被遊候趣奉承知候、付而ハ法多山御焼失後御飯屋ニ有之候間、兼而古キ御宮殿当村方江御下ケ奉願上度粗御案内も可被為在、法多山儀者当村方ニ別段深キ御因縁も有之候、依願之通御聞濟被成下候上ハ村中法多山江奉獻納、村中一同難有仕合ニ奉存候、然上ハ聊為御礼金百両分米ニ而拾ケ年ニ御上納可奉申上一同心得ニ奉存候間、益御聞濟御取計被下度、為後証村中連印一札如件

柴村

世話人 次左衛門

申請人

庄屋

五郎太夫

法多山御焼失、弘化四年未正月廿八日

文献十五 遠江古蹟図絵

藤長庚

(岩瀬文庫蔵)

法多山田遊

一、掛川南在法野村尔法多山と云山有、観音堂有、毎年二月初午並二之午參詣群集須、坊中十二坊、昔ハ有と也、今ハ纔尔残、住職する僧四・五箇寺有、学頭を正法院と云、真言宗也、人皇四十五代聖武天皇の時、開基の山也、此観世音の由来を尋るに、往古神龜元年甲子六月十二日、開眼供養有し由、袋井在浅羽之庄芝村尔浅羽善藏と云者有、此者古キ家筋尔て、代々芝村の庄屋を須る、往古鎌倉時代、頼朝の家来浅羽の庄司宗信の末孫也、東鑑尔云、此宗信、源乃頼朝公加勢の軍卒を遠州池田宿迄出したる事を記須、法多山聖観音の像、此善藏の所より法多へ安置せし也、其日ハ神龜元年甲子、元正天皇御宇也、正月十二日、毎年芝村善藏より造酒一斗宛献須、餅米も餅尔春献須、参詣の者も餅を施須也、俗説尔曰、善藏先祖、伊勢の国鳥羽より来る日野中納言御息女を内室と須、祝田村観世音の仲人せしと云伝由緒書有、委くハ不知、抑、法多山尊永寺、真言宗也、遍照院とも云、一山之院号也、厄除観世音、行基菩薩開基也、則行基作正観音、木仏丈四尺余有、此法多山ハ、人皇七十二代白河ノ院御祈願所と成、此観音堂尔正月七日の日田植と云事有、祭尔て門前の氏子ミ奈祭尔出、田の植る式を学て、堂の内陣尔てする也、笠をかむり、弓矢・鉄砲など持ちて踊る也、鎮守ハ白山大権現、奥之院ハ虚空蔵大菩薩也、本堂より三町、

嘉永四年亥十一月

柴村

世話人

次左衛門

組頭

七左衛門

百姓代

清 兵衛

秋葉山

御役寮

庄屋

五郎太夫

御後見

瑞雲院様

同断

孫 十

同断

清左衛門

秋葉山御宮殿

文化拾四年丁丑五月吉日 尾州名古屋室屋惣兵衛

御開帳付、嘉永四年亥拾一月廿四日柴村江御下ケニ相成り申候、法多山江奉納仕候

裏の山に有、扱又寺に釣鐘有、山の中段尔鐘樓堂有、鐘尔ひじ目有、故不鳴則
「一」尔曰 寛永十七年辰十二月十六日建ル、是ハ二王門棟札尔有、釣鐘の
銘に曰、延宝八年庚申三月吉日、雲樹代と記す、往古法多山観音堂ハ、永禄年
中甲斐信玄公の時、兵火尔て消失須、其時ハ七堂伽藍尔して、坊中六十二ヶ寺
有と云、又兎塚と云、門前の内、村者つ連尔松の大木有、鶏を蹴合須事より起
里て死須と云、又扱又塚と云て塚有、白河院の時、扱又立、其時茶を参らせし
事有、扱又塚と云詠歌有、又当山ハ鶏と鷲と嫌事尔て、門前尔ても飼事奈しと
云、又白河院より御寄附有し仏具品々有、今一乘院の宝蔵尔納里て有、不殘金
の滅金の仏具也、並涅槃像等七幅画讚有、開帳尔出類、毎月十日・十八日、観
音の縁日なれハ参詣の人多し、今盤法多山も坊中すくなく成て、只僅尔十二坊
と成、宝蔵院・自性院・円蔵坊・無動院・悉地蔵・一乘院・正法院・法生坊・
宝塔坊・密蔵院・大正院是也、坂の左りの方小高き所尔氷室宮有て、鳥居の額
ハ□可筆蹟也、氷室大明神本地薬師如来、奥之院弁天宮上の山尔有、此法多山
の二王門二王の尊像、靈仏尔して雲慶の作、加茂村大頭龍尔有し尔兵火尔焼残
里しかバ法多山へ寄進すと云、坊中ハ段々住持数すくなく成候、当亥乃冬法多
山へ参るに五坊住持有、一乘院・正法院・密蔵院・宝蔵院・西善院のミ住持有、
二王門の脇尔下馬札有、奥之院筋尔稻荷の宮有、此法多山本堂焼ル、天明五年
巳十一月焼類、堂再建出来ハ、寛政七卯年建立出来せし也、法多山開闢神龜元
甲子より亥迄、千□百年尔成

文献十六 遠江古蹟図絵 藤長庚

(鵜飼才治訳『合本遠江古蹟図絵』)

法多山観音并田遊

人皇四十五代聖武帝の時也

掛川より一里餘南に法野村有。法多山と云ふ観音堂有り境内に十二坊有り、
白河院の祈願所也学頭を正法院と云真言宗白河院寄附の仏具有一乘院宝蔵に納

る也、此の観音の尊像淺羽庄芝村淺羽善藏と云者所持せし處後に法多山に安置
したり、此年神龜元年甲子六月十二日に法多山へ遣はすと也、其の例式として
毎年六月十二日芝善藏より造酒一斗宛献する也、観音堂にて毎年正月七日田遊
と号て踊の様なる事あり此の時右淺羽善藏方より盛物を献する参詣の者も悉
く施す善藏参らねば田遊びも始まらずと也、俗説に云傳、此の善藏の内室法田
村観音仲人せしと也、伊勢の鳥羽より来る中納言の息女と云謂はれある事也、
扱て観音堂の田遊は鐵砲二挺弓二挺鐵砲も打ち弓も射る事有り作り物の牛を出
す田遊の人十人程笠を着し腰に大鼓を附け手に撥を持って打也、堂の外陣を飛て
歩行する也撥にて笠を叩き破る事をなす古例也とぞ、田遊装束は黒き股引黒き
腕抜赤紐を付け腰に大鼓手に二本撥を持此日遠近の見物群集をなす今は芝村の
庄屋也。

或る俗説に曰法多観音は木の切れに御影うつりてまします申云傳ふ誠成るや白
河院人皇七十一代後三條院第一の皇子也、諱は貞仁と云大治四年七月七日崩御
七十七歳故有りて遠州へ流罪すと云田中村白泉寺菩提所なりと云昔は白川寺
と書たる由、二説有り、高部村に居玉ふとも又高御所村に居とも云御所有たれ
ば高御所と云實とも見ゆ。淺羽善藏東鑑曰遠州淺羽村淺羽庄司宗信頼朝公加勢
の軍兵を池田宿迄で出したる由見へたり淺羽善藏は此宗信の末也

文献十七 遠江古蹟図絵 藤長庚

(神谷昌志訳『遠江古蹟図絵全』)

法多山の田遊

山名郡法野村に、法多山と云ふ山有。観音堂有。毎年二月初午ならびに二
の午、参詣群集す。坊中十二坊、昔は有りと成り。今はわずかに残り、住職す
る僧四、五箇寺有。学頭を正法院と云ふ、真言宗なり。人皇四十五代聖武天
皇の時、開基の山なり。この観世音の由来を尋ぬるに、往古神龜元年甲子六月
十二日、開眼供養有し由。袋井の在淺羽の庄芝村に、淺羽善藏と云ふ者有り。

この者古き家筋にて、代々芝村の庄屋をする。往古鎌倉時代、頼朝の家来浅羽の庄司宗信の末孫なり。『東鑑』に云く、この宗信、源頼朝公加勢の軍卒を遠州池田宿まで出したる事を記す。法多山聖観音の像、この善蔵の所より法多へ安置せしなり。その日は神龜元年甲子、元正天皇の御宇なり。正月十二日、毎年芝村善蔵より造酒一斗づつ献ず。餅米も餅につき献ず。参詣の者にも餅を施すなり。俗説に曰く、善蔵先祖、伊勢の国鳥羽より来る。日野中納言御息女を内室とす。引佐郡祝田村観世音の仲人せしと云ひ伝ふ由緒書有り。委しくは知らず。そもそも法多山尊永寺、真言宗なり。遍照院とも云ふ。一山の院号なり。厄除観世音、行基菩薩開基なり。すなはち行基作聖観音、木仏丈四尺余有り。この法多山は人皇七十二代白河院御祈願所となる。この観音堂に正月七日の日田植と云ふ事有り。祭にて門前の氏子みな出で、田の植ゑる式を学びて、堂の内陣にてするなり。笠をかむり、弓矢・鉄砲などを持ちて踊るなり。鎮守は白山大権現、奥の院は虚空蔵大菩薩なり。本堂より三町、裏の山に有り。さてまたこの寺に釣鐘有り。山の中段に鐘楼堂有り。往古法多山観音堂は、永祿年中甲斐信玄公の時、兵火にて消失す。その時は七堂伽藍にして、坊中六十二ヶ寺有りと云ふ。また兎塚と云ひ、門前の内、村はづれに松の大木有り。鶏を蹴合はす事より起こりて死すと云ふ。また勅使塚と云ひて塚有り。白河院の時、勅使立つ。その時茶を参らせし事有り。勅使塚と云ひ詠歌有り。また当山は鶏と鷺を嫌ふ事にて、門前にても飼ふ事なしと云ふ。また白河院より御寄附有りし仏具品々有り。今一朱院の宝蔵に納まりて有り。残らず金の減金の仏具なり。ならびに涅槃像等七幅画讃有り、開帳に出づる。毎月十日・十八日、観音の縁日なれば参詣の人多し。今は法多山も坊中すくなくなりて、ただわずかに十二坊となる。宝蔵院・自性院・円蔵坊・無動院・悉地蔵・一乗院・正法院・法生坊・宝塔坊・密蔵院・大正院これなり。

文献十八 遠江国風土記伝 内山真龍

(加藤菅根・皆川剛六訳『遠江国風土記伝』)

〔石野〕高は七百三石五斗一升四合

〔熊野権現社〕除地の高二石、地は天方に有り、

〔明光寺〕除地の高は一石、曹洞宗、

〔正覚寺〕除地の高は二石五斗、曹洞宗

〔寿徳庵〕曹洞宗、

〔菩提寺〕除地の高は一石、曹洞宗

四寺各々曹洞宗、周智郡上久能村可睡齋の末、平僧住す、

〔尊永寺〕朱符の寺田の高二百五石、法多山と号す、真言宗、高野山派、聖武

天皇以後勅願所たり、寺の部に註す、中古浅羽の庄司、所持の仏像を寄附し、厄難解除の観音と稱す、

〔法多山〕〔曾我山〕各々小笠山に続いて松林なり、松茸、杜仲を産す、

石野は高部の東一里、山中の塊区の所に在り、東は佐野郡曾我山、南は城飼郡

小笠山、北は法多山にて、山圍み水は西に流る、按ずるに倭名鈔の長下郡通熊

郷、延喜式の長下郡登勒神社等は蓋しまさに此地に當るべきか、往古勅使あり、

一の宮の勅使等建武以後断絶す、延文年間寂室禪師、敷地より茲に移転し、法

多清夜龍寿暮天雲と詠ず、尊永寺に於ては、式内社登勒神社転じて仏堂と為す

か、傍に社を建て氷室社と謂ふ、

〔柴村〕庄園なり、高は六百九十四石一斗四升

〔天王社〕除地の高二石

〔円明寺〕朱符の寺田の高十八石、末寺六字あり、曹洞宗、原谷長福寺の末、

大輝派

寺境は即ち庄園なり、

〔浄瑠璃寺〕除地の高一石九斗、円明寺の末、平僧住す、

〔光徳寺〕除地の高一石五斗、円明寺の末、平僧住す、

〔庄司跡〕浅羽庄司宗信の屋敷跡は、円明寺の西隣の宅地にありて、墻を築きて僅に存す、今時名職伊藤善 蔵なる者茲に住す、庄司の孫なり、慶長以来百姓と為るなり、中頃秘蔵の神像を以て法多山に移置く、今尊永寺の厄観音として齋く是なり、又一軀を引佐郡祝田 村に移す、

〔尊永寺〕石野に在り、真言宗高野派、朱符の田の高二百五石、法多山と号し、観音を安置し、浅羽庄司の孫柴村名職、秘仏を以つて茲に移す、厄難守護の神山と称す、二月初午の日男女群参し威験を増す、按ずるに式内登勒神社転じて仏堂と為るか、一小社在り、奥院と称す、又氷室社在り、疱瘡流行の時、社中の小石を請ひて、守護の霊と為す、

謹奉言上之状 山名郡小原村長命寺の叩書、元和七年公訴の写目安御裏判の書留なり、紙数四枚、次目判 三ツ有、

抑遠江国法多山者、聖武天皇之御建立、及千年退転無之、白河後白川両帝御寄附之仏道具、数多令相伝、天下安全之丹祈無怠事、扱又門葉ハ、高野山釈迦文院之末寺として、則遠州之号高野、仍代々国主之帯判形、三拾六町之辻令支配候、尚又相国様遠州御入国之刻、於浜松以日下部兵衛門右旨遂御披露、前々有来候通、為御免許、御朱印令頂戴、其上数通之御朱印明鏡ニ御座候、下略、
一、法多山之往古ハ六拾ニヶ坊御座候ニ、令零落、只今拾式ヶ坊御座候、略、
法野と申纒横巻町余にて十町ほどの谷合御座候、然を法野と申事、上代ハ勅願として毎年勅使御下向被成候為御馳走法野の中程ニ不断之御茶屋を相構候御跡をいまに勅使塚を申伝候、勅使彼御茶屋ニ而法の野に入と御歌被遊候それより法野と申来候、略

元和七卯月十一日

遠州法多山学頭坊涼榮判

院主坊秀円判

御奉行所江

御披露

西卯月十七日

| | | |
|---|-----|----|
| 米 | 勘兵衛 | 在判 |
| 嶋 | 治兵衛 | 在判 |
| 安 | 対馬 | 在判 |
| 土 | 大炊 | 在判 |
| 酒 | 備後 | 在判 |

石野村差出

一、石野村百姓云々、御入国以後五拾余年、石野の郷、我等代々支配仕候、内山の法野とは申候

一、法多山御朱印定之事、去丑の年伊奈備前守殿御繩奉行ニ而森川金右衛門殿御改候時法多の御寺領式百五石ニ相さたまり候て掛川の領内所々ニ御座候
元和七年

文献十九 掛川誌考

(中村育男訳『掛川誌考全翻刻』)

(石野村、尊永寺、祝田村に関する記載なし)

浅羽庄 袋井駅ヨリ南太田川ノ東、三十三村ヲ浅羽庄ト称ス、東鑑ニ出タル浅羽庄司宗信ノ宅趾、今モ柴村ノ内ニ存セリ、柴村モ亦東鑑ニ見エタリ、柴村ノ今ノ庄屋善蔵ハ、即宗信ノ子孫ニテ、其庶流ナリ、又安田義定、遠江守ナリシ時、浅羽庄ヲ領ス、建久四年十二月、義定所領當国浅羽庄ノ地頭職ヲ収公セラレ、加藤次景廉ヲ以テ其代ニ補セラルト云事、東鑑ニ見エタリ、国初ノ頃、諸井川ノ流浅羽庄ニ迫リシ故ニ、慶長九年、伊奈氏檢地ノ時、其派流ヲ易タル事アリ、又本 多越前守利長、横須賀城主ノ時、正保二年ヨリ天和三年マテ、凡三十八年城主ナリ、其水東ニ数里ノ長堤ヲ築タリシヨリ、遂ニ水没ノ憂停テ、堤中ノ三十三村一万石ノ良田トナリタリ、是ヲ浅羽一万石ト称ス、加茂真淵云、

此浅羽ハ、万葉集ニ、紅乃浅葉乃野良爾苺草乃、東之間毛吾忘渚菜、トヨミタル所ナルヘシト、

文献二〇 遠淡海地志 山中豊平 (山中真喜夫訳『遠淡海地志』)

御朱印高合二百五十石也。 法田山 境内除地

四拾八石 御朱印

尊永寺領

紀州高野山末寺

法多山尊永寺者御朱印高式百石 十二坊配分 真言古義紀州高野山支配釈迦牟院末三宝院兼帯、浅羽庄横須 賀領主預り。

本堂

方角境内 西限法野村 東限御所村 南限菩提村

北限石野村 乾限貫名村 坤限篠ヶ谷村

巽限入山瀬 艮限平野村

小笠山 領家村

正月十日、二月初午、七月初十日、春秋彼岸、諸人群集ス。

或記 聖武天皇勅願所、白河院・後白河院御寄進ノ仏具等有之。

御朱印 式拾三石 山名郡 上貫名村

三拾石 同郡 下貫名村

四拾八石 同郡 石野村

六拾九石 同郡 篠ヶ谷村

三拾石 佐野郡 領家村

以上式百石

坊中 正法院 一乘院 宝蔵院 法正院 質地院

天明五乙巳年十一月廿三日夜焼失ス。

(中略)

古記云、芝原有之。

伊藤源六屋敷、古之浅羽庄司屋敷跡ト云。法多山観音尊像、源六先祖ノ田ノ中ヨリ見出シ奉リ、法多山エ安置スト。正月七日、源六法多山へ行ト。

文献二一 郷里雜記 八木美穂 (『校正郷里雜記』)

石野村。山名郡ニアリ。此村ハ横須賀ノ正北今道三里許ヲ隔テ山ノ背面ニアリ。

郷名ナク何ノ庄内ト云事モ詳ナラズ。此村ノ東ハ佐野郡梅橋村 現今曾我村

北ハ上貫名村 現今久努村 佐野郡徳泉村 現今曾我村 西ハ下貫名村 現今

久努村 小野田村、神長村 以上 現今袋井町 等ノ諸村ニ連レリ。此郡ノ東

ノ極ナリ

○熊野権現社。産土神ナリ。

○八幡社。○白山権現社。法多山ニ坐ス神ナリ。

○寿徳庵。○妙香寺。○菩提寺。○正覚寺。

以上四寺曹洞宗可睡齋末

○尊永寺 号法多山、真言宗高野山末派。

寺ハ村ノ南ノ山中ニアリ。本寺ノ文書ニハ遠江国山名郡法多山尊永寺者 行

基大士開荆面所安置手刻観世音菩薩像也。而聖武帝始有造之詔。白河天皇後白

河天皇御宇之時。累為御願寺也。本縁起文具存灼然也。ト見エタリ。然レドモ

別ニ本縁ノ記文アル事ヲ聞カズ。又土人ノ口伝ニハ「法多山は固より白山権現

の山なりけるに、柴村の百姓浅羽善蔵が先祖の浅羽庄司なる者田の中より観音

の御像を掘出て此由に御堂を造りてをさめ奉れりと伝へり又一説には昔行基菩

薩一木を以て二躯の観音を造り奉給ひて、其本木の方は法多山に安置し、末木

の方を祝田村に安置し給ひき」トモ伝祝田 村ハ引佐郡ニアリ。

○法多里。尊永寺ノ門前ニ寺賤ノ戸十六烟アリコレヲ法多ノ町トモ法多村トモ